公開買付説明書の訂正事項分

（８回目）

2025年６月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

公開買付者は、2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月24日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、(ⅰ)公開買付者がベトナム国家競争委員会から2025年６月27日(現地時間)付で対象者株式の取得を承認する旨の通知を受領し同日付で対象者株式の取得の承認がなされたこと、並びに(ⅱ)公開買付者が、2025年６月30日付で、追加で、鹿島建設株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)との間で、鹿島建設株式会社が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、記載事項の一部に訂正すべき事項(法令に基づき、公開買付期間を、本書提出日である2025年６月30日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年７月14日まで延長する旨の訂正を含みます。)が生じましたので、これを訂正するとともに、上記通知書を添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項

３　買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

①　届出当初の期間

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑦　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

６　株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

②　ベトナム競争法

(3) 許可等の日付及び番号

10　決済の方法

(2) 決済の開始日

11　その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

３　当該株券等に関して締結されている重要な契約

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１ 【公開買付要項】

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である(ⅰ)筒井雄一氏(所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。)、(ⅱ)磯部千惠子氏(所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。)、(ⅲ)筒井明子氏(所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。)、(ⅳ)雅洋氏(所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。)、(ⅴ)東山紀子氏(所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。)、(ⅵ)筒井昌隆氏(所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。)、(ⅶ)筒井長彌氏(所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。)、(ⅷ)筒井亮平氏(所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。)、(ⅸ)筒井啓雄氏(所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。)、(ｘ)筒井敦子氏(所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。)、(ｘⅰ)筒井健司氏(所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。)、(ｘⅱ)筒井俊輔氏(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。)及び(ｘⅲ)雅洋氏のその他親族６名(所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。)、並びに(ｘⅳ)中西富貴雄氏(所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。)、(ｘⅴ)中西大輔氏(所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。)及び(ｘⅵ)昭和日タン株式会社(注４)(所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(５月12日付)」と総称します。また、以下(ⅳ)雅洋氏及び(ｘⅱ)俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(５月12日付)を「本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(５月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(５月12日付)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式(５月12日付)」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、(ｘⅶ)複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式(５月23日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、(ｘⅷ)横浜冷凍株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)、(ｘⅸ)株式会社NIPPO(所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％)、(ｘｘ)大一海運株式会社(所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％)、(ｘｘⅰ)近海タンカー株式会社(所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％)、(ｘｘⅱ)兵庫商事株式会社(所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％)並びに(ｘｘⅲ)個人株主１名(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％)(以下「本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月27日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式(５月27日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、(ｘｘⅳ)株式会社エアーポートカーゴサービス(所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％)及び(ｘｘⅴ)ダイニック株式会社(所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％)(以下「本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月６日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％。以下「本応募株式(６月６日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月13日付で、(ｘｘⅵ)株式会社オーハシテクニカ(所有株式数：98,200株、所有割合：0.67％)、(ｘｘⅶ)松岡冷蔵株式会社(所有株式数：79,856株、所有割合：0.54％)及び(ｘｘⅷ)株式会社商船三井さんふらわあ(所有株式数：20,800株、所有割合：0.14％)(以下「本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月13

日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：198,856株、所有割合の合計：1.35％。以下「本応募株式(６月13日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月20日付で、(ｘｘix)いすゞ自動車首都圏株式会社(所有株式数：26,956株、所有割合：0.18％)及び(ｘｘｘ)愛知海運株式会社(所有株式数：22,660株、所有割合：0.15％)(以下「本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)」と総称し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(５月12日付)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月20日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月13日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)、本応募契約(６月13日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月20日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：49,616株、所有割合の合計：0.34％、本応募株式(５月12日付)、本応募株式(５月23日付)、本応募株式(５月27日付)、本応募株式(６月６日付)及び本応募株式(６月13日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
x x vi	株式会社オーハシテクニカ	98,200株	0.67%	―
x x vii	松岡冷蔵株式会社	79,856株	0.54%	―
x x viii	株式会社商船三井さんふらわあ	20,800株	0.14%	―
x x ix	いすゞ自動車首都圏株式会社	26,956株	0.18%	―
x x x	愛知海運株式会社	22,660株	0.15%	―
合計	―	1,566,289株	10.63%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

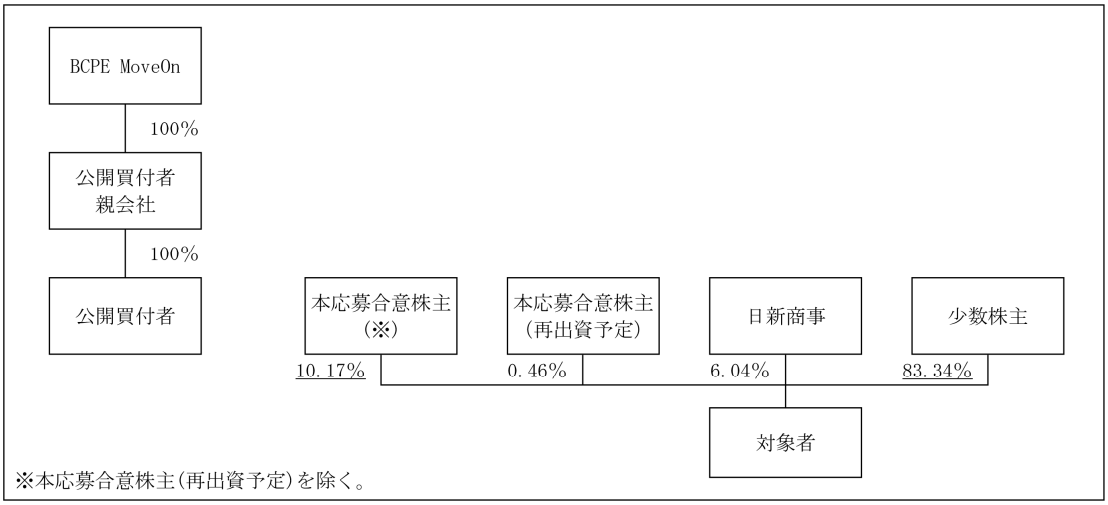

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ｘ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ｘⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ｘⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ｘⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ｘⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ｘｖ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ｘⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ｘⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ｘⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式（５月23日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、（ｘⅷ）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％）、（ｘⅸ）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％）、（ｘｘ）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％）、（ｘｘⅰ）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％）、（ｘｘⅱ）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％）並びに（ｘｘⅲ）個人株主１名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％）（以下「本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月27日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式（５月27日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、（ｘｘⅳ）株式会社エアーポートカーゴサービス（所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％）及び（ｘｘｖ）ダイニック株式会社（所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％）（以下「本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（６月６日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％。以下「本応募株式（６月６日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月13日付で、（ｘｘⅵ）株式会社オーハシテクニカ（所有株式数：98,200株、所有割合：0.67％）、（ｘｘⅶ）松岡冷蔵株式会社（所有株式数：79,856株、所有割合：0.54％）及び（ｘｘⅷ）株式会社商船三井さんふらわあ（所有株式数：20,800株、所有割合：0.14％）（以下「本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（６月13日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：198,856株、所有割合の合計：1.35％。以下「本応募株式（６月13日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月20日付で、（ｘｘⅸ）いすゞ自動車首都圏株式会社（所有株式数：26,956株、所有割合：0.18％）及び（ｘｘｘ）愛知海運株式会社（所

有株式数：22,660株、所有割合：0.15％)(以下「本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月20日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：49,616株、所有割合の合計：0.34％。以下「本応募株式(６月20日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月30日付で、(ｘｘｘｉ)鹿島建設株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)(以下「本応募合意株主(６月30日付締結関係者株主)」といい、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(５月12日付)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月30日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月30日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)、本応募契約(６月13日付締結関係者株主)、本応募契約(６月20日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月30日付締結関係者株主)を「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)、本応募契約(６月13日付締結関係者株主)、本応募契約(６月20日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月30日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)を締結し、本応募合意株主(６月30日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(本応募株式(５月12日付)、本応募株式(５月23日付)、本応募株式(５月27日付)、本応募株式(６月６日付)、本応募株式(６月13日付)及び本応募株式(６月20日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年５月13日から2025年７月８日まで(41営業日)と定めておりましたが、本応募契約(６月30日付締結関係者株主)を締結したこと等に伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年６月30日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年７月14日まで延長することといたしました。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
x x vi	株式会社オーハシテクニカ	98,200株	0.67%	―
x x vii	松岡冷蔵株式会社	79,856株	0.54%	―
x x viii	株式会社商船三井さんふらわあ	20,800株	0.14%	―
x x ix	いすゞ自動車首都圏株式会社	26,956株	0.18%	―
x x x	愛知海運株式会社	22,660株	0.15%	―
x x x i	鹿島建設株式会社	100,000株	0.68%	―
合計	―	1,666,289株	11.30%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

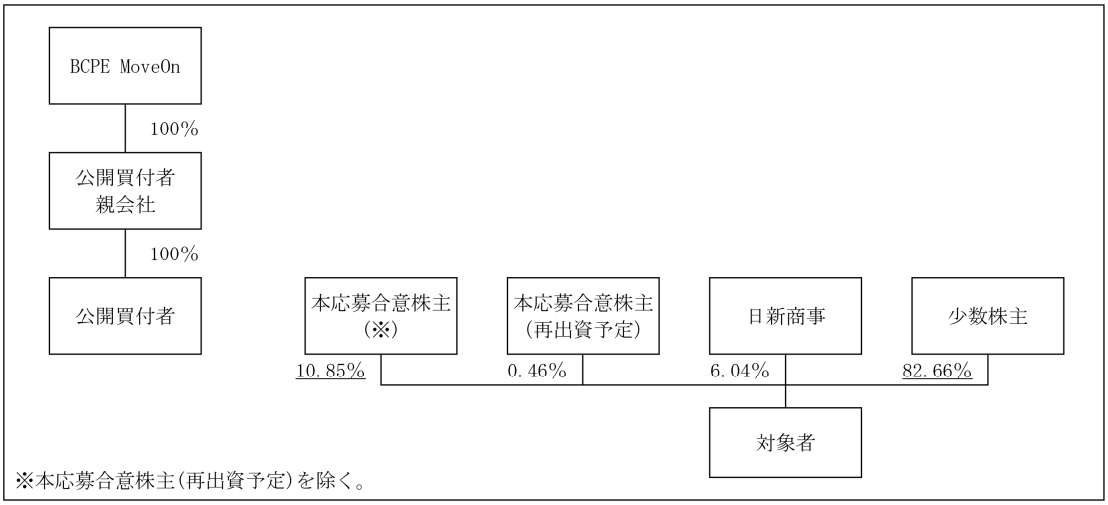

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月13日、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月20日、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月13日、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月20日、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月30日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月30日、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月30日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、公開買付者は、公開買付期間を2025年５月13日から2025年７月８日まで（41営業日）と定めておりましたが、本応募契約（６月30日付締結関係者株主）を締結したこと等に伴う本書の訂正届出書の提出により、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2025年６月30日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年７月14日まで延長することといたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

＜前略＞

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端株が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び日新商事のみが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。但し、本公開買付けの決済後において、日新商事が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主(公開買付者を除きます。)が存在し又は生ずることが合理的に否定できない場合、本株式併合後に公開買付者及び日新商事以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、日新商事は、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者に対して日新商事の所有する対象者株式の全てを無償で貸し付ける貸株取引(以下「本貸株取引」といいます。)を実施する可能性があります。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端株が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び日新商事のみが対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。但し、本公開買付けの決済後において、日新商事が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者を除きます。）が存在し又は生ずることが合理的に否定できない場合、本株式併合後に公開買付者及び日新商事以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、日新商事は、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、（ⅰ）公開買付者に対して日新商事の所有する対象者株式の全てを無償で貸し付ける貸株取引（以下「本貸株取引」といいます。）、又は（ⅱ）公開買付者から公開買付者の所有する対象者株式の一部を無償で借り受ける貸株取引を実施する可能性があります。

＜後略＞

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

（訂正前）

② 本応募契約（関係者株主）

公開買付者は、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、2025年５月12日付で本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、同年５月23日付で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、同年５月27日付で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、同年６月６日付で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で、同年６月13日付で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で、同年６月20日付で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（関係者株主）が所有する対象者株式の全て（合計1,253,627株、所有割合：8.50％）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（関係者株主）において、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株主）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主（関係者株主）に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

（訂正後）

② 本応募契約（関係者株主）

公開買付者は、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、2025年５月12日付で本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、同年５月23日付で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、同年５月27日付で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、同年６月６日付で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で、同年６月13日付で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で、同年６月20日付で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）を、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）との間で、同年６月30日付で本応募契約（６月30日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（関係者株主）が所有する対象者株式の全て（合計1,353,627株、所有割合：9.18％）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（関係者株主）において、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株主）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主（関係者株主）に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2025年５月13日(火曜日)から2025年７月８日(火曜日)まで(41営業日)
公告日	2025年５月13日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス　http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2025年５月13日(火曜日)から2025年７月14日(月曜日)まで(45営業日)
公告日	2025年５月13日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス　http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑦　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

(訂正前)

公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を41営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を45営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

＜後略＞

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,566,289株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,284,624株)を２で除した株式数(6,142,312株(小数点以下切上げ)、所有割合：41.67%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,666,289株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,184,624株)を２で除した株式数(6,092,312株(小数点以下切上げ)、所有割合：41.33%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

6　【株券等の取得に関する許可等】

(2)　【根拠法令】

②　ベトナム競争法

（訂正前）

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2025年４月17日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出し、遅くとも2025年５月25日（現地時間）頃までにベトナム国家競争委員会によって受理される見込みです。そのため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日が経過し本株式取得に関する承認を取得できるのは、遅くとも2025年６月24日（現地時間）頃となる見込みです。公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までにベトナム国家競争委員会からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2)　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

（訂正後）

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間（初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。）が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2025年４月17日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会に提出し、2025年５月29日（現地時間）付でベトナム国家競争委員会によって受理されております。その後、2025年６月27日（現地時間）付で、ベトナム国家競争委員会から本株式取得を承認することを決定する旨の通知が発出され、公開買付者は、2025年６月27日に当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　2025年５月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号　公経企第628号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

許可等の日付　2025年５月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号　公経企第629号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

② ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付　2025年５月26日(現地時間)

許可等の番号　B9-60/25

③ オーストリアカルテル法

許可等の日付　2025年６月11日(現地時間)

許可等の番号　BWB/Z-6933

(訂正後)

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　2025年５月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)

許可等の番号　公経企第628号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)

許可等の日付　2025年５月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)

許可等の番号　公経企第629号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

② ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付　2025年５月26日(現地時間)

許可等の番号　B9-60/25

③ オーストリアカルテル法

許可等の日付　2025年６月11日(現地時間)

許可等の番号　BWB/Z-6933

④ ベトナム競争法

許可等の日付　2025年６月27日(現地時間)

許可等の番号　534/TB-CT

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2025年７月15日(火曜日)

(訂正後)

2025年７月22日(火曜日)

11 【その他買付け等の条件及び方法】

⑵ 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

（訂正前）

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「⑵　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

＜後略＞

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

３ 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約(昭和日タン)を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月13日付で、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(６月13日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月20日付で、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(６月20日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月６日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月13日付で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月13日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月20日付で、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月20日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

<u>また、公開買付者は、2025年６月30日付で、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月30日付締結関係者株主）を締結し、本応募合意株主（６月30日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。</u>

＜後略＞

公開買付説明書の訂正事項分

（７回目）

2025年６月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月20日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、対象者が、2025年６月24日付で、事業年度第116期(自2024年４月１日至2025年３月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、当該有価証券報告書を添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第５　対象者の状況

４　継続開示会社たる対象者に関する事項

(1)　対象者が提出した書類

①　有価証券報告書及びその添付書類

②　半期報告書

③　臨時報告書

６　その他

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第５ 【対象者の状況】

４ 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

（訂正前）

事業年度第114期（自2022年４月１日至2023年３月31日）
2023年６月26日　関東財務局長に提出

事業年度第115期（自2023年４月１日至2024年３月31日）
2024年６月27日　関東財務局長に提出

（訂正後）

事業年度第115期（自2023年４月１日至2024年３月31日）
2024年６月27日　関東財務局長に提出

事業年度第116期（自2024年４月１日至2025年３月31日）
2025年６月24日　関東財務局長に提出

② 【半期報告書】

（訂正前）

事業年度第116期中（自2024年４月１日至2024年９月30日）
2024年11月14日　関東財務局長に提出

（訂正後）

該当事項はありません。

③ 【臨時報告書】

（訂正前）

法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号（代表取締役の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2025年２月28日関東財務局長に提出

（訂正後）

該当事項はありません。

6　【その他】

（訂正前）

(1)　「2025年３月期　決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年５月12日付で「2025年３月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信の内容につきましては、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

①　損益の状況(連結)

（単位：百万円）

会計期間	2025年３月期 （自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
売上高	190,806
営業利益	9,638
経常利益	10,446
親会社株主に帰属する当期純利益	10,854

②　１株当たりの状況(連結)

（単位：円）

会計期間	2025年３月期 （自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
１株当たり当期純利益	726.34
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	―
１株当たり配当金	200

（訂正後）

該当事項はありません。

公開買付説明書の訂正事項分

（６回目）

2025年６月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月13日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、2025年６月20日付で、追加で、いすゞ自動車首都圏株式会社(所有株式数：26,956株、所有割合：0.18％)及び愛知海運株式会社(所有株式数：22,660株、所有割合：0.15％)との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：49,616株、所有割合の合計：0.34％)について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項

３　買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

②　本応募契約(関係者株主)

４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

３　当該株券等に関して締結されている重要な契約

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１ 【公開買付要項】

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である(ⅰ)筒井雄一氏(所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。)、(ⅱ)磯部千惠子氏(所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。)、(ⅲ)筒井明子氏(所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。)、(ⅳ)雅洋氏(所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。)、(ⅴ)東山紀子氏(所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。)、(ⅵ)筒井昌隆氏(所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。)、(ⅶ)筒井長彌氏(所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。)、(ⅷ)筒井亮平氏(所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。)、(ⅸ)筒井啓雄氏(所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。)、(ⅹ)筒井敦子氏(所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。)、(ⅹⅰ)筒井健司氏(所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。)、(ⅹⅱ)筒井俊輔氏(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。)及び(ⅹⅲ)雅洋氏のその他親族６名(所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。)、並びに(ⅹⅳ)中西富貴雄氏(所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。)、(ⅹⅴ)中西大輔氏(所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。)及び(ⅹⅵ)昭和日タン株式会社(注４)(所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(５月12日付)」と総称します。また、以下(ⅳ)雅洋氏及び(ⅹⅱ)俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(５月12日付)を「本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(５月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(５月12日付)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式(５月12日付)」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、(ⅹⅶ)複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式(５月23日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、(ⅹⅷ)横浜冷凍株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)、(ⅹⅸ)株式会社NIPPO(所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％)、(ⅹⅹ)大一海運株式会社(所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％)、(ⅹⅹⅰ)近海タンカー株式会社(所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％)、(ⅹⅹⅱ)兵庫商事株式会社(所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％)並びに(ⅹⅹⅲ)個人株主１名(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％)(以下「本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月27日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式(５月27日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、(ⅹⅹⅳ)株式会社エアーポートカーゴサービス(所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％)及び(ⅹⅹⅴ)ダイニック株式会社(所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％)(以下「本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月６日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％。以下「本応募株式(６月６日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月13日付で、(ⅹⅹⅵ)株式会社オーハシテクニカ(所有株式数：98,200株、所有割合：0.67％)、(ⅹⅹⅶ)松岡冷蔵株式会社(所有株式数：79,856株、所有割合：0.54％)及び(ⅹⅹⅷ)株式会社商船三井さんふらわあ(所有株式数：20,800株、所有割合：0.14％)(以下「本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)」と総称し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(５月12日付)、本応募

合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月13日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月６日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月13日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：198,856株、所有割合の合計：1.35%、本応募株式(５月12日付)、本応募株式(５月23日付)、本応募株式(５月27日付)及び本応募株式(６月６日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
x x vi	株式会社オーハシテクニカ	98,200株	0.67%	―
x x vii	松岡冷蔵株式会社	79,856株	0.54%	―
x x viii	株式会社商船三井さんふらわあ	20,800株	0.14%	―
合計	―	1,516,673株	10.29%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

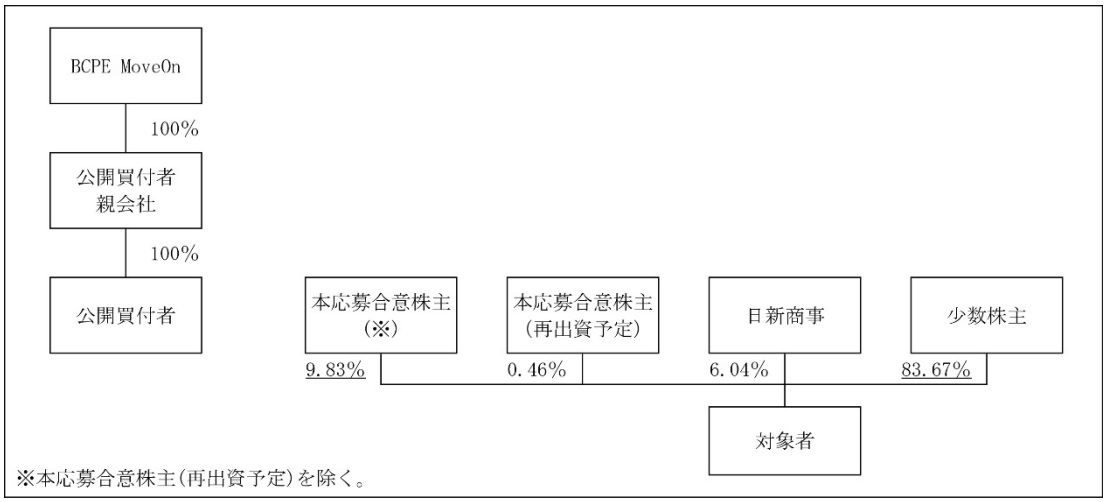

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ｘ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ｘⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ｘⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ｘⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ｘⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ｘⅴ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ｘⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ｘⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ｘⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式（５月23日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、（ｘⅷ）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％）、（ｘⅸ）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％）、（ｘｘ）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％）、（ｘｘⅰ）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％）、（ｘｘⅱ）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％）並びに（ｘｘⅲ）個人株主１名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％）（以下「本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月27日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式（５月27日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、（ｘｘⅳ）株式会社エアーポートカーゴサービス（所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％）及び（ｘｘｖ）ダイニック株式会社（所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％）（以下「本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（６月６日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％。以下「本応募株式（６月６日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月13日付で、（ｘｘⅵ）株式会社オーハシテクニカ（所有株式数：98,200株、所有割合：0.67％）、（ｘｘⅶ）松岡冷蔵株式会社（所有株式数：79,856株、所有割合：0.54％）及び（ｘｘⅷ）株式会社商船三井さんふらわあ（所有株式数：20,800株、所有割合：0.14％）（以下「本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（６月13日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：198,856株、所有割合の合計：1.35％。以下「本応募株式（６月13日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月20日付で、（ｘｘⅸ）いすゞ自動車首都圏株式会社（所有株式数：26,956株、所有割合：0.18％）及び（ｘｘｘ）愛知海運株式会社（所有株式数：22,660株、所有割合：0.15％）（以下「本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）」と総称し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（５月12日付）、本応募合意株主（５月

23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月20日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月13日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)、本応募契約(６月13日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月20日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：49,616株、所有割合の合計：0.34%、本応募株式(５月12日付)、本応募株式(５月23日付)、本応募株式(５月27日付)、本応募株式(６月６日付)及び本応募株式(６月13日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
x x vi	株式会社オーハシテクニカ	98,200株	0.67%	―
x x vii	松岡冷蔵株式会社	79,856株	0.54%	―
x x viii	株式会社商船三井さんふらわあ	20,800株	0.14%	―
x x ix	いすゞ自動車首都圏株式会社	26,956株	0.18%	―
x x x	愛知海運株式会社	22,660株	0.15%	―
合計	―	1,566,289株	10.63%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

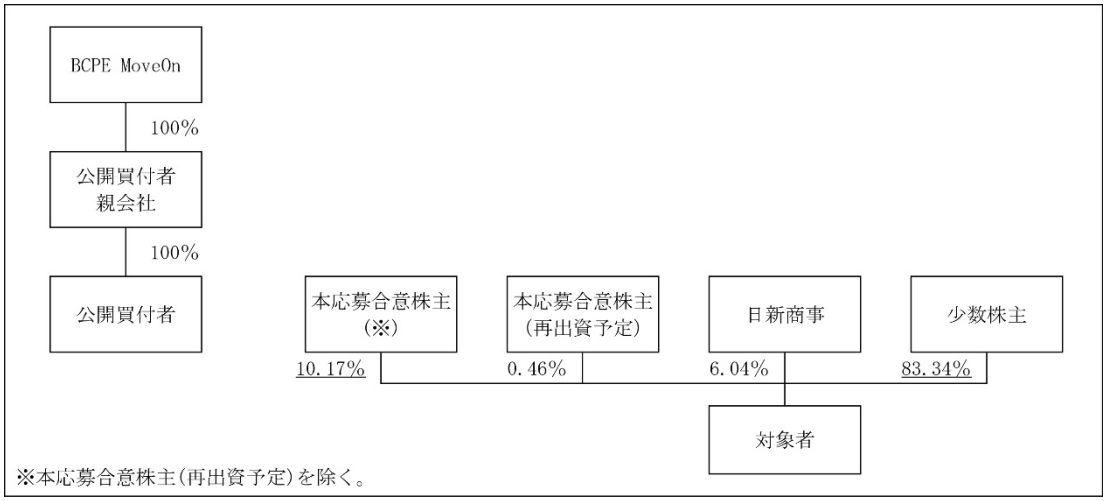

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月13日、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月13日、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を締結いたしました。<u>また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月20日、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月20日付締結関係者株主）を締結いたしました。</u>本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

② 本応募契約(関係者株主)

(訂正前)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)との間で、同年６月６日付で本応募契約(６月６日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)との間で、同年６月13日付で本応募契約(６月13日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計1,204,011株、所有割合：8.17%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)との間で、同年６月６日付で本応募契約(６月６日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)との間で、同年６月13日付で本応募契約(６月13日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月20日付締結関係者株主)との間で、同年６月20日付で本応募契約(６月20日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計1,253,627株、所有割合：8.50%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,516,673株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,334,240株)を２で除した株式数(6,167,120株(小数点以下切上げ)、所有割合：41.84%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,566,289株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,284,624株)を２で除した株式数(6,142,312株(小数点以下切上げ)、所有割合：41.67%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

第３　【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

３　【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月６日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月13日付で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月13日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月６日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月13日付で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月13日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月20日付で、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月20日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月20日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

公開買付説明書の訂正事項分

（５回目）

2025年６月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年６月６日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、(ⅰ)オーストリア共和国連邦競争庁から2025年６月11日(現地時間)付で対象者株式の取得を承認する旨の通知を受領し同日付で対象者株式の取得の承認がなされたこと、及び(ⅱ)2025年６月13日付で、追加で、株式会社オーハシテクニカ(所有株式数：98,200株、所有割合：0.67％)、松岡冷蔵株式会社(所有株式数：79,856株、所有割合：0.54％)及び株式会社商船三井さんふらわあ(所有株式数：20,800株、所有割合：0.14％)との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：198,856株、所有割合の合計：1.35％)について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、上記通知書を新たに添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項

３　買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

②　本応募契約(関係者株主)

４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

６　株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

③ オーストリアカルテル法

(3) 許可等の日付及び番号

11　その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

３　当該株券等に関して締結されている重要な契約

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１ 【公開買付要項】

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である(ⅰ)筒井雄一氏(所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。)、(ⅱ)磯部千惠子氏(所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。)、(ⅲ)筒井明子氏(所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。)、(ⅳ)雅洋氏(所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。)、(ⅴ)東山紀子氏(所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。)、(ⅵ)筒井昌隆氏(所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。)、(ⅶ)筒井長彌氏(所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。)、(ⅷ)筒井亮平氏(所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。)、(ⅸ)筒井啓雄氏(所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。)、(ⅹ)筒井敦子氏(所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。)、(ⅹⅰ)筒井健司氏(所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。)、(ⅹⅱ)筒井俊輔氏(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。)及び(ⅹⅲ)雅洋氏のその他親族６名(所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。)、並びに(ⅹⅳ)中西富貴雄氏(所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。)、(ⅹⅴ)中西大輔氏(所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。)及び(ⅹⅵ)昭和日タン株式会社(注４)(所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(５月12日付)」と総称します。また、以下(ⅳ)雅洋氏及び(ⅹⅱ)俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(５月12日付)を「本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(５月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(５月12日付)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式(５月12日付)」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、(ⅹⅶ)複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式(５月23日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、(ⅹⅷ)横浜冷凍株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)、(ⅹⅸ)株式会社NIPPO(所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％)、(ⅹⅹ)大一海運株式会社(所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％)、(ⅹⅹⅰ)近海タンカー株式会社(所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％)、(ⅹⅹⅱ)兵庫商事株式会社(所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％)並びに(ⅹⅹⅲ)個人株主１名(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％)(以下「本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月27日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式(５月27日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、(ⅹⅹⅳ)株式会社エアーポートカーゴサービス(所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％)及び(ⅹⅹⅴ)ダイニック株式会社(所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％)(以下「本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)」と総称し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(５月12日付)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月６日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)及び本応募契約(５月27日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応

募契約(５月27日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月６日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01%、本応募株式(５月12日付)、本応募株式(５月23日付)及び本応募株式(５月27日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
合計	―	1,317,817株	8.94%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

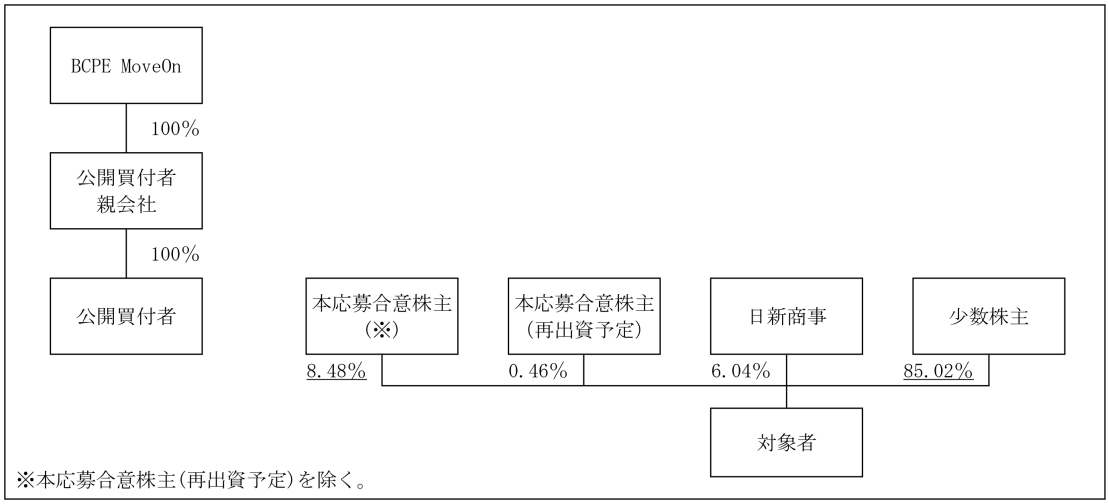

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ｘ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ｘⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ｘⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ｘⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ｘⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ｘｖ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ｘⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ｘⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ｘⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式（５月23日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、（ｘⅷ）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％）、（ｘⅸ）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％）、（ｘｘ）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％）、（ｘｘⅰ）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％）、（ｘｘⅱ）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％）並びに（ｘｘⅲ）個人株主１名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％）（以下「本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月27日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式（５月27日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、（ｘｘⅳ）株式会社エアーポートカーゴサービス（所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％）及び（ｘｘｖ）ダイニック株式会社（所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％）（以下「本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（６月６日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％。以下「本応募株式（６月６日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月13日付で、（ｘｘⅵ）株式会社オーハシテクニカ（所有株式数：98,200株、所有割合：0.67％）、（ｘｘⅶ）松岡冷蔵株式会社（所有株式数：79,856株、所有割合：0.54％）及び（ｘｘⅷ）株式会社商船三井さんふらわあ（所有株式数：20,800株、所有割合：0.14％）（以下「本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）」と総称し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（５月12日付）、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）を以下「本応募合意株主」と総称します。）との

間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(６月13日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月６日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)、本応募契約(６月６日付締結関係者株主)及び本応募契約(６月13日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：198,856株、所有割合の合計：1.35%、本応募株式(５月12日付)、本応募株式(５月23日付)、本応募株式(５月27日付)及び本応募株式(６月６日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
x x vi	株式会社オーハシテクニカ	98,200株	0.67%	―
x x vii	松岡冷蔵株式会社	79,856株	0.54%	―
x x viii	株式会社商船三井さんふらわあ	20,800株	0.14%	―
合計	―	1,516,673株	10.29%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

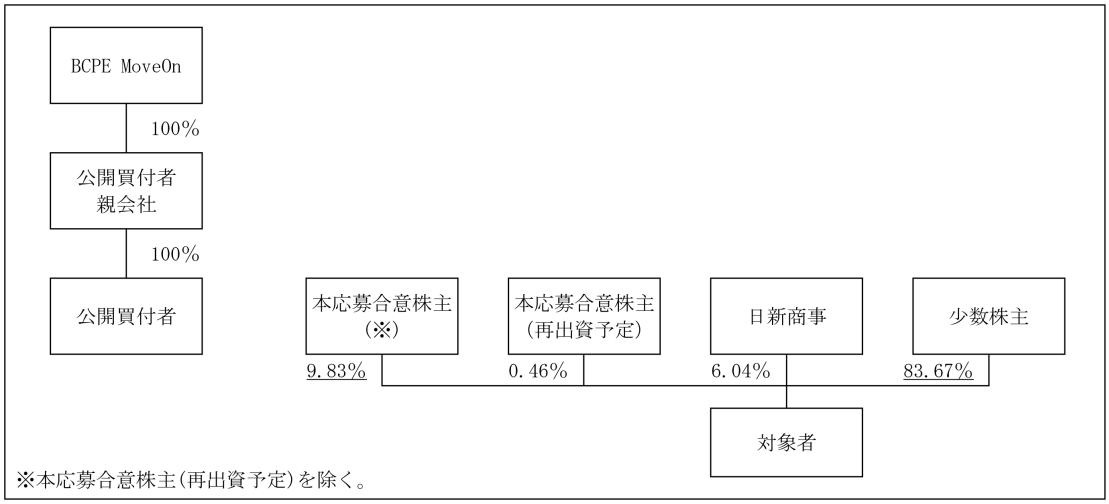

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月13日、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月13日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

② 本応募契約(関係者株主)

(訂正前)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)との間で、同年６月６日付で本応募契約(６月６日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計1,005,155株、所有割合：6.82%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)との間で、同年６月６日付で本応募契約(６月６日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月13日付締結関係者株主)との間で、同年６月13日付で本応募契約(６月13日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計1,204,011株、所有割合：8.17%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,317,817株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,533,096株)を２で除した株式数(6,266,548株(小数点以下切上げ)、所有割合：42.51%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株（所有割合：60.35％）と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（8,896,100株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株（所有割合：60.35％）は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数（15,512,769株）から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数（771,656株）、本応募株式（1,516,673株）及び本不応募株式（890,200株）を控除した株式数（12,334,240株）を２で除した株式数（6,167,120株（小数点以下切上げ）、所有割合：41.84％。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ（Majority of Minority）」に相当する数です。）を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

６　【株券等の取得に関する許可等】

⑵　【根拠法令】

③　オーストリアカルテル法

（訂正前）

公開買付者は、オーストリア共和国のカルテル法に基づき、連邦競争庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。連邦競争庁によって当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則４週間ですが、届出者の申出により２週間延長される場合があります。）内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査を行うかの決定を行います。連邦競争庁が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月12日（現地時間）付で連邦競争庁に事前届出を行い、同日（現地時間）付で受理されております。公開買付者は、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに連邦競争庁からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

（訂正後）

公開買付者は、オーストリア共和国のカルテル法に基づき、連邦競争庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。連邦競争庁によって当該届出が受理された日から一定の待機期間（原則４週間ですが、届出者の申出により２週間延長される場合があります。）内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査を行うかの決定を行います。連邦競争庁が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月12日（現地時間）付で連邦競争庁に事前届出を行い、同日（現地時間）付で受理されておりましたが、本株式取得に関して、2025年６月11日（現地時間）付で、連邦競争庁から本株式取得を承認する旨の通知が発出され、公開買付者は、同日付で当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

（訂正前）

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　2025年５月23日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号　公経企第628号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付　2025年５月23日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号　公経企第629号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

② ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付　2025年５月26日（現地時間）

許可等の番号　B9-60/25

（訂正後）

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　2025年５月23日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号　公経企第628号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付　2025年５月23日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号　公経企第629号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

② ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付　2025年５月26日（現地時間）

許可等の番号　B9-60/25

③ オーストリアカルテル法

許可等の日付　2025年６月11日（現地時間）

許可等の番号　BWB/Z-6933

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

(訂正前)

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「(2)　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会又はオーストリア連邦競争庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

(訂正後)

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「(2)　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

３ 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月６日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月６日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年６月13日付で、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月13日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月13日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

公開買付説明書の訂正事項分

（４回目）

2025年６月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書、2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年５月29日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、2025年６月６日付で、追加で、株式会社エアーポートカーゴサービス(所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％)及びダイニック株式会社(所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％)との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％)について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項

３　買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

②　本応募契約(関係者株主)

４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

３　当該株券等に関して締結されている重要な契約

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１ 【公開買付要項】

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である(ⅰ)筒井雄一氏(所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。)、(ⅱ)磯部千惠子氏(所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。)、(ⅲ)筒井明子氏(所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。)、(ⅳ)雅洋氏(所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。)、(ⅴ)東山紀子氏(所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。)、(ⅵ)筒井昌隆氏(所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。)、(ⅶ)筒井長彌氏(所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。)、(ⅷ)筒井亮平氏(所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。)、(ⅸ)筒井啓雄氏(所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。)、(ⅹ)筒井敦子氏(所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。)、(ⅹⅰ)筒井健司氏(所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。)、(ⅹⅱ)筒井俊輔氏(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。)及び(ⅹⅲ)雅洋氏のその他親族６名(所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。)、並びに(ⅹⅳ)中西富貴雄氏(所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。)、(ⅹⅴ)中西大輔氏(所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。)及び(ⅹⅵ)昭和日タン株式会社(注４)(所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主(５月12日付)」と総称します。また、以下(ⅳ)雅洋氏及び(ⅹⅱ)俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主(５月12日付)を「本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(５月12日付締結関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約(５月12日付)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式(５月12日付)」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、(ⅹⅶ)複数の個人株主及び法人株主(以下「本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月23日付締結関係者株主)」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式(５月23日付)」といいます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、(ⅹⅷ)横浜冷凍株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)、(ⅹⅸ)株式会社NIPPO(所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％)、(ⅹⅹ)大一海運株式会社(所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％)、(ⅹⅹⅰ)近海タンカー株式会社(所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％)、(ⅹⅹⅱ)兵庫商事株式会社(所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％)並びに(ⅹⅹⅲ)個人株主１名(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％)(以下「本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)」と総称し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)と併せて「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。また、本応募合意株主(５月12日付)、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)及び本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)を以下「本応募合意株主」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下「本応募契約(５月27日付締結関係者株主)」といい、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)及び本応募契約(５月23日付締結関係者株主)と併せて「本応募契約(関係者株主)」と総称します。また、本応募契約(５月12日付)、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)及び本応募契約(５月27日付締結関係者株主)を以下「本応募契約」と総称します。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％、本応募株式(５月12日付)及び本応募株式(５月23日付)と併せて以下「本応募株式」と総称します。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
合計	―	1,169,034株	7.93%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

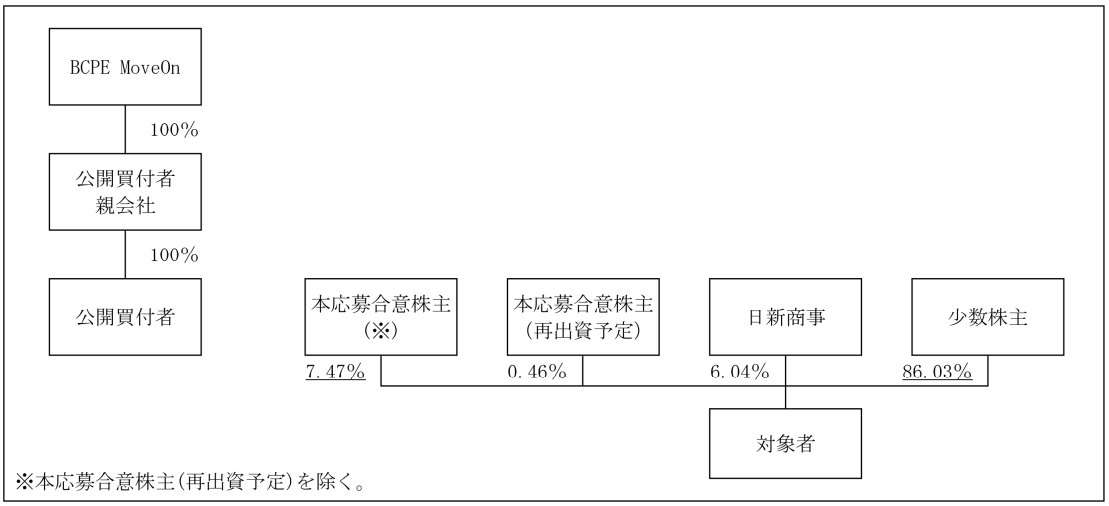

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ｘ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ｘⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ｘⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ｘⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ｘⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ｘⅴ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ｘⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ｘⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ｘⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式（５月23日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、（ｘⅷ）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％）、（ｘⅸ）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％）、（ｘｘ）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％）、（ｘｘⅰ）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％）、（ｘｘⅱ）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％）並びに（ｘｘⅲ）個人株主１名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％）（以下「本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月27日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％。以下「本応募株式（５月27日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年６月６日付で、（ｘｘⅳ）株式会社エアーポートカーゴサービス（所有株式数：100,183株、所有割合：0.68％）及び（ｘｘｖ）ダイニック株式会社（所有株式数：48,600株、所有割合：0.33％）（以下「本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）」と総称し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（５月12日付）、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）を以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（６月６日付締結関係者株主）」といい、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）及び本応募契約（５月27日付締結関係者株主）と併せて「本応募契約（関係者株主）」と総称します。また、本応募契約（５月12日付）、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）及び本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を以下「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：148,783株、所有割合の合計：1.01％、本応募株式（５月12日付）、本応募株式（５月23日付）及び本応募株式（５月27日付）と併せて以下「本応募株式」と総称します。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
x x iv	株式会社エアーポートカーゴサービス	100,183株	0.68%	―
x x v	ダイニック株式会社	48,600株	0.33%	―
合計	―	1,317,817株	8.94%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

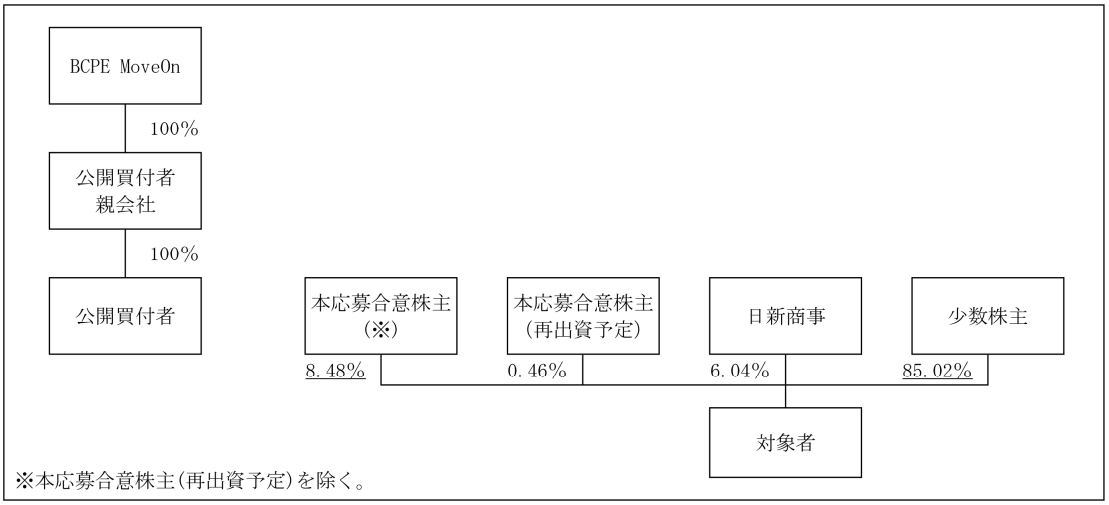

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）における検討を経て、同年６月６日、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で本応募契約（６月６日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

② 本応募契約(関係者株主)

(訂正前)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計856,372株、所有割合：5.81%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(６月６日付締結関係者株主)との間で、同年６月６日付で本応募契約(６月６日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計1,005,155株、所有割合：6.82%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,169,034株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,681,879株)を２で除した株式数(6,340,940株(小数点以下切上げ)、所有割合：43.02%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31日現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,317,817株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,533,096株)を２で除した株式数(6,266,548株(小数点以下切上げ)、所有割合：42.51%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

３ 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約(昭和日タン)を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月27日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

<u>また、公開買付者は、2025年６月６日付で、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（６月６日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（６月６日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。</u>

＜後略＞

公開買付説明書の訂正事項分

（３回目）

2025年５月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書及び2025年５月27日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、(ⅰ)ドイツ連邦カルテル庁から2025年５月26日(現地時間)付で対象者株式の取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領し同日付で対象者株式の取得の承認がなされたこと、及び(ⅱ)対象者の取引先持株会である日新共栄会が、2025年５月14日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する対象者株式の全て(所有株式数：557,300株、所有割合：3.78％(2025年５月29日時点))について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年５月29日付で、日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けたことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、上記通知書を新たに添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項

３　買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

６　株券等の取得に関する許可等

(2) 根拠法令

④　ドイツ競争制限禁止法

(3) 許可等の日付及び番号

11　その他買付け等の条件及び方法

(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１ 【公開買付要項】

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、対象者社員持株会(以下で定義します。)(所有株式数：975,132株、所有割合：6.62％(2025年５月27日時点))及び対象者の役員持株会である尾上会(所有株式数：1,291株、所有割合：0.01％(2025年５月27日時点))(対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。)が、2025年５月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の合計976,423株(所有割合の合計：6.62％(2025年５月27日時点))(但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。)に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年５月27日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、対象者社員持株会(以下で定義します。)(所有株式数：975,132株、所有割合：6.62％(2025年５月27日時点))及び対象者の役員持株会である尾上会(所有株式数：1,291株、所有割合：0.01％(2025年５月27日時点))(対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。)が、2025年５月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の合計976,423株(所有割合の合計：6.62％(2025年５月27日時点))(但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。)に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年５月27日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。加えて、公開買付者は、対象者の取引先持株会である日新共栄会(所有株式数：557,300株、所有割合：3.78％(2025年５月29日時点))が、2025年５月14日に開催された日新共栄会の理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、日新共栄会が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年５月29日付で日新共栄会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。

＜後略＞

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

④ ドイツ競争制限禁止法

(訂正前)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として１ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月12日(現地時間)付で連邦カルテル庁に事前届出を行い、同日(現地時間)付で受理されております。公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに連邦カルテル庁からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2)　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

(訂正後)

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として１ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月12日(現地時間)付で連邦カルテル庁に事前届出を行い、同日(現地時間)付で受理されておりましたが、本株式取得に関して、2025年５月26日(現地時間)付で、連邦カルテル庁から本株式取得が禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知が発出され、公開買付者は、同日付で当該通知を受領し、同日付で本株式取得の承認がなされたことを確認しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

(訂正前)

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　　2025年５月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)
許可等の番号　　公経企第628号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
許可等の日付　　2025年５月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)
許可等の番号　　公経企第629号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

(訂正後)

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　　2025年５月23日(排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる)
許可等の番号　　公経企第628号(排除措置命令を行わない旨の通知書の番号)
許可等の日付　　2025年５月23日(禁止期間の短縮の通知を受けたことによる)
許可等の番号　　公経企第629号(禁止期間の短縮の通知書の番号)

② ドイツ競争制限禁止法

許可等の日付　　2025年５月26日(現地時間)
許可等の番号　　B9-60/25

11 【その他買付け等の条件及び方法】

⑵ 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

（訂正前）

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「⑵　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁又はドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「⑵　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会又はオーストリア連邦競争庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

公開買付説明書の訂正事項分

（２回目）

2025年５月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(ｅ)項又は第14条(ｄ)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)及びその添付書類である2025年５月13日付公開買付開始公告(2025年５月23日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、公開買付者が、(ⅰ)公正取引委員会から2025年５月23日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を同日に受領し同日から公開買付者による対象者株式の取得が可能となったこと、(ⅱ)対象者の従業員持株会である日新社員持株会及び対象者の役員持株会である尾上会(日新社員持株会及び尾上会を以下「対象者持株会」と総称します。)が、2025年５月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：976,423株、所有割合の合計：6.62％(2025年５月27日時点))について本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年５月27日付で、対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けたこと、並びに、(ⅲ)2025年５月27日付で、追加で、横浜冷凍株式会社(所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％)、株式会社NIPPO(所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％)、大一海運株式会社(所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％)、近海タンカー株式会社(所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％)、兵庫商事株式会社(所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％)及び個人株主１名(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％)との間で、これらの者が所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％)について本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するとともに、上記各通知書を新たに添付書類に追加するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項
　３　買付け等の目的
　　(1) 本公開買付けの概要
　　(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針
　　①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
　　(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)
　　(6) 本公開買付けに関する重要な合意
　　②　本応募契約(関係者株主)
　４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数
　　(2) 買付け等の価格
　　算定の経緯
　　(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)
　　⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定
　６　株券等の取得に関する許可等
　　(2) 根拠法令
　　①　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
　　(3) 許可等の日付及び番号
　11　その他買付け等の条件及び方法
　　(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況
　３　当該株券等に関して締結されている重要な契約

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１　【公開買付要項】

３　【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ⅹ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ⅹⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ⅹⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ⅹⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ⅹⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ⅹⅴ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ⅹⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ⅹⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ⅹⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といい、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（５月12日付）及び本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）を以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といい、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）と併せて「本応募契約（関係者株主）」と総称します。また、本応募契約（５月12日付）及び「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」を「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％、本応募株式（５月12日付）と併せて以下「本応募株式」と総称します。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
合計	―	926,446株	6.28%	―

（注４）　昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社(現株式会社日新)と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

＜中略＞

（注５）　対象者社員持株会がその所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。)を本公開買付けに応募することを可能とするため、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、譲渡制限期間中に対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、対象者は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む対象者社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約(以下「本変更契約」といいます。)を締結することを決議しているとのことです。したがって、本譲渡制限付株式のうち、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

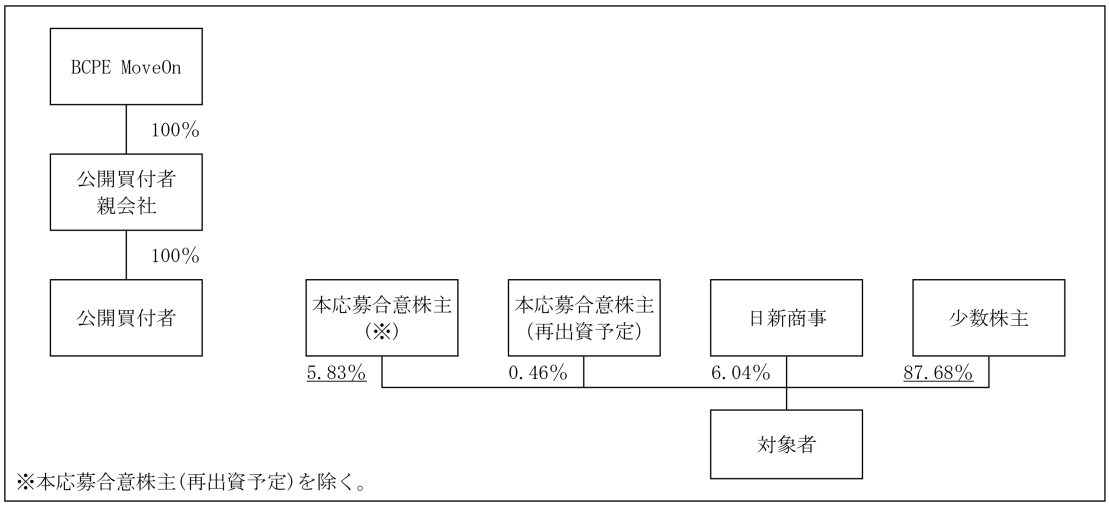

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ｘ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ｘⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ｘⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ｘⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ｘⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ｘｖ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ｘⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ｘⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ｘⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％。以下「本応募株式（５月23日付）」といいます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しており、また、公開買付者は、2025年５月27日付で、（ｘⅷ）横浜冷凍株式会社（所有株式数：100,000株、所有割合：0.68％）、（ｘⅸ）株式会社NIPPO（所有株式数：62,600株、所有割合：0.42％）、（ｘｘ）大一海運株式会社（所有株式数：33,146株、所有割合：0.22％）、（ｘｘⅰ）近海タンカー株式会社（所有株式数：24,442株、所有割合：0.17％）、（ｘｘⅱ）兵庫商事株式会社（所有株式数：17,600株、所有割合：0.12％）並びに（ｘｘⅲ）個人株主１名（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％）（以下「本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）」と総称し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（５月12日付）、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）及び本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）を以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月27日付締結関係者株主）」といい、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）及び本応募契約（５月23日付締結関係者株主）と併せて「本応募契約（関係者株主）」と総称します。また、本応募契約（５月12日付）、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）及び本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を以下「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：242,588株、所有割合の合計：1.65％、本応募株式（５月12日付）及び本応募株式（５月23日付）と併せて以下「本応募株式」と総称します。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
x viii	横浜冷凍株式会社	100,000株	0.68%	―
x ix	株式会社NIPPO	62,600株	0.42%	―
x x	大一海運株式会社	33,146株	0.22%	―
x x i	近海タンカー株式会社	24,442株	0.17%	―
x x ii	兵庫商事株式会社	17,600株	0.12%	―
x x iii	個人株主１名	4,800株	0.03%	―
合計	―	1,169,034株	7.93%	―

(注４)　昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社(現株式会社日新)と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

また、公開買付者は、対象者社員持株会(以下で定義します。)(所有株式数：975,132株、所有割合：6.62%(2025年５月27日時点))及び対象者の役員持株会である尾上会(所有株式数：1,291株、所有割合：0.01%(2025年５月27日時点))(対象者社員持株会と併せて、以下「対象者持株会」と総称します。)が、2025年５月12日に開催された対象者持株会の各理事会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了することを条件として、対象者持株会が所有する対象者株式の合計976,423株(所有割合の合計：6.62%(2025年５月27日時点))(但し、対象者社員持株会が所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。)に関しては当該本譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されることも条件としているとのことです。)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の決議を行った旨の連絡を対象者から受け、その後、2025年５月27日付で対象者持株会において、本公開買付けに応募するために必要な規約変更手続が完了し、本公開買付けに応募する条件が充足された旨の連絡を対象者から受けております。

＜中略＞

(注５)　対象者社員持株会所有譲渡制限付株式を本公開買付けに応募することを可能とするため、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、譲渡制限期間中に対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、対象者は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む対象者社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約(以下「本変更契約」といいます。)を締結することを決議し、2025年５月27日付で、本譲渡制限付株式のうち、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、その譲渡制限が解除され、本公開買付けへの応募が可能となったとのことです。

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

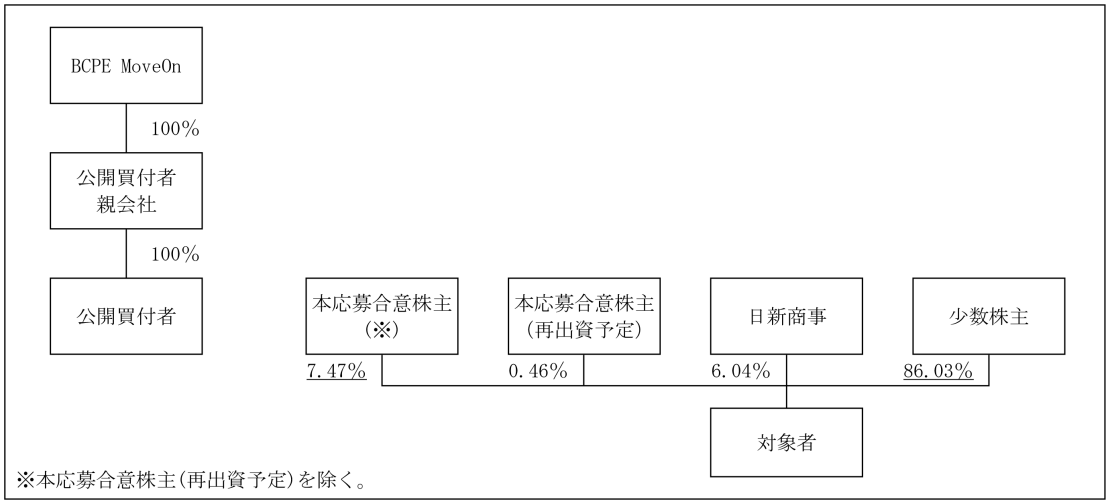

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。また、2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）における検討を経て、同月27日、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月27日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

(訂正前)

＜前略＞

なお、対象者の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により付与対象者の有する株式が１株未満の端数となる場合に限ります。)に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合(但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限ります。)には、対象者の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(計算の結果１を超える場合には１)を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。なお、上記のとおり、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議しているとのことです。したがって、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

なお、対象者の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により付与対象者の有する株式が１株未満の端数となる場合に限ります。)に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合(但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限ります。)には、対象者の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(計算の結果１を超える場合には１)を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。なお、上記のとおり、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議し、2025年５月27日付でその譲渡制限が解除され、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となったとのことです。

＜後略＞

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

② 本応募契約(関係者株主)

(訂正前)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計613,784株、所有割合：4.16%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)を、本応募合意株主(５月27日付締結関係者株主)との間で、同年５月27日付で本応募契約(５月27日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計856,372株、所有割合：5.81%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

（訂正前）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35％)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35％)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(926,446株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,924,467株)を２で除した株式数(6,462,234株(小数点以下切上げ)、所有割合：43.84％。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35％)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35％)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(1,169,034株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,681,879株)を２で除した株式数(6,340,940株(小数点以下切上げ)、所有割合：43.02％。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(2) 【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

（訂正前）

＜前略＞

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月１日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年５月31日の経過をもって、満了する予定です。公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第９項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の８第２項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

（訂正後）

＜前略＞

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月１日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。その後、公開買付者は、本株式取得に関して、公正取引委員会から2025年５月23日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」を2025年５月23日に受領したため、2025年５月23日をもって措置期間は終了しております。また、公開買付者は、公正取引委員会から取得禁止期間を30日間から22日間に短縮する旨の2025年５月23日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年５月23日に受領したため、2025年５月23日の経過をもって取得禁止期間は終了しております。

(3) 【許可等の日付及び番号】

（訂正前）

該当事項はありません。

（訂正後）

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

許可等の日付　　2025年５月23日（排除措置命令を行わない旨の通知を受けたことによる）

許可等の番号　　公経企第628号（排除措置命令を行わない旨の通知書の番号）

許可等の日付　　2025年５月23日（禁止期間の短縮の通知を受けたことによる）

許可等の番号　　公経企第629号（禁止期間の短縮の通知書の番号）

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

（訂正前）

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「(2)　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに独占禁止法第10条第２項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合又は本株式取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁若しくはドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

（訂正後）

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得（株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10％に相当する額（9,163百万円）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「(2)　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに本株式取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁又はドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

＜後略＞

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

３ 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約（雅洋氏）を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約（昌隆氏）を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。）を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約（昭和日タン）を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月23日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月27日付で、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）との間で、本応募契約（５月27日付締結関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月27日付締結関係者株主）が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

公開買付説明書の訂正事項分

2025年５月

株式会社BCJ-98

（対象者：株式会社日新）

公開買付説明書の訂正事項分

本公開買付説明書の訂正事項分(以下「本訂正事項分」といいます。)に係る公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本訂正事項分は金融商品取引法第27条の９第３項の規定により作成されたものであります。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

（注１）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
（注２）　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
（注３）　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注４）　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注５）　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
（注６）　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
（注７）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
（注８）　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

（注９）　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

（注10）　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

（注11）　Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e- 5条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

１　【公開買付説明書の訂正の理由】

2025年５月13日付で提出いたしました公開買付届出書及びその添付書類である同日付公開買付開始公告につきまして、公開買付者が、2025年５月23日付で、追加で、複数の個人株主及び法人株主との間で、これらの者が所有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の応募契約を締結したことに伴い、訂正すべき事項が生じましたので、これを訂正するため、法第27条の８第２項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。これに伴い、法第27条の９第３項及び府令第24条第５項の規定に基づき、公開買付説明書を訂正いたします。

２　【訂正事項】

第１　公開買付要項

３　買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

②　本応募契約(関係者株主)

４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(2) 買付け等の価格

算定の経緯

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

第３　公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況

３　当該株券等に関して締結されている重要な契約

３　【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第１ 【公開買付要項】

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である(ⅰ)筒井雄一氏(所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。)、(ⅱ)磯部千惠子氏(所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。)、(ⅲ)筒井明子氏(所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。)、(ⅳ)雅洋氏(所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。)、(ⅴ)東山紀子氏(所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。)、(ⅵ)筒井昌隆氏(所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。)、(ⅶ)筒井長彌氏(所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。)、(ⅷ)筒井亮平氏(所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。)、(ⅸ)筒井啓雄氏(所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。)、(ⅹ)筒井敦子氏(所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。)、(ⅹⅰ)筒井健司氏(所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。)、(ⅹⅱ)筒井俊輔氏(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。)及び(ⅹⅲ)雅洋氏のその他親族６名(所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。)、並びに(ⅹⅳ)中西富貴雄氏(所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。)、(ⅹⅴ)中西大輔氏(所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。)及び(ⅹⅵ)昭和日タン株式会社(注４)(所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主」と総称します。また、以下(ⅳ)雅洋氏及び(ⅹⅱ)俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主を「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(％)	雅洋氏との親族関係
ⅰ	筒井雄一	89,625株	0.61％	四親等
ⅱ	磯部千惠子	80,000株	0.54％	三親等
ⅲ	筒井明子	66,136株	0.45％	三親等
ⅳ	筒井雅洋	62,701株	0.43％	本人
ⅴ	東山紀子	57,320株	0.39％	三親等
ⅵ	筒井昌隆	48,895株	0.33％	四親等
ⅶ	筒井長彌	19,800株	0.13％	六親等
ⅷ	筒井亮平	19,400株	0.13％	三親等
ⅸ	筒井啓雄	18,740株	0.13％	六親等
ⅹ	筒井敦子	16,310株	0.11％	一親等
ⅹⅰ	筒井健司	15,100株	0.10％	二親等
ⅹⅱ	筒井俊輔	4,800株	0.03％	三親等
ⅹⅲ	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44％	親族
ⅹⅳ	中西富貴雄	50,300株	0.34％	―
ⅹⅴ	中西大輔	32,880株	0.22％	―
ⅹⅵ	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36％	―
合計	―	848,306株	5.75％	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

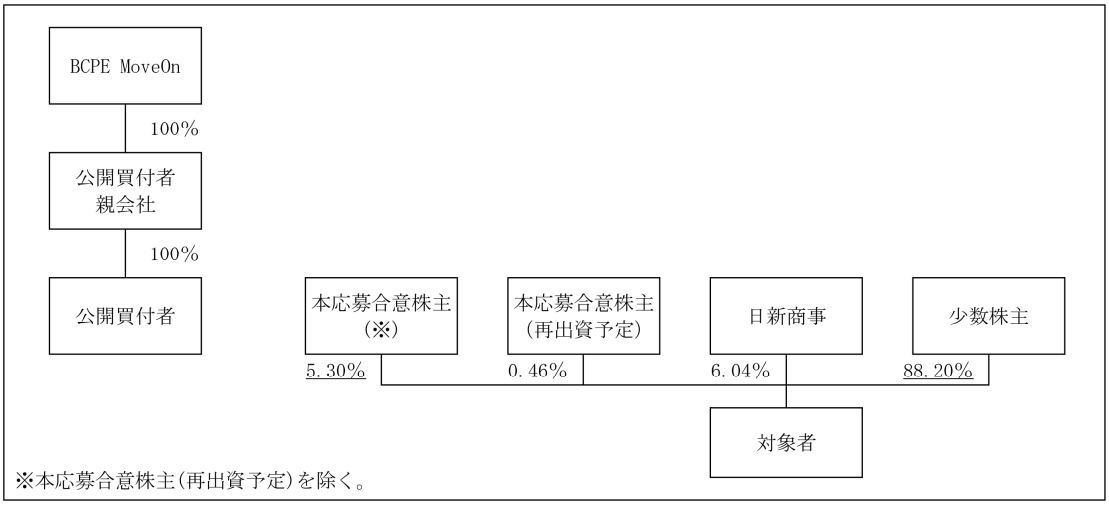

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である（ⅰ）筒井雄一氏（所有株式数：89,625株、所有割合：0.61％。）、（ⅱ）磯部千惠子氏（所有株式数：80,000株、所有割合：0.54％。）、（ⅲ）筒井明子氏（所有株式数：66,136株、所有割合：0.45％。）、（ⅳ）雅洋氏（所有株式数：62,701株、所有割合：0.43％。）、（ⅴ）東山紀子氏（所有株式数：57,320株、所有割合：0.39％。）、（ⅵ）筒井昌隆氏（所有株式数：48,895株、所有割合：0.33％。以下「昌隆氏」といいます。）、（ⅶ）筒井長彌氏（所有株式数：19,800株、所有割合：0.13％。）、（ⅷ）筒井亮平氏（所有株式数：19,400株、所有割合：0.13％。）、（ⅸ）筒井啓雄氏（所有株式数：18,740株、所有割合：0.13％。）、（ｘ）筒井敦子氏（所有株式数：16,310株、所有割合：0.11％。）、（ｘⅰ）筒井健司氏（所有株式数：15,100株、所有割合：0.10％。）、（ｘⅱ）筒井俊輔氏（所有株式数：4,800株、所有割合：0.03％。以下「俊輔氏」といいます。）及び（ｘⅲ）雅洋氏のその他親族６名（所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44％。）、並びに（ｘⅳ）中西富貴雄氏（所有株式数：50,300株、所有割合：0.34％。）、（ｘｖ）中西大輔氏（所有株式数：32,880株、所有割合：0.22％。）及び（ｘⅵ）昭和日タン株式会社（注４）（所有株式数：201,066株、所有割合：1.36％。以下「昭和日タン」といいます。）（以下「本応募合意株主（５月12日付）」と総称します。また、以下（ⅳ）雅洋氏及び（ｘⅱ）俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主（再出資予定）」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主（５月12日付）を「本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（雅洋氏）」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約（昌隆氏）」、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）との間の公開買付応募契約を「本応募契約（５月12日付締結関係者株主）」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約（昭和日タン）」といい、これらを総称して「本応募契約（５月12日付）」といいます。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月12日付）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75％、以下「本応募株式（５月12日付）」といいます。）（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。その後、公開買付者は、2025年５月23日付で、（ｘⅶ）複数の個人株主及び法人株主（以下「本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）」といい、本応募合意株主（５月12日付締結関係者株主）と併せて「本応募合意株主（関係者株主）」と総称します。また、本応募合意株主（５月12日付）及び本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）を以下「本応募合意株主」と総称します。）との間で、公開買付応募契約（以下「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」といい、本応募契約（５月12日付締結関係者株主）と併せて「本応募契約（関係者株主）」と総称します。また、本応募契約（５月12日付）及び「本応募契約（５月23日付締結関係者株主）」を「本応募契約」と総称します。）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）は、その所有する対象者株式の全て（所有株式数の合計：78,140株、所有割合の合計：0.53％、本応募株式（５月12日付）と併せて以下「本応募株式」と総称します。）を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
x vii	本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)	78,140株	0.53%	―
合計	―	926,446株	6.28%	―

＜中略＞

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

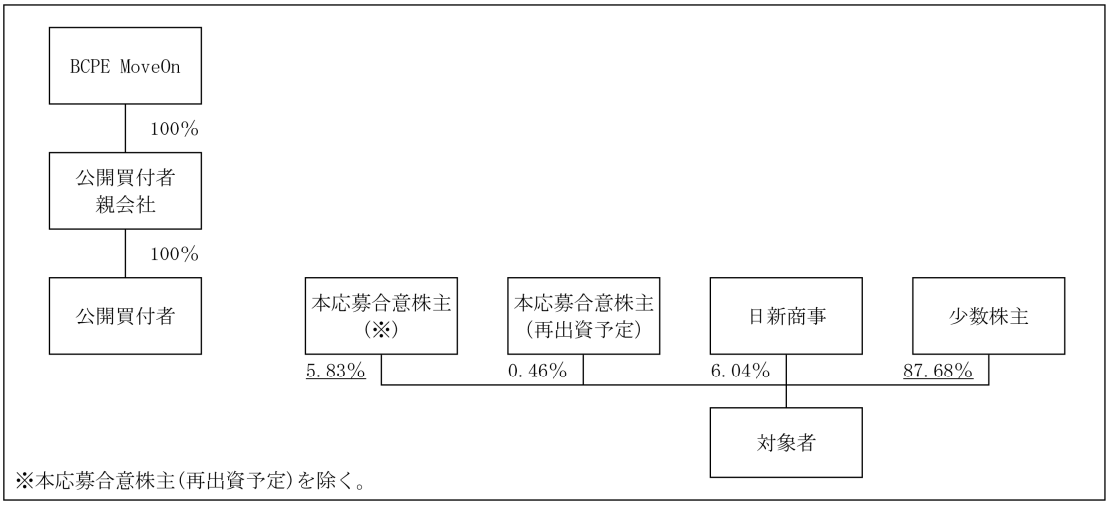

＜後略＞

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主との間で本応募契約の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主との間で本応募合意株主が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募契約（５月12日付）の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主（５月12日付）との間で本応募合意株主（５月12日付）が所有する対象者株式の全て（但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。）について本公開買付けに応募することを含む本応募契約（５月12日付）を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主（再出資予定）との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本公開買付けが開始された2025年５月13日以降、公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）の締結に向けた交渉を開始し、当該交渉において、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）に本公開買付けへの応募の打診を行い、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）における検討を経て、同月23日、本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）から、その所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募する旨の意向を確認したため、同日付で本応募合意株主（５月23日付締結関係者株主）との間で本応募契約（５月23日付締結関係者株主）を締結いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

＜後略＞

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

② 本応募契約(関係者株主)

(訂正前)

公開買付者は、本応募合意株主(関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計535,644株、所有割合：3.63%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

(訂正後)

公開買付者は、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、2025年５月12日付で本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、また、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、同年５月23日付で本応募契約(５月23日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全て(合計613,784株、所有割合：4.16%)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(関係者株主)において、本応募合意株主(関係者株主)の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(関係者株主)を除いて、公開買付者と本応募合意株主(関係者株主)との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主(関係者株主)に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

＜後略＞

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(2) 【買付け等の価格】

算定の経緯

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置）

⑧ マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

（訂正前）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(848,306株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(13,002,607株)を２で除した株式数(6,501,304株(小数点以下切上げ)、所有割合：44.10%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(926,446株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(12,924,467株)を２で除した株式数(6,462,234株(小数点以下切上げ)、所有割合：43.84%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。

これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

第３ 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

３ 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

（訂正前）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主(関係者株主)との間で、本応募契約(関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約(昭和日タン)を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月12日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月12日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約(昭和日タン)を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

また、公開買付者は、2025年５月23日付で、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)との間で、本応募契約(５月23日付締結関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(５月23日付締結関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

＜後略＞

公開買付説明書

2025年５月

株式会社BCJ-98
（対象者：株式会社日新）

公 開 買 付 説 明 書

本説明書により行う公開買付けは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第２章の２第１節の規定の適用を受けるものであり、本説明書は金融商品取引法第27条の９の規定により作成されたものです。

【届出者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-98
【届出者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役　　杉本　勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-98 (東京都千代田区丸の内一丁目１番１号　パレスビル５階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

(注１)　本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-98をいいます。
(注２)　本書中の「対象者」とは、株式会社日新をいいます。
(注３)　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
(注４)　本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注５)　本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注６)　本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
(注７)　本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
(注８)　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
(注９)　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
(注10)　本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、日本で設立された会社である対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。)第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者(affiliate)に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

(注11)　本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

(注12)　本書には、米国1933年証券法(Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。)第27Ａ条及び米国1934年証券取引所法第21Ｅ条で定義された「将来に関する記述」(forward-looking statements)が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者(affiliate)は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

(注13)　ベインキャピタル(以下に定義します。)、公開買付者及びその関連者(対象者を含みます。)並びにそれらの各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人の関連者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-５条(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者が、そのウェブサイト上で英語で開示します。

目　　次

頁
第１　【公開買付要項】……1
　１　【対象者名】……1
　２　【買付け等をする株券等の種類】……1
　３　【買付け等の目的】……1
　４　【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】……29
　５　【買付け等を行った後における株券等所有割合】……46
　６　【株券等の取得に関する許可等】……47
　７　【応募及び契約の解除の方法】……50
　８　【買付け等に要する資金】……53
　９　【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】……56
　10　【決済の方法】……56
　11　【その他買付け等の条件及び方法】……57
第２　【公開買付者の状況】……59
　１　【会社の場合】……59
　２　【会社以外の団体の場合】……61
　３　【個人の場合】……61
第３　【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】……62
　１　【株券等の所有状況】……62
　２　【株券等の取引状況】……65
　３　【当該株券等に関して締結されている重要な契約】……66
　４　【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】……66
第４　【公開買付者と対象者との取引等】……67
　１　【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】……67
　２　【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】……67
第５　【対象者の状況】……69
　１　【最近３年間の損益状況等】……69
　２　【株価の状況】……69
　３　【株主の状況】……70
　４　【継続開示会社たる対象者に関する事項】……71
　５　【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】……71
　６　【その他】……72
【対象者に係る主要な経営指標等の推移】……73

第１ 【公開買付要項】

１ 【対象者名】

株式会社日新

２ 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

３ 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、Bain Capital Private Equity, LPが投資助言を行う投資ファンド及びそのグループ(以下、個別に又は総称して「ベインキャピタル」といいます。)により議決権の全てを間接的に所有されている株式会社BCJ-97(以下「公開買付者親会社」といいます。)の完全子会社であり、対象者株式を所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的として2025年４月１日に設立された株式会社です。本書提出日現在、ベインキャピタル、公開買付者親会社及び公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

ベインキャピタルは、全世界で約1,850億ドルの運用資産を持つ国際的投資会社であり、日本においては2006年に東京拠点を開設して以来、約70名以上の従業員により投資先の企業価値向上に向けた取組みを進めております。主に事業会社・コンサルティング会社での経験を有するプロフェッショナルを中心に構成されており、一般的な投資会社の提供する資本・財務的支援にとどまらず、事業運営を現場レベルで支援することで着実に成長戦略を実行し、以下のとおりの価値向上施策を成功に導いた実績を有しております。ベインキャピタルは、日本においては、レッドバロングループ、株式会社ティーガイア、トランコム株式会社、株式会社スノーピーク、株式会社アウトソーシング、株式会社T&K TOKA、株式会社システム情報(現株式会社SI&C)、株式会社IDAJ、株式会社エビデント(旧オリンパスの科学事業を承継)、インパクトホールディングス株式会社、株式会社マッシュホールディングス、日立金属株式会社(現株式会社プロテリアル)、株式会社Linc’well、日本セーフティー株式会社、株式会社イグニス、株式会社キリン堂ホールディングス、ヘイ株式会社(現STORES株式会社)、昭和飛行機工業株式会社、チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)、株式会社Works Human Intelligence、東芝メモリ株式会社(現キオクシア株式会社)等、37社に対して、そしてグローバルでは1984年の設立以来約400社、追加投資を含めると約1,450社以上に対して投資実績を有しております。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)のプライム市場(以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。)に上場している対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式(以下に定義します。以下同じです。)を含み、本不応募株式(以下に定義します。)及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、いわゆるマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)(注１)のための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、本公開買付けを実施いたします。

(注１) マネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)とは、買収者が対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって対象者の役員と利益を共通にするものである取引をいいます。対象者の代表取締役であり株主である筒井雅洋氏(以下「雅洋氏」といいます。)が、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていくことを予定しており、本取引は、公開買付者及び雅洋氏の合意に基づいて行われるものであるため、いわゆるマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)に該当します。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年５月12日付で、日新商事株式会社(以下「日新商事」といいます。)(注２)との間で、公開買付不応募契約(以下「本不応募契約」といいます。)を締結し、日新商事は、その所有する対象者株式890,200株(所有割合(注３)：6.04%。以下「本不応募株式」といいます。)の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)において、本不応募株式に関して、本株式併合(下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において定義します。以下同じです。)に関連する議案に日新商事が賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に日新商事が本自己株式取得(以下に定義します。以下同じです。)に応じて本不応募株式の全てを対象者に売却する旨等を合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格(以下に定義します。以下同じです。)を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に日新商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることを企図するものです。

(注２) 日新商事は、主に(ⅰ)ＥＮＥＯＳ株式会社より石油製品の供給を受け、石油関連製品の製造、販売、卸売等を行う石油関連事業、(ⅱ)太陽光発電関連商材の販売、売電事業、バイオマス発電燃料の販売を行う再生可能エネルギー関連事業、(ⅲ)不動産の賃貸を行う不動産事業を行っており、その株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場しております。日新商事は、対象者株式890,200株(所有割合：6.04%)を所有する対象者の第３位株主(2025年３月31日時点)であり、代表取締役は、雅洋氏の二親等の親族である筒井博昭氏です。また、対象者は、日新商事の普通株式990,000株(発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式の割合：14.83%)を所有する日新商事の第２位株主(2025年３月31日時点)です。

(注３) 所有割合とは、(ⅰ)対象者が2025年５月12日に公表した「2025年３月期決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「本決算短信」といいます。)に記載された2025年３月31日時点の発行済株式総数15,512,769株から、(ⅱ)2025年３月31日時点の対象者が所有する自己株式数771,656株(なお、当該自己株式数には、対象者の「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」制度の信託財産として、同日現在株式会社日本カストディ銀行(信託口)が保有する対象者株式(12,800株)を含めておりません。以下、対象者が所有する自己株式数について同じです。)を控除した株式数14,741,113株(以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下所有割合の計算において同じです。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年５月12日付で、対象者の創業家である(ⅰ)筒井雄一氏(所有株式数：89,625株、所有割合：0.61%。)、(ⅱ)磯部千惠子氏(所有株式数：80,000株、所有割合：0.54%。)、(ⅲ)筒井明子氏(所有株式数：66,136株、所有割合：0.45%。)、(ⅳ)雅洋氏(所有株式数：62,701株、所有割合：0.43%。)、(ⅴ)東山紀子氏(所有株式数：57,320株、所有割合：0.39%。)、(ⅵ)筒井昌隆氏(所有株式数：48,895株、所有割合：0.33%。以下「昌隆氏」といいます。)、(ⅶ)筒井長彌氏(所有株式数：19,800株、所有割合：0.13%。)、(ⅷ)筒井亮平氏(所有株式数：19,400株、所有割合：0.13%。)、(ⅸ)筒井啓雄氏(所有株式数：18,740株、所有割合：0.13%。)、(ⅹ)筒井敦子氏(所有株式数：16,310株、所有割合：0.11%。)、(ⅹⅰ)筒井健司氏(所有株式数：15,100株、所有割合：0.10%。)、(ⅹⅱ)筒井俊輔氏(所有株式数：4,800株、所有割合：0.03%。以下「俊輔氏」といいます。)及び(ⅹⅲ)雅洋氏のその他親族６名(所有株式数の合計：65,233株、所有割合の合計：0.44%。)、並びに(ⅹⅳ)中西富貴雄氏(所有株式数：50,300株、所有割合：0.34%。)、(ⅹⅴ)中西大輔氏(所有株式数：32,880株、所有割合：0.22%。)及び(ⅹvi)昭和日タン株式会社(注４)(所有株式数：201,066株、所有割合：1.36%。以下「昭和日タン」といいます。)(以下「本応募合意株主」と総称します。また、以下(ⅳ)雅洋氏及び(ⅹⅱ)俊輔氏を合わせて、「本応募合意株主(再出資予定)」といい、雅洋氏、昌隆氏及び昭和日タンを除く本応募合意株主を「本応募合意株主(関係者株主)」と総称します。)との間で、公開買付応募契約(以下、雅洋氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(雅洋氏)」、昌隆氏との間の公開買付応募契約を「本応募契約(昌隆氏)」、本応募合意株主(関係者株主)との間の公開買付応募契約を「本応募契約(関係者株主)」、昭和日タンとの間の公開買付応募契約を「本応募契約(昭和日タン)」といい、これらを総称して「本応募契約」といいます。)をそれぞれ締結し、本応募合意株主は、その所有する対象者株式の全て(所有株式数の合計：848,306株、所有割合の合計：5.75%、以下「本応募株式」といいます。)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。本不応募契約及び本応募契約の詳細につきましては、下記「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

No.	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)	雅洋氏との親族関係
i	筒井雄一	89,625株	0.61%	四親等
ii	磯部千惠子	80,000株	0.54%	三親等
iii	筒井明子	66,136株	0.45%	三親等
iv	筒井雅洋	62,701株	0.43%	本人
v	東山紀子	57,320株	0.39%	三親等
vi	筒井昌隆	48,895株	0.33%	四親等
vii	筒井長彌	19,800株	0.13%	六親等
viii	筒井亮平	19,400株	0.13%	三親等
ix	筒井啓雄	18,740株	0.13%	六親等
x	筒井敦子	16,310株	0.11%	一親等
x i	筒井健司	15,100株	0.10%	二親等
x ii	筒井俊輔	4,800株	0.03%	三親等
x iii	雅洋氏のその他親族６名	65,233株	0.44%	親族
x iv	中西富貴雄	50,300株	0.34%	―
x v	中西大輔	32,880株	0.22%	―
x vi	昭和日タン株式会社	201,066株	1.36%	―
合計	―	848,306株	5.75%	―

（注４）　昭和日タンは、1945年に日新運輸倉庫株式会社(現株式会社日新)と平澤運輸株式会社の油槽部門を継承して設立され、現在まで石油海運関連事業を行っております。

本公開買付けにおいては、公開買付者は、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合60.35%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しておりますので、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株、所有割合60.35%)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(8,896,100株)は、本基準株式数(14,741,113株)に係る議決権数(147,411個)に３分の２を乗じた数(98,274個、小数点以下を切り上げ)から、2025年５月12日時点において、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役、執行役員及び社員持株会(以下「対象者社員持株会」といいます。)に付与された対象者の譲渡制限付株式(以下「本譲渡制限付株式」といいます。)(注５)のうち、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない、対象者の各取締役が所有する本譲渡制限付株式(合計41,447株)に係る議決権の数の合計(411個)及び本不応募株式数(890,200株)に係る議決権の数(8,902個)を控除した数(88,961個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数(8,896,100株)としております。これは、公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式(但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の全てを取得し対象者株式を非公開化することを目的としているところ、下記「(4)　本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、対象者の株主を公開買付者及び日新商事のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の実施を確実に遂行すべく、本公開買付け後に公開買付者及び日新商事が対象者の総株主の総議決権数の３分の２以上を所有することとなるようにするためです。なお、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2025年５月12日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役10名のうち、８名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役は本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式のうち、対象者の各取締役が所有する譲渡制限付株式(合計41,447株)に係る議決権の数の合計(411個)を控除しております。本公開買付けにおける買付予定数の下限とマジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)の関係に関しましては、下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定」をご参照ください。

(注５)　対象者社員持株会がその所有する本譲渡制限付株式(以下「対象者社員持株会所有譲渡制限付株式」といいます。)を本公開買付けに応募することを可能とするため、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、譲渡制限期間中に対象者株式を対象とする公開買付けが開始された場合には、対象者は、当該公開買付けに係る公開買付期間中において譲渡制限が解除されていない対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者取締役会が賛同の意見表明を決議した場合に限り、その譲渡制限を解除する旨を含む対象者社員持株会所有譲渡制限付株式に係る割当契約書の変更契約(以下「本変更契約」といいます。)を締結することを決議しているとのことです。したがって、本譲渡制限付株式のうち、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4)　本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

公開買付者は、下記「８　買付け等に要する資金」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、公開買付者親会社から本公開買付けの決済の開始日(以下「本決済開始日」といいます。)の２営業日前までに、187億円を限度として出資を受けるとともに、国内金融機関から本決済開始日の前営業日までに、943億円を上限として融資(以下「本銀行融資」といいます。)を受けることを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金に充当する予定です。本銀行融資に係る融資条件の詳細は、国内金融機関と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者親会社が所有する公開買付者株式及び公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式を取得すること(以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。)を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け(法第27条の22の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。)の対象となる「上場株券等」(法第24条の６第１項、令第４条の３)に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に日新商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額として、本株式併合前の対象者株式１株当たり6,636円を予定しています。本自己株式取得は、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点からベインキャピタルから日新商事に提案したものです。

さらに、本書提出日現在において公開買付者親会社の議決権の全てを所有するBCPE MoveOn Cayman, L.P.(以下「BCPE MoveOn」といいます。)は、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本株主間契約(下記「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③　本公開買付け後の経営方針」において定義します。以下同じです。)において、本応募合意株主(再出資予定)がその議決権の全てを保有する会社として設立する予定の資産管理会社(以下「筒井家資産管理会社」といいます。)が公開買付者親会社に出資(以下「本再出資」といいます。)することを確認しております。本再出資は、本自己株式取得の完了後に行うことを想定しており、また、筒井家資産管理会社が所有することとなる公開買付者親会社の議決権の割合は総議決権の３分の１未満となることを想定しております。なお、本再出資における公開買付者親会社株式１株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制(法第27条の２第３項)の趣旨に抵触しないよう、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)と同一の価格である8,100円(但し、本スクイーズアウト手続として実施する本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)とする予定です。(注６)

(注６)　公開買付親会社が筒井家資産管理会社から本再出資を受ける理由は、下記「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③　本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、本応募合意株主(再出資予定)は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定である中、本応募合意株主(再出資予定)に、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらうことを企図したものです。このように、筒井家資産管理会社による本再出資は、本応募合意株主(再出資予定)による本公開買付けへの応募の可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の２第３項)の趣旨に抵触するものではないと考えております。

現在、想定されている一連の取引を図示すると大要以下のとおりです。

Ⅰ.本公開買付けの実施前

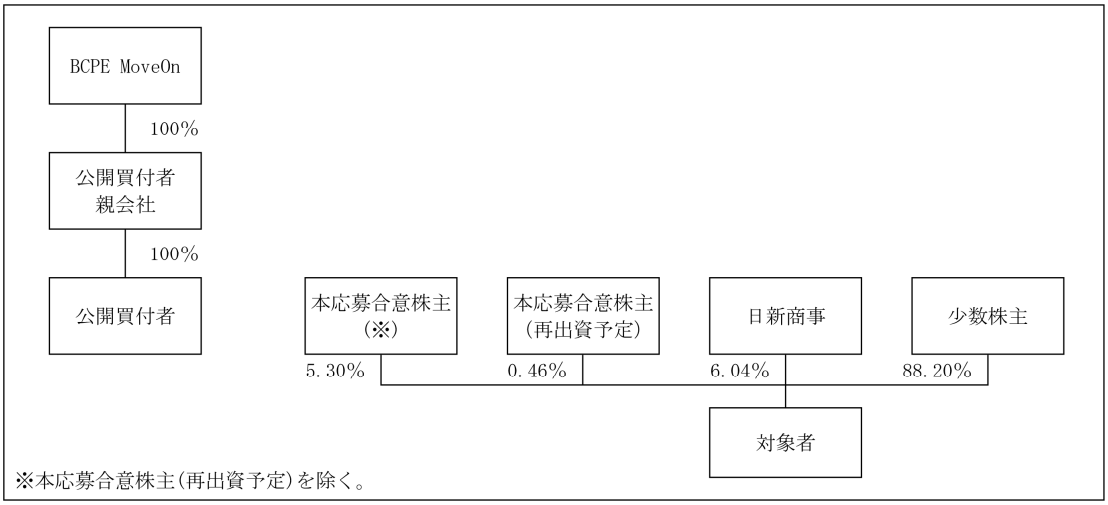

Ⅱ.本公開買付けの実施後(2025年７月15日)

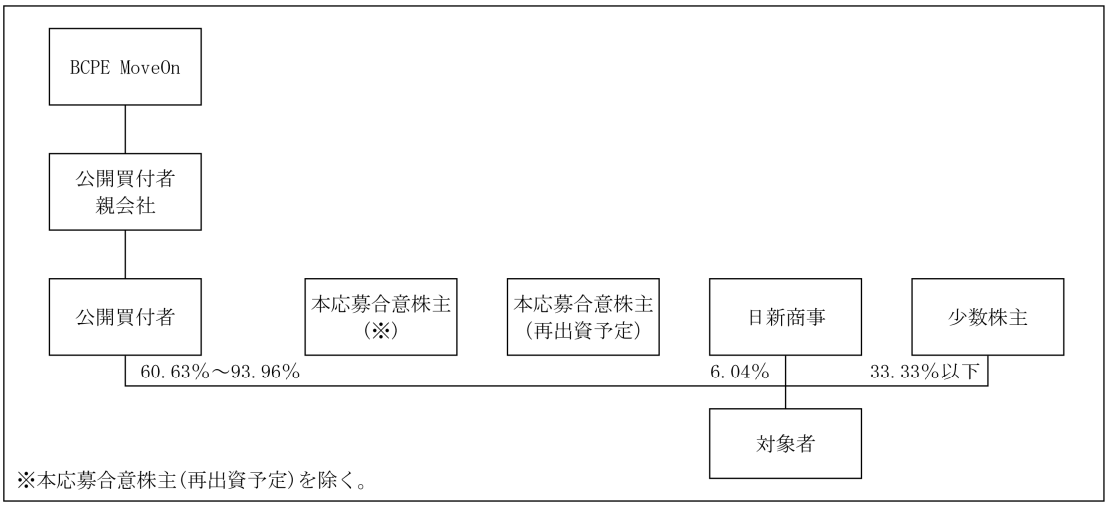

Ⅲ.本スクイーズアウト手続後(2025年10月下旬～同年11月上旬(予定))

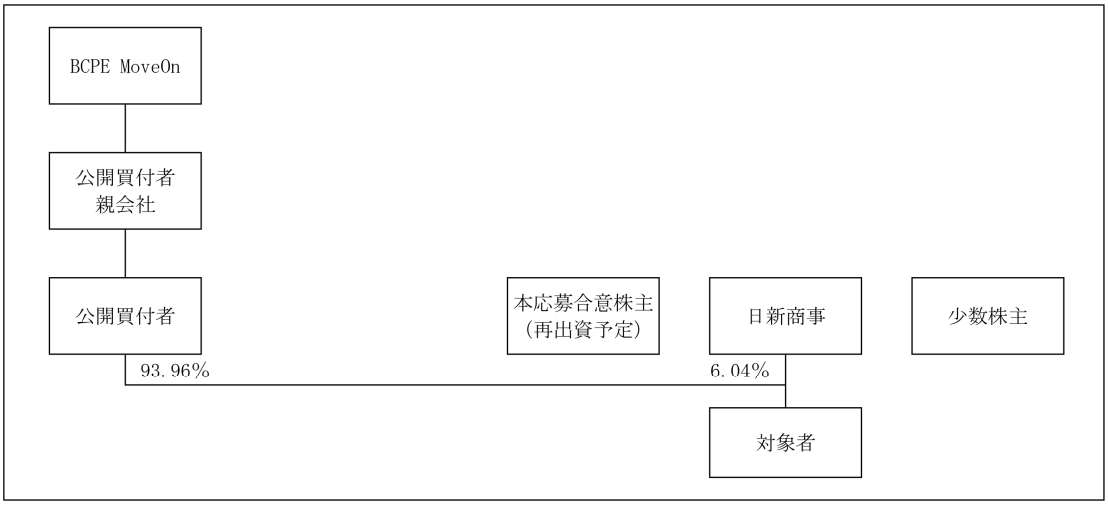

Ⅳ.本自己株式取得(2025年11月下旬～同年12月下旬(予定))

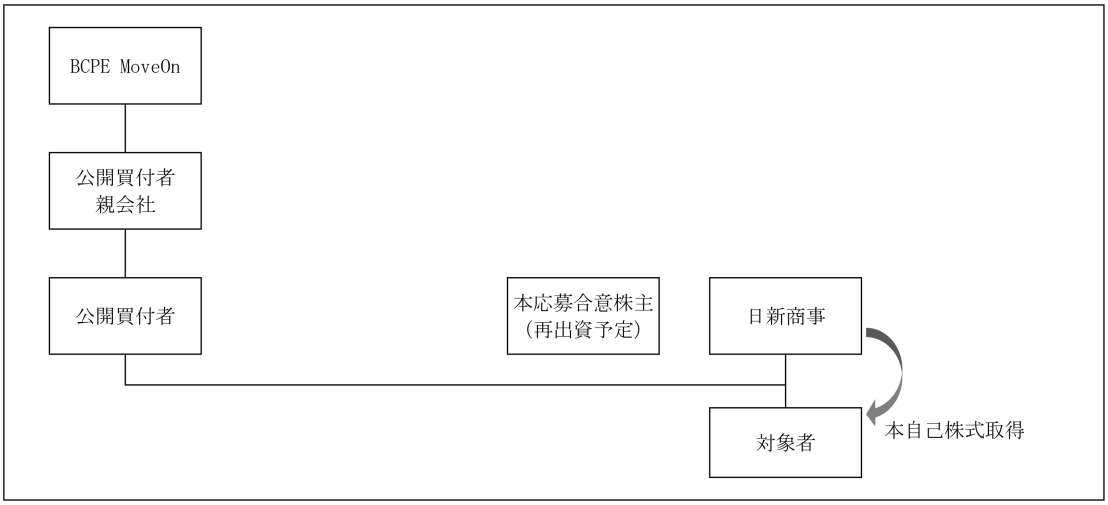

Ⅴ.本再出資(2025年11月下旬～同年12月下旬(予定))

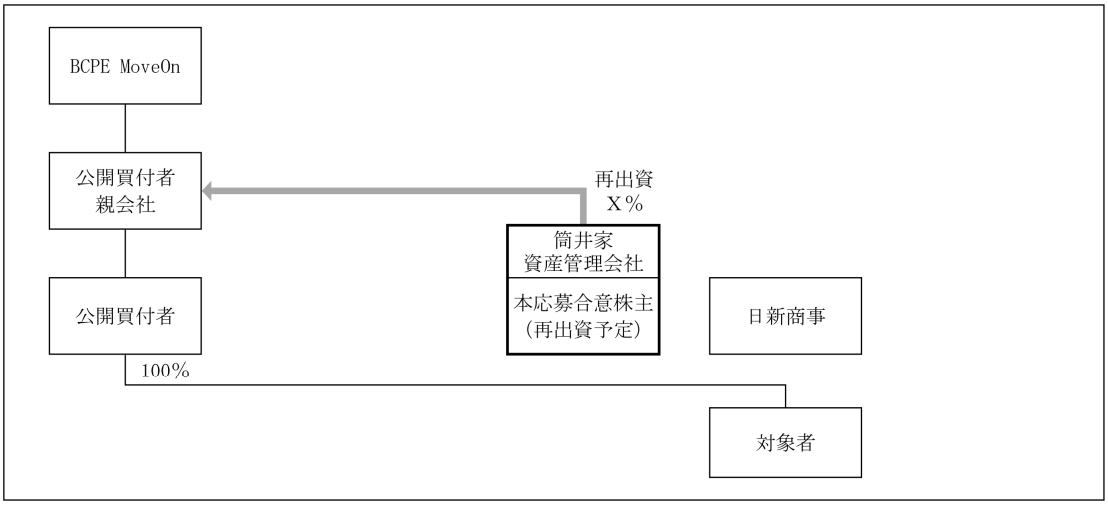

Ⅵ. 本再出資引受後(2025年11月下旬～同年12月下旬(予定))

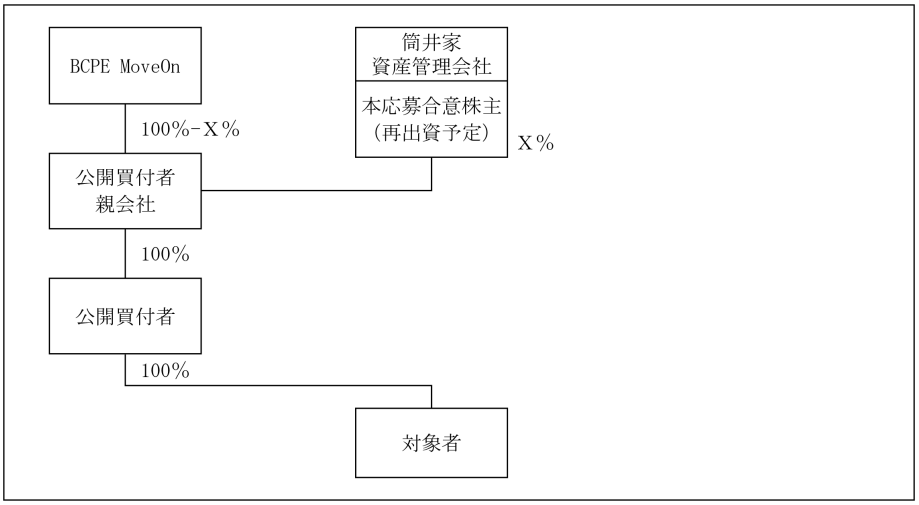

なお、対象者が2025年５月12日付で公表した「ＭＢＯの実施に関する賛同の意見表明及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース並びに下記「(2)　本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「②　対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」及び下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下に記載された記述のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

対象者が公表した情報によれば、対象者は、1938年12月に日新運輸株式会社として設立され、海陸貨物の運搬事業を開始したとのことです。その後、対象者は、1950年４月に東京証券取引所市場第一部に上場、1973年５月には旧株式会社大阪証券取引所(以下「旧大阪証券取引所」といいます。)市場第一部に上場し、1985年10月に現在の商号に変更したとのことです。また、2013年７月に旧大阪証券取引所における現物市場が東京証券取引所に統合されたことにより、対象者は、東京証券取引所市場第一部にのみ上場することとなり、2022年４月の東京証券取引所における市場区分の見直しにより、現在は東京証券取引所プライム市場に上場しているとのことです。

対象者のグループは、2024年12月31日時点で、対象者、連結子会社53社、持分法適用関連会社３社及びその他関係会社16社(以下「対象者グループ」といいます。)で構成されており、国内外において以下の事業を運営しているとのことです。

(ア)物流事業

対象者グループ各社が連携し、国際複合一貫輸送、海外物流、航空貨物輸送、港湾輸送、自動車運送、倉庫、構内作業等を行っているとのことです。

(イ)旅行事業

主に業務渡航や団体旅行等を中心とした旅行業を行っているとのことです。

(ウ)不動産事業

保有資産の有効活用の観点から主に不動産の賃貸業を行っているとのことです。

対象者グループは、「世界の人々に感動を運び、地球を笑顔で満たす」をミッションとして掲げ、「人」と「イノベーション」の力で、物流面からお客様の最適なサプライチェーンの構築と多様な社会課題の解決に貢献する「サプライチェーン ロジスティクス プロバイダー」を目指し、陸・海・空全ての輸送手段を最適に組み合わせた国際複合一貫輸送サービスの提供を通じて、国内外様々な産業の物流ニーズに応えているとのことです。

また、対象者グループは、2022年３月に第７次中期経営計画「Nissin Next 7th」(以下「第７次中期経営計画」といいます。)を策定し、「サプライチェーン ロジスティクス プロバイダーとして、新領域事業への挑戦とコア事業の深耕化を図るとともに、ＥＳＧ経営に取組む」という基本方針のもと、第７次中期経営計画期間のうち、フェーズ１(2022年４月から2024年３月まで)においては、次世代に適応する経営基盤・事業基盤の構築、フェーズ２(2024年４月から2027年３月まで)においては施策の確実な実行と更なる成長の実現を通じて、第７次中期経営計画の目標達成と高い企業価値の創造を目指すこととして、(a)事業ポートフォリオ戦略の推進(成長分野への投資等)、(b)ＤＸ(注１)の推進(ビジネスモデルや業務オペレーションの変革)、(c)新領域事業の創出(顧客ニーズにあった新しい物流関連事業の創出等)、及び、(d)ＥＳＧ経営(注２)の推進(温室効果ガス排出量の削減等)という重点施策に取り組んできたとのことです。

(注１)　「ＤＸ(デジタル・トランスフォーメーション)」とは、データやデジタル技術を活用し、新たなビジネスモデルの創出や既存ビジネスの変革を行うことをいうとのことです。

(注２)　「ＥＳＧ経営」とは、環境(Environment)、社会(Society)、ガバナンス(Governance)の３つの要素を重視する企業経営方法をいうとのことです。

一方で、対象者グループを取り巻く経営環境としては、長期化するロシア・ウクライナ問題に加えて中東情勢が緊迫化する等、地政学的に不安定な状況が続く中、急激な為替変動や資源価格の高騰に伴う物価上昇の他、米国における政権交代後の関税政策が与える世界経済や国際物流への影響等にも注視が必要であり、依然として先行き不透明な状況が続いているとのことです。このように対象者グループを取り巻く経営環境が目まぐるしく変化していく時代に、対象者グループとして、以下のような経営課題に対処する必要があるとの考えに至ったとのことです。

(ア)同業他社との差別化

コロナ禍においては、グローバルな物流サプライチェーンの混乱により特需的に海上・航空運賃の高騰が発生しておりましたが、足元では運賃市況の正常化が進む中、物流業者間での競争が激化しているとのことです。このような市況においても収益を維持するため、対象者グループとしては、倉庫建設等を含む設備投資を行い、顧客の多様かつ幅広い物流ニーズへの対応力を強化していくことや、危険品輸送業務等の付加価値の高いサービスの提供を通じ、同業他社との差別化をさらに推進していく必要があるとのことです。また、これらの推進のために、国内外におけるＭ＆Ａの積極的な活用による新たなリソースの獲得も検討していく必要があるとのことです。

(イ)海上・航空事業におけるスペース調達力の強化

対象者を含むフォワーダー(注３)の事業においては、規模の経済が働きやすく、取扱い物量の大小が、海運会社や航空会社といったキャリア(運送事業者を指します。以下同じです。)からのスペース調達時における価格競争力に直結するという性質があり、例えば、取扱量や種類、売上高及び市場シェア等が高まるほど、キャリアからのスペース調達時において、取扱規模の大きさを活かした集中購買等を通じた調達価格の低減や混載機能の強化等を通じた営業原価の低減によって、より競争力のある価格で集荷が可能となる等のメリットがあるとのことです。近年、国内外において大手物流事業者がＭ＆Ａ等により規模の経済を追求する動きが強まっていることから、対象者の競争力を維持・向上するためには、対象者が強みとする海上・航空事業における取扱い物量を増加させ、スペース調達力の強化に努める必要があるとのことです。

(注３)　「フォワーダー」とは、荷主と実際の運送を行う運送事業者との間に立ち、貨物の運送取扱、利用運送及びこれらに付帯する業務を行う事業者をいうとのことです。

(ウ)海外事業の拡大

対象者は、23の国と地域に約170拠点のロジスティクス・ネットワークを構築し、海外現地法人36社(一部合弁を含みます。)とともに、世界の各地においてお客様のニーズにあった物流サービスを展開しているとのことです。しかし、上記のとおり対象者を取り巻く物流業界の競争環境が激化する中、対象者事業の更なる発展のためには、海外事業の更なる拡大が必要と考えているとのことです。具体的には、既に事業を展開する米州、欧州、アジア及び中国等において、それぞれの地域毎にお客様のニーズに対応する形で、ＤＸ化の推進や倉庫施設の拡張等の適切な必要投資の実施、また、自動車関連貨物や食品、機械設備の取扱輸送量の拡大、さらには非日系企業との取引拡大等の各種施策を行い、事業規模と収益の拡大を図る他、新規エリアの開拓にも努める必要があるとのことです。

(エ)デジタルフォワーディングサービスの高度化

対象者では、荷主とフォワーダーの間で行われる、国際物流費の算出、出荷スケジュールの参照、発注、書類授受、作業進捗管理及び本船動静(注４)のトラッキング等をウェブサイト上で一貫して行うことで、各関係者の業務効率化・負担低減を図るデジタルフォワーディングサービスである「Forward ONE」を提供しているとのことです。近年、国内では労働人口の減少や働き方改革の流れから、デジタル技術を活用した省力化・効率化が求められており、かかる環境下で効率的に顧客ニーズに対応するためにも「Forward ONE」の機能拡充によるデジタルフォワーディングサービスの高度化が必要と考えているとのことです。

(注４)　「本船動静」とは、海上輸送中の船舶の現在地や航路等の運航状況を示す情報をいうとのことです。

(オ)人材の確保

国内において労働人口の減少が進む中、2024年４月から施行されたトラックドライバーの時間外労働の上限規制等も背景にドライバーや作業員も不足傾向であり、こうした中で必要な人員を確保するためには、更なる待遇改善や育成強化が必要と考えているとのことです。また、上記(ア)から(エ)に記載したような経営課題に対応するためにも、Ｍ＆ＡやＤＸ案件を実行・推進可能なノウハウを有する専門人材の確保も求められているとのことです。

対象者は、これまでも第７次中期経営計画に基づき、(a)事業ポートフォリオ戦略の推進(成長分野への投資等)、(b)ＤＸの推進(ビジネスモデルや業務オペレーションの変革)、(c)新領域事業の創出(顧客ニーズにあった新しい物流関連事業の創出等)、及び、(d)ＥＳＧ経営の推進(温室効果ガス排出量の削減等)という重点施策を検討・実施してきたとのことですが、物流業界全体が上記のような大きな課題を抱える中で、対象者の更なる成長及び企業価値向上を実現するためには、上記の経営課題を解決するための抜本的な施策の検討及び実施が必要であると考えるようになったとのことです。また、対象者は、対象者の企業価値向上のため、継続して株主還元強化を含む資本政策の検討を続けており、2024年５月９日には株主還元方針のより一層の充実を公表しているとのことです。一方で、対象者グループの物流事業の更なる成長のために、上記の経営課題へ対処していくには、多額の初期投資や継続的な投資が必要となる一方で、これらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的な対象者の競争力・収益力を弱めることにつながりかねないとの考えに至ったとのことです。そして、その考えは対象者創業家であり、対象者役員でもある本応募合意株主(再出資予定)とも一致していたとのことです。その後、対象者及び本応募合意株主(再出資予定)は、2024年７月頃から、対象者株式の非公開化を含む、対象者の資本政策の検討を開始したとのことです。そして、本応募合意株主(再出資予定)は、対象者の強みを最大限生かして成長していくためには、創業以来、対象者の成長をけん引してきた創業家が本取引後も引き続き経営に関与していく形でのマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)が、本応募合意株主(再出資予定)が有する対象者のコアコンピタンス及び企業文化への深い理解を活かすことを可能とすることから、対象者株式を非公開化する場合に最善の方法であるという考えに至ったとのことです。さらに、上記の経営課題を解決するための抜本的な施策を実行していくためには、対象者グループの経営資源のみでは人材やノウハウの面で一定の限界があり、対象者独自の経営努力に加えて、外部の経営資源の活用が有益であると考えたとのことです。対象者は、2024年11月までに金融機関等から、２社のプライベート・エクイティ・ファンドの紹介を受け、各プライベート・エクイティ・ファンドの概要や実績、対象者の企業価値向上施策・資本政策について説明を受けたとのことです。その後、本応募合意株主(再出資予定)は、2024年12月11日に、ベインキャピタルと接点を持ち、ベインキャピタルによる投資先企業に対する一般的な経営支援の内容、対象者の事業に対する初期的な理解について説明を受けるとともに、対象者の経営戦略及び施策等について意見交換や協議を行ったとのことです。かかる議論の中で、本応募合意株主(再出資予定)は、①ベインキャピタルが世界的に著名で日本においても豊富な投資経験や確実な案件遂行能力を有しているだけでなく、対象者の事業分野に深い知見を有すると考えられるとともに、投資先のバリューアップ後の持分売却に関して株式上場を通じた売却実績を豊富に有していると考えられること、②経営コンサルティング又は事業会社での専門的な知識及び豊富な実務経験を有する人材であるプロフェッショナルを数多く抱えており、積極的に投資先企業の経営支援に参画し、必要に応じて経験豊富なメンバーが現場に入り、優先度の高い経営課題を徹底的にサポートする等、コンサルティング・アプローチを活用した成長戦略の設計・遂行に強みを持ち、事業拡大の実績を有すると考えられること、並びに③初回面談時から対象者の事業及び成長戦略に関する理解が深く、対象者の描く成長戦略の方向性についても見解が一致しており、対象者の企業価値向上に向けた経営課題への対処に最大限協力し、十分なサポートを行う姿勢が、ベインキャピタルのメンバーから感じられたため、ベインキャピタルが対象者の信頼できる最適なパートナーであると考えるに至ったとのことです。そこで、本応募合意株主(再出資予定)は、2025年１月に、ベインキャピタルと共同で対象者に対してマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)を実施する考えに至り、ベインキャピタルに対してその旨を伝達したとのことです。その後、2025年２月６日にベインキャピタルより、ベインキャピタルが投資助言を行うファンドが出資する買収目的会社が公開買付者となり、公開買付けを通じて対象者株式の非公開化を行い、その後に本応募合意株主(再出資予定)が再出資を行うことについて意向表明書を受領し、2025年２月中旬、ベインキャピタルとの間で本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。

一方で、ベインキャピタルにおいては2024年12月上旬から行った公開情報等に基づく初期的な分析やその後の対象者との協議により、対象者の事業基盤の優位性や事業の将来性・潜在的価値を高く評価し、対象者株式を非公開化してベインキャピタルをパートナーとし、ベインキャピタルが有するグローバル・ネットワーク、Ｍ＆Ａによる非連続な成長のサポート実績、人材ネットワーク、経営ノウハウを活用して柔軟かつ機動的に経営改革を推進することで、対象者単独では成しえない対象者の新たな成長が実現できると考えたことから、2024年末から2025年２月初旬にかけて、対象者に対してベインキャピタルが提供できる支援策について提案を行っておりました。

具体的には、ベインキャピタルは対象者に対して以下のような支援が可能であると考えております。

(ア)ハンズオンでの経営支援

豊富な人材と過去37社への経営支援実績から蓄積された企業改革ノウハウを活かした、対象者が中長期的に成長するための基盤づくりサポート

(イ)M&Aにおける非連続な成長の実現

M&Aによる事業拡大を目指し、対象者のM&A戦略立案から実行・PMI(注5)までのサポート及び将来的に対象者単独でM&Aを実行可能となるような体制を構築

(注5) 「PMI(Post Merger Integration)」とは、当初計画したM&A後の統合効果を最大化するための統合プロセスをいいます。

(ウ)グローバル・ネットワークを活用した海外展開の加速

顧客ニーズをベースとした海外展開の継続推進とともに、現地法人との契約拡大に向けた取組みの実施や、ベインキャピタルが投資する投資先の紹介

(エ)上記戦略を達成するための組織強化・人員拡充

ベインキャピタルが有する豊富な投資実績に基づく、経営人材ネットワークから豊富な人材を紹介

ベインキャピタルは、対象者の経営課題の解決のための施策の実行及びベインキャピタルからの支援の提供に際して、対象者が上場を維持したままでは短期的な利益水準の低下やキャッシュ・フローの悪化により資本市場から十分な評価が得られず、その結果、中長期的な対象者の企業価値向上を企図するベインキャピタルの支援提供が困難となる可能性があると考えました。ベインキャピタルは、対象者株式を非公開化することでより迅速な意思決定や短期的な業績にとらわれない抜本的な改革が可能となると判断し、2025年2月6日に対象者に対して、対象者の創業家及びベインキャピタルが投資助言を行うファンドが出資する買収目的会社が公開買付者となり、マネジメント・バイアウト(MBO)を通じて対象者株式の非公開化を行うことについて、初期的な提案書(以下「本意向表明書」といいます。)を提出し、2025年2月17日に、対象者から、提案内容を検討する旨の連絡を受領しました。そして、ベインキャピタルは、2025年2月中旬、ベインキャピタル、公開買付者、公開買付者親会社、BCPE MoveOn、日新商事、本応募合意株主(再出資予定)及び筒井家資産管理会社(以下、総称して「公開買付者ら」といいます。)並びに対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザーとして大和証券株式会社(以下「大和証券」といいます。)を、公開買付者ら及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとしてロープス&グレー外国法共同事業法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選任いたしました。その後、対象者及び本応募合意株主(再出資予定)との間で本公開買付けの具体化に向けた協議を重ねていく中で、本応募合意株主(再出資予定)及びベインキャピタルは、対象者が今後中期的な更なる成長、企業価値向上を実現するためには、海外事業の拡大やM&Aによる非連続的な成長を含む各種施策が必要であり、一連の施策を迅速に実行していくためには社内の経営資源に限定せず、社外からの人材や経営ノウハウを活用することが有益であると考えました。また、ベインキャピタルは、対象者の創業以来、創業家が対象者の成長をけん引してきたことから、本公開買付け成立後も創業家である本応募合意株主(再出資予定)が引き続き経営に関与していくことで、本応募合意株主(再出資予定)が有する対象者のコアコンピタンス及び企業文化への深い理解を活かすことが可能となることは対象者の事業拡大に資すると判断し、2025年2月下旬に本応募合意株主(再出資予定)に対して、本取引後も、対象者の企業価値向上に向けた共通のインセンティブを有してもらう目的で本再出資を行うことについて依頼し、本応募合意株主(再出資予定)から応諾する意向が示されました。また、日新商事に対しては、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に日新商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額以下となる金額に設定することにより、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させる観点から、本公開買付けへの不応募及び本スクイーズアウト手続後の本自己株式取得に向けた協力を要請し、日新商事から応諾する意向が示されたため、本取引を前提として検討を進めることとしました。

そして、ベインキャピタルは、2025年２月下旬から同年４月下旬にかけて実施した対象者に関するデュー・ディリジェンスの途中経過を踏まえて、対象者の事業、財務及び将来計画に関する多面的かつ総合的な分析を行い、2025年４月16日に、対象者に対して、本公開買付価格を6,800円（提案日の前営業日である2025年４月15日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,515円に対して50.61％（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）、直近１ヶ月間の終値単純平均値（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じとします。）4,605円に対して47.67％、直近過去３ヶ月間の終値単純平均値4,483円に対して51.68％、直近過去６ヶ月間の終値単純平均値4,427円に対して53.60％のプレミアムを加えた価格）とする旨の初回提案を行いましたが、2025年４月17日、対象者及び本特別委員会（下記「②　対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）より、当該提案価格は、対象者の本源的価値に照らし著しく不十分であり、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格ではないとして、本公開買付価格の再提案を要請する旨の回答がありました。これを受けて、ベインキャピタルは、2025年４月22日、対象者に対して、本公開買付価格を7,400円（提案日の前営業日である2025年４月21日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,615円に対して60.35％、直近１ヶ月間の終値単純平均値4,569円に対して61.96％、直近３ヶ月間の終値単純平均値4,496円に対して64.59％、直近６ヶ月間の終値単純平均値4,436円に対して66.82％のプレミアムを加えた価格）とする旨の２回目の提案を行いましたが、2025年４月23日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、依然として対象者の本源的価値に照らし著しく不十分であり、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答がありました。これを受けて、ベインキャピタルは、2025年４月25日、対象者に対して、本公開買付価格を7,700円（提案日の前営業日である2025年４月24日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,750円に対して62.11％、直近１ヶ月間の終値単純平均値4,578円に対して68.20％、直近３ヶ月間の終値単純平均値4,512円に対して70.66％、直近６ヶ月間の終値単純平均値4,448円に対して73.11％のプレミアムを加えた価格）とする旨の３回目の提案を行いましたが、2025年４月28日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、依然として対象者の本源的価値に照らし著しく不十分であり、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答がありました。これを受けて、ベインキャピタルは、2025年５月１日、対象者に対して、本公開買付価格を8,000円（提案日の前営業日である2025年４月30日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,800円に対して66.67％、直近１ヶ月間の終値単純平均値4,563円に対して75.32％、直近３ヶ月間の終値単純平均値4,529円に対して76.64％、直近６ヶ月間の終値単純平均値4,464円に対して79.21％のプレミアムを加えた価格）とする旨の４回目の提案を行いましたが、2025年５月２日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、依然として対象者の本源的価値に照らし十分な水準ではなく、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格水準にはないとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答がありました。これを受けて、ベインキャピタルは、2025年５月７日、対象者に対して、本公開買付価格を8,050円（提案日の前営業日である2025年５月２日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,760円に対して69.12％、直近１ヶ月間の終値単純平均値4,554円に対して76.77％、直近３ヶ月間の終値単純平均値4,536円に対して77.47％、直近６ヶ月間の終値単純平均値4,473円に対して79.97％のプレミアムを加えた価格）とする旨の５回目の提案を行いましたが、2025年５月７日、対象者及び本特別委員会より、当該提案価格は、本件のように構造的な利益相反のおそれがある取引においては、取引条件の公正性・妥当性について、一層対象者少数株主の保護の観点から、対象者少数株主の利益を十分に確保する必要があることから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答がありました。その後、ベインキャピタルは、2025年５月９日、対象者に対して、本公開買付価格を8,100円（提案日の前営業日である2025年５月８日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値4,850円に対して67.01％、直近１ヶ月間の終値単純平均値4,632円に対して74.87％、直近３ヶ月間の終値単純平均値4,560円に対して77.63％、直近６ヶ月間の終値単純平均値4,486円に対して80.56％のプレミアムを加えた価格）とする旨の６回目の提案を行い、同日、対象者及び本特別委員会よりこれを受諾するとの回答を受けました。

上記の対象者及び特別委員会との交渉と並行して、ベインキャピタルは、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月上旬に、本応募合意株主との間で本応募契約の締結に向けた交渉を開始し、2025年５月12日、公開買付者は本応募合意株主との間で本応募合意株主が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除きます。)について本公開買付けに応募することを含む本応募契約を締結いたしました。また、ベインキャピタルは、2025年５月12日、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いを含む本株主間契約の内容について合意いたしました。本応募契約及び本株主間契約の詳細については、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

以上の交渉を経て、対象者の2026年３月期の期末配当が無配であることを前提として、公開買付者は2025年５月12日、本公開買付価格を8,100円とし、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

②　対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、2025年２月６日、ベインキャピタルから本意向表明書を受領しました。これを受け、対象者は、対象者の中長期的な企業価値向上の観点から、対象者株式を非公開化することが、対象者がとるべき選択肢であるか否かを含めて、本意向表明書の内容につき、真摯に検討する必要があると判断したとのことです。

そこで、対象者は、下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の通り、本取引に関して検討を進めるにあたり、2025年２月上旬に、本公開買付価格の公正性その他の本取引の公正性を担保すべく、公開買付者ら及びに対象者から独立した法務アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)を、公開買付者ら及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)をそれぞれ選任するとともに、野村證券に対して対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。また、対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等に鑑み、これらの問題に対応し、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者の取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び一般株主の利益を図るため、2025年２月17日に、公開買付者ら及び対象者並びに本取引の成否のいずれからも独立した、対象者の社外取締役である藤本進氏(対象者独立社外取締役)及び山田真矢氏(対象者独立社外取締役、監査等委員)並びに社外有識者の仁科秀隆氏(弁護士、中村・角田・松本法律事務所)によって構成される、本取引の提案を検討するための特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです。なお、本特別委員会の委員のうち、仁科秀隆氏は対象者の役員ではありませんが、対象者は、仁科秀隆氏が本取引と同種の案件の特別委員会の委員としての豊富な経験を有することに加え、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験及び知見を有する社外有識者として、本特別委員会の委員に相応しい人物であると考えているとのことです。本特別委員会の委員の構成その他具体的な諮問事項等については、下記「(3)　本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。なお、本特別委員会は、2025年３月上旬に、本特別委員会独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング(以下「プルータス・コンサルティング」といいます。)を選任したとのことです。

対象者は、上記の検討体制を構築した上で、本取引の目的を含む本公開買付けの概要、本取引が対象者に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向等を踏まえ、アンダーソン・毛利・友常法律事務所及び野村證券の助言を受けながら、公開買付者らとの間で複数回にわたる協議・検討を重ねた上で、本取引の実行の是非及び取引条件の妥当性について検討したとのことです。なお、以下の協議・検討過程においては、対象者は、随時、本特別委員会に対して報告を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、対応を行っているとのことです。

具体的には、対象者は、2025年２月６日にベインキャピタルより本意向表明書を受領した後、その内容等について確認・検討を行った上で、2025年２月下旬から2025年４月下旬の期間にかけてベインキャピタルによる、対象者グループに対する事業、財務・税務及び法務等に関するデュー・ディリジェンスを受け入れたとのことです。また、本特別委員会は、2025年３月14日、ベインキャピタルに対して本取引及び本取引後の経営方針を含む質問事項を送付し、同年４月３日に書面による回答を受領し、また、同月７日にインタビューを実施し、本取引を検討するに至った背景、対象者の現状に関する認識、本取引後に想定している施策の内容及び本取引後に予定している経営方針等について説明を受け、これに対する質疑応答を行ったとのことです。さらに、本特別委員会は、2025年４月10日、雅洋氏及び俊輔氏に対して本取引及び本取引後の経営方針を含む質問事項を送付し、また、同月17日にインタビューを実施し、対象者の現状に関する認識、本取引を検討するに至った背景、ベインキャピタルをパートナーとして選んだ背景、本取引後に予定している経営方針等について説明を受け、これに対する質疑応答を行ったとのことです。なお、ベインキャピタルに対して提示し、また、野村證券及びプルータス・コンサルティングが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする2025年３月期から2030年３月期までの事業計画に関しては、本特別委員会は、当該事業計画が、公開買付者らから独立した者により作成されていることを確認するとともに、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しているとのことです。

上記を踏まえて、対象者は、2025年４月16日に、ベインキャピタルから、本公開買付価格を１株当たり6,800円とする初回の提案を書面にて受領したとのことです。これに対して、対象者は、本特別委員会にも確認の上で、初回の提案における本公開買付価格は、対象者の本源的価値に照らし著しく不十分であり、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格ではないとして、2025年４月17日、本公開買付価格の再提案を要請する旨を回答したとのことです。これを受けて、対象者は、2025年４月22日、ベインキャピタルから本公開買付価格を7,400円とする旨の２回目の提案を受領したとのことですが、2025年４月23日、対象者及び本特別委員会は、当該提案価格は、依然として対象者の本源的価値に照らし著しく不十分であり、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答をしたとのことです。その後、対象者は、2025年４月25日、ベインキャピタルから、本公開買付価格を7,700円とする旨の３回目の提案を受領したとのことですが、2025年４月28日、対象者及び本特別委員会は、当該提案価格は、依然として対象者の本源的価値に照らし著しく不十分であり、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格ではないとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨を回答したとのことです。これを受けて、対象者は、2025年５月１日、ベインキャピタルから本公開買付価格を8,000円とする旨の４回目の提案を受領したとのことですが、2025年５月２日、対象者及び本特別委員会は、当該提案価格は、依然として対象者の本源的価値に照らし十分な水準ではなく、対象者の少数株主の利益に十分な配慮がなされた価格水準にはないとして、本公開買付価格の再検討を要請する旨を回答したとのことです。その後、対象者は、2025年５月７日、ベインキャピタルから本公開買付価格を8,050円とする旨の５回目の提案を受領したとのことですが、2025年５月７日、対象者及び本特別委員会は、本件のように構造的な利益相反のおそれがある取引においては、取引条件の公正性・妥当性について、一層対象者少数株主の保護の観点から、対象者少数株主の利益を十分に確保する必要があることから、本公開買付価格の再検討を要請する旨を回答したとのことです。その後、対象者は、2025年５月９日、ベインキャピタルから、本公開買付価格を8,100円とする旨の６回目の提案を受領し、同日、対象者及び本特別委員会は、これを受諾するとの回答をしたとのことです。

また、対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的見地からの助言を受けるとともに、本特別委員会から2025年５月12日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのことです(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。)。なお、対象者は、本特別委員会より、本答申書と併せて、2025年５月９日付で本特別委員会がプルータス・コンサルティングから提出を受けた対象者株式の株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)」といいます。)の提出を受けたとのことです(本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の概要については、下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「④　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。)。

その上で、対象者は、2025年５月12日開催の対象者取締役会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的見地からの助言及び野村證券から受けた財務的見地からの助言並びに野村證券から2025年５月12日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(野村證券)」といいます。)及び本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の内容を踏まえつつ、本答申書において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本取引が対象者の企業価値の向上に資するか、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件が妥当なものか等について、慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、以下の観点から、対象者としても、公開買付者らによる本公開買付けを含む本取引を通じた対象者株式の非公開化が対象者の企業価値の向上に資するとの結論に至ったとのことです。

(ア)対象者グループにおいては、上記「①　公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、対象者を取り巻く経営環境の変化への対応にあたり、(ア)同業他社との差別化、(イ)海上・航空事業におけるスペース調達力の強化、(ウ)海外事業の拡大、(エ)デジタルフォワーディングサービスの高度化、(オ)人材の確保等の各種経営課題への対処が急務となっており、それらの経営課題を解決するための抜本的な施策の実行が必要であること。また、これらの施策を縮小又は先延ばしにすることは、中長期的な対象者の競争力・収益力を弱めることにつながりかねないと考えられること。

(イ)上記の経営課題を解決するための下記(エ)に挙げるような抜本的な施策を実現するためには、多額の初期投資や継続的な投資が必要になる一方で、これらの取組みは、今後の収益に不確実性を伴うものであるため、短期的には、利益水準の低下、キャッシュ・フローの悪化、有利子負債の増加等による財務状況の悪化を招来するリスクがあり、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実施すれば、短期的には資本市場から十分な評価を得ることができず、その結果、対象者の株価の下落を招き、対象者の株主の皆様に対して悪影響を与える可能性を否定できないこと。

(ウ)対象者株式を非公開化し、所有と経営を一致させることで柔軟かつ機動的な経営体制を構築することにより、対象者の株主の皆様に対して発生するおそれがある株価の下落等の悪影響を回避し、短期的な業績にとらわれない中長期的な視点での取組みや意思決定の迅速化を実現できると考えられること。また、対象者が上場企業である限り発生する上場維持費用、金融商品取引法上の開示及び監査に対応するリソース・費用、ＩＲ費用等の株主対応に関する経営資源を事業への投資に振り向けることができること。また、対象者の創業以来、創業家が対象者の成長をけん引してきたことから、本公開買付け成立後も創業家である本応募合意株主(再出資予定)が引き続き経営に関与していくことで、本応募合意株主(再出資予定)が有する対象者のコアコンピタンス及び企業文化への深い理解を活かすことが可能となることは、対象者の事業拡大に資すると考えられること。

(エ)ベインキャピタルがこれまで培ってきた、国内外の投資先及び近接領域における投資事例の経営ノウハウ、事業改革支援の経験並びにベインキャピタルが保有する人材面と資金面を中心とした経営資源等を活用することにより、第７次中期経営計画への取組みや経営課題への対応をはじめとした各種施策の実行を加速することが可能になると考えられること。さらに、下記「③　本公開買付けの後の経営方針」に記載のとおり、ベインキャピタルは、本取引により対象者株式を非公開化した後は、過去の投資実績の経験等を踏まえ、対象者に対して豊富な経験に基づくハンズオン経営支援、長期の成長に向けた既存経営陣を支える人材及び組織基盤の強化、Ｍ＆Ａ及びＰＭＩの支援を通じて、対象者の企業価値の最大化を実現するための施策を支援していく予定とのことであり、それらの支援により、以下に挙げるような施策の実施が可能となり、対象者単独では成しえない成長を実現することができると考えられること。

(a)　公開買付者のノウハウや実績を活用した国内外におけるＭ＆Ａの実行等による既存コア事業の強化、コア領域の拡大及び海外事業の強化

近年の物流業界においては、事業規模拡大のために大手物流業者により多数のＭ＆Ａが実行されている中、対象者としても、注力分野である危険品輸送事業の拡大のために国内外の同業他社のＭ＆Ａも検討していたものの、対象者内におけるＭ＆Ａ推進のノウハウ・人材リソースが制約となり、進捗は限定的な状況となっているとのことです。これに対し、本取引後は、ベインキャピタルが有するグローバルなネットワーク、Ｍ＆Ａに係る実務ノウハウ及び投資後の事業及び組織統合に関する知見等を活用することで、Ｍ＆Ａの実行及びＰＭＩを推進し、対象者事業の強化を図ることが可能と考えているとのことです。

(b)　社外リソースを活用した人的資本の拡充による収益力の拡大

対象者の成長のためには、上記のＭ＆Ａに限らず、ＤＸの推進や各種事業戦略を迅速かつ着実に実行していくための専門人材が必要となる一方、近年の労働人口の減少や人材市場の逼迫も受けて、これら人材獲得のための競争も激化している状況にあるとのことです。これに対し、本取引後は、ベインキャピタルのグローバル・ネットワークから豊富な人材タレントの紹介を受けることで、対象者の中長期的な成長のために必要となる経営人材や現場レベルも含む幅広い層の人材の強化を図ることが可能と考えているとのことです。

(c)　海外展開の加速

対象者はこれまで、対象者の顧客のニーズに対応する形で海外拠点と事業を拡大してきたとのことです。本取引後は、対象者の顧客のニーズを踏まえた事業展開をさらに推進することに加えて、ベインキャピタルが有するグローバル・ネットワークも活用して、現地法人やベインキャピタルの投資先等との契約拡大に向けた取組みが可能と考えているとのことです。

なお、対象者は、対象者株式が本取引を通じて非公開化されることによるデメリットについても以下のとおり検討したとのことですが、いずれも対象者の企業価値を毀損するおそれは低く、対象者としては、対象者株式の非公開化のデメリットは限定的と判断しているとのことです。

(ア)資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなる懸念については、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが十分可能であり、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないことから、大きなデメリットにはならないと考えられること

(イ)上場会社としてのブランド力の低下により従業員の採用及びリテンションに悪影響が生じる懸念については、本取引を通じてこれまで以上に対象者の成長・発展が実現できることを説明することで、対象者従業員はこれまで以上に高い意識をもって働くことが可能となり、採用活動やリテンションへの好影響も期待できると考えられること

(ウ)取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用力の低下が生じる懸念については、対象者グループの知名度や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいことから、対象者株式の非公開化によるデメリットは限定的と考えられること

また、対象者は、以下の観点から、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格及び合理的な諸条件による対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

(ア)下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載されている本株式価値算定書(野村證券)において、市場株価平均法及び類似会社比較法による算定結果の上限を上回っており、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「ＤＣＦ法」といいます。)による算定結果の範囲内であること。

(イ)下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載されているプルータス・コンサルティングによる対象者株式に係る株式価値算定結果において、市場株価法、類似会社比較法及びＤＣＦ法による算定結果の上限を上回っていること。

(ウ)本公開買付けの公表日の前営業日である2025年５月９日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値の5,350円に対して51.40％、同日までの過去１ヶ月間(2025年４月10日から2025年５月９日まで)の終値単純平均値4,693円に対して72.60％、同日までの過去３ヶ月間(2025年２月10日から2025年５月９日まで)の終値単純平均値4,573円に対して77.13％、同日までの過去６ヶ月間(2024年11月11日から2025年５月９日まで)の終値単純平均値4,493円に対して80.28％のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、2022年５月10日以降に公表され、2025年５月９日時点で公開買付けが完了している国内の上場会社に対する公開買付けのうち、マネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)の事例49件(プレミアム水準の中央値・平均値は、対公表日の前営業日が44.66％・52.76％、対直近１ヶ月間が47.85％・54.83％、対直近３ヶ月間が47.69％・55.94％、対直近６ヶ月間が50.37％・54.91％。)に鑑みれば、本公開買付価格は相応のプレミアムが付された価格であると評価できること。

(エ)下記「(3)　本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を解消するための措置が講じられていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること。

(オ)当該措置が講じられた上で、対象者及び公開買付者らから独立した本特別委員会の実質的な関与の下、対象者とベインキャピタルとの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること。

(カ)対象者及び本特別委員会の要請により、本公開買付けに関する価格提案の有意な引き上げが実現されていること。

(キ)対象者における独立した本特別委員会から取得した本答申書において、下記「(3)　本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③　対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の妥当性は確保されていると判断されていること。

(ク)本公開買付けにおける買付予定数の下限が、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数を上回るものとなっており、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件よりも厳格な条件が設定されていること。

以上より、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、上記対象者取締役会における決議の方法は、下記「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

③　本公開買付け後の経営方針

ベインキャピタルは、本公開買付け後の経営方針について、上記「①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、本取引により対象者を非公開化した後は、過去の投資実績の経験等を踏まえ、対象者に対して、豊富な投資経験に基づくハンズオン経営支援、長期の成長に向けた既存経営陣を支える人材及び組織基盤の強化、Ｍ＆Ａ及びＰＭＩの支援を通じて、対象者の企業価値の最大化を実現するための施策を支援していく予定です。

本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)に該当し、本応募合意株主(再出資予定)は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の事業成長に向けて経営全般に関わっていく予定です。BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む株主間契約(以下「本株主間契約」といいます。)を締結しております。本株主間契約の詳細につきましては、下記「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

ベインキャピタルは、本取引成立後における対象者の経営方針として、対象者に取締役を派遣することを検討しておりますが、現在の経営体制を原則維持することを予定しており、現経営陣に引き続き対象者グループの運営に主導的な役割を果たしてもらうことを想定しております。外部人材の招聘及び要否については、対象者の現経営陣と協議の上、今後の対象者の成長に資すると判断する場合には、ベインキャピタルのグローバル・ネットワークを活用して適切な人材を紹介することを想定しております。その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものはなく、本公開買付けの成立後に、公開買付者及び対象者との間で協議・検討していく予定です。

(3)　本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

①　対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
②　対象者における独立した法律事務所からの助言
③　対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得
④　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認
⑥　対象者における独立した検討体制の構築
⑦　他の買付者からの買付機会を確保するための措置
⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定

以上の詳細については、下記「４買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(但し、本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して、以下の方法により本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催することを対象者に要請する予定です。公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始後の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定であり、本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2025年９月頃を予定しております。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者及び日新商事は本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端株が生じるときは、端数が生じた対象者の株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることになります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び日新商事のみが対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。但し、本公開買付けの決済後において、日新商事が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主(公開買付者を除きます。)が存在し又は生ずることが合理的に否定できない場合、本株式併合後に公開買付者及び日新商事以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、日新商事は、公開買付者の要請に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、公開買付者に対して日新商事の所有する対象者株式の全てを無償で貸し付ける貸株取引(以下「本貸株取引」といいます。)を実施する可能性があります。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、株式併合をすることにより株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の４及び第182条の５その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全てを公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格の決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められています。なお、上記申立てがなされた場合の買取価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のとおり、株式併合においては、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、株式併合に反対する対象者の株主は、上記申立てを行うことができることになる予定です。

本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、対象者の取締役及び執行役員が所有する本譲渡制限付株式については、割当契約書において、(a)譲渡制限期間中に、株式併合(当該株式併合により付与対象者の有する株式が１株未満の端数となる場合に限ります。)に関する事項が対象者の株主総会で承認された場合(但し、当該株式併合の効力発生日が本譲渡制限付株式の譲渡制限期間の満了時より前に到来する場合に限ります。)には、対象者の取締役会決議により、当該承認の日において割り当てられた対象役員が保有する本譲渡制限付株式の数に、役務提供期間の開始日の属する月の翌月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数(計算の結果１を超える場合には１)を乗じた数の当該株式について、株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除するものとされ、(b)上記(a)に規定する場合は、対象者は、当該効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式の全部を当然に無償で取得するものとされております。そのため、本スクイーズアウト手続においては、上記割当契約書の(a)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日の直前時をもって譲渡制限が解除された本譲渡制限付株式については、本株式併合の対象とし、上記割当契約書の(b)の規定に従い、本株式併合の効力発生日の前営業日をもって譲渡制限が解除されていない本譲渡制限付株式については、対象者において無償取得する予定です。なお、上記のとおり、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式について、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、対象者社員持株会との間で、本変更契約を締結することを決議しているとのことです。したがって、対象者社員持株会所有譲渡制限付株式については、本公開買付けへの応募が可能となる予定とのことです。

上記本株式併合の各手続については、関係法令の改正、施行及び当局の解釈等の状況によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けが成立した場合には、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主(公開買付者、日新商事及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該対象者の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該対象者の株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイーズアウト手続が実施された場合には、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに関する重要な合意

① 本不応募契約

公開買付者は、2025年４月17日に、本不応募契約についての協議を開始し、2025年５月12日に日新商事との間で本不応募契約を締結し、日新商事が、本不応募株式の全て(890,200株、所有割合：6.09%)について本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会において、本不応募株式に関して、本株式併合に関連する議案に日新商事が賛成する旨、本株式併合の効力発生後に日新商事が本自己株式取得に応じて本不応募株式の全てを対象者に売却する旨の合意をしております。また、本不応募契約において、以下の内容を合意しております。なお、本不応募契約を除いて、公開買付者と日新商事との間で本取引に関する合意は締結されておりません。

ａ） 日新商事は、本不応募契約において別途明示的に規定される場合を除き、自らが保有する対象者株式の全部又は一部について、譲渡、担保設定その他の処分(本公開買付け以外の公開買付けへの応募を含みますが、これに限られません。)を行わないものとし、また、対象者株式又はこれに係る権利の取得を行わないものとされています。加えて、日新商事は、(ⅰ)自ら又は他の者をして、公開買付者以外の者との間で、直接又は間接に、本公開買付けその他本不応募契約で企図される取引と競合、矛盾若しくは抵触し、又はそのおそれのある一切の行為(第三者との合意、合意に向けた申込み、申込みの誘引、承諾、協議、交渉、勧誘又は情報提供を含みますが、これに限られません。)を行わないものとし、(ⅱ)公開買付者以外の第三者から当該行為に関する勧誘、提案、情報提供又は申込みを受けた場合には、直ちに公開買付者にその旨及びこれらの内容を通知し、かかる第三者への対応について公開買付者と誠実に協議するものとされています。

ｂ） 日新商事は、本不応募契約の締結日から本自己株式取得完了までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

ｃ） 日新商事は、本不応募契約の締結日から本株式併合の効力発生日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、(ⅰ)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ⅱ)株主提案に係る議案、及び(ⅲ)可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

ｄ） 本株式併合の効力が発生した場合、本株式併合の効力発生日以降に開催される株主総会において、日新商事は、自らが保有する対象者株式の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

ｅ） 本公開買付けの決済後において、公開買付者及び日新商事のいずれかが保有する対象者株式の数と同数以上の対象者株式を保有する公開買付者及び日新商事以外の株主が存在し、又は生ずることが合理的に否定できない場合には、日新商事は、公開買付者の指示に従い、公開買付者との間で対象者株式についての消費貸借契約を締結し、当該契約の規定に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、本貸株取引を行うものとされています。また、本貸株取引が行われた場合、日新商事及び公開買付者は、本株式併合の効力発生後、対象者をして、公開買付者が別途指定する基準日及び割合をもって、対象者株式の分割(以下「本株式分割」といいます。)を行わせるものとし、本株式分割に必要な手続に最大限協力するものとされています。また、公開買付者は、本株式分割の効力発生後実務上可能な限り速やかに、本貸株取引を解消し、日新商事に対して、本貸株取引により貸し出された対象者株式と実質的に同等の価値となる数の対象者株式を返還するものとされています。

その他、本不応募契約においては、(ⅰ)相手方当事者(日新商事にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては日新商事を指します。以下、本①の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、本不応募契約に基づく義務の重大な違反があった場合、(ⅱ)相手方当事者につき、本不応募契約に定める表明及び保証(注１)の重大な違反があった場合、(ⅲ)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、(ⅳ)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除事由として規定されております。

（注１）　本不応募契約においては、日新商事は、公開買付者に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、日新商事に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨資金調達等について表明及び保証を行っております。

②　本応募契約（関係者株主）

公開買付者は、本応募合意株主（関係者株主）との間で、2025年５月12日付で本応募契約（関係者株主）をそれぞれ締結し、本応募合意株主（関係者株主）が所有する対象者株式の全て（合計535,644株、所有割合：3.63％）について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約（関係者株主）において、本応募合意株主（関係者株主）の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約（関係者株主）を除いて、公開買付者と本応募合意株主（関係者株主）との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、本応募合意株主（関係者株主）に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

ａ）　本応募合意株主（関係者株主）の所有する対象者株式の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことを前提条件としています。

ｂ）　本応募合意株主（関係者株主）は、本応募契約（関係者株主）の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

ｃ）　本応募合意株主（関係者株主）は、本応募契約（関係者株主）の締結日から本決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、（ⅰ）剰余金の配当その他の処分に関する議案、（ⅱ）株主提案に係る議案、及び（ⅲ）可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

ｄ）　本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、本応募合意株主（関係者株主）は、自らが保有する対象者株式の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約（関係者株主）においては、（ⅰ）相手方当事者（本応募合意株主（関係者株主）にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては本応募合意株主（関係者株主）を指します。以下、本②の「相手方当事者」の記載において同じです。）につき、本応募契約（関係者株主）に基づく義務の重大な違反があった場合、（ⅱ）相手方当事者につき、本応募契約（関係者株主）に定める表明及び保証（注１）の重大な違反があった場合、（ⅲ）公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、（ⅳ）本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除事由として規定されております。

（注１）　本応募契約（関係者株主）においては、本応募合意株主（関係者株主）は、公開買付者に対して、①権利能力等、契約の締結及び履行、②強制執行可能性、③許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤破産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、本応募合意株主（関係者株主）に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨資金調達等について表明及び保証を行っております。

③　本応募契約(雅洋氏)

公開買付者は、雅洋氏との間で、2025年５月12日付で本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(62,701株、所有割合：0.43%)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除く。)について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。公開買付者は、本応募契約(雅洋氏)において、以下の内容を合意しております。なお、本応募契約(雅洋氏)において、雅洋氏の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(雅洋氏)を除いて、公開買付者と雅洋氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、雅洋氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

ａ）雅洋氏の所有する対象者株式の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことを前提条件としています。

ｂ）雅洋氏は、本応募契約(雅洋氏)の締結日から、本公開買付けの成立後の本株式併合の効力発生日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

ｃ）雅洋氏は、本応募契約(雅洋氏)の締結日から本株式併合の効力発生日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、(ⅰ)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ⅱ)株主提案に係る議案、及び(ⅲ)可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

ｄ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、雅洋氏は、自らが保有する対象者株式の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の合理的な指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

ｅ）雅洋氏は、本株式併合又は本公開買付けの成立後に公開買付者及び日新商事のみを対象者の株主とするために実施されるその他の手続について、対象者の株主として誠実に協力するものとされています(かかる協力には、本株式併合を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会において雅洋氏が保有する対象者株式の全てに係る議決権の行使として本株式併合に関する議案に賛成することを含みます。)。

その他、本応募契約(雅洋氏)においては、(ⅰ)相手方当事者(雅洋氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては雅洋氏を指します。以下、本③の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、本応募契約(雅洋氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、(ⅱ)相手方当事者につき、本応募契約(雅洋氏)に定める表明及び保証(注１)の重大な違反があった場合、(ⅲ)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、(ⅳ)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除事由として規定されております。

(注１)　本応募契約(雅洋氏)においては、雅洋氏は、公開買付者に対して、①権利能力等、契約の締結及び履行、②強制執行可能性、③許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤破産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、雅洋氏に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨資金調達等について表明及び保証を行っております。

④　本応募契約(昌隆氏)

公開買付者は、昌隆氏との間で、2025年５月12日付で本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(48,895株、所有割合：0.33%)(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない本譲渡制限付株式を除く。)について本公開買付けに応募する旨の合意をしております。公開買付者は、本応募契約(昌隆氏)において、以下の内容を合意しております。なお、本応募契約(昌隆氏)において、昌隆氏の本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(昌隆氏)を除いて、公開買付者と昌隆氏との間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、昌隆氏に対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

ａ）昌隆氏の所有する対象者株式の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことを前提条件としています。

ｂ）昌隆氏は、本応募契約(昌隆氏)の締結日から、本公開買付けの成立を前提条件として行われる本株式併合までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

ｃ）昌隆氏は、本応募契約(昌隆氏)の締結日から本株式併合までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、(ⅰ)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ⅱ)株主提案に係る議案、及び(ⅲ)可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

ｄ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、昌隆氏は、自らが保有する対象者株式の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

ｅ）昌隆氏は、本株式併合又は本公開買付けの成立後に公開買付者及び日新商事のみを対象者の株主とするために実施されるその他の手続について、対象者の株主として誠実に協力するものとされています(かかる協力には、本株式併合を行うことを付議議案に含む対象者の臨時株主総会において昌隆氏が保有する対象者株式の全てに係る議決権の行使として本株式併合に関する議案に賛成することを含みます。)。

その他、本応募契約(昌隆氏)においては、(ⅰ)相手方当事者(昌隆氏にとっては公開買付者を、公開買付者にとっては昌隆氏を指します。以下、本④の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、本応募契約(昌隆氏)に基づく義務の重大な違反があった場合、(ⅱ)相手方当事者につき、本応募契約(昌隆氏)に定める表明及び保証(注１)の重大な違反があった場合、(ⅲ)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、(ⅳ)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除事由として規定されております。

(注１)　本応募契約(昌隆氏)においては、昌隆氏は、公開買付者に対して、①権利能力等、契約の締結及び履行、②強制執行可能性、③許認可等の取得、④法令等との抵触の不存在、⑤破産手続等の不存在、⑥反社会的勢力等との取引の不存在、⑦反収賄等、⑧株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、昌隆氏に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨資金調達等について表明及び保証を行っております。

⑤　本応募契約(昭和日タン)

公開買付者は、本公開買付けの成立の可能性を高める目的で、2025年４月25日に、昭和日タンとの間で、本応募契約(昭和日タン)についての協議を開始し、2025年５月12日に、昭和日タンとの間で本応募契約(昭和日タン)を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全て(201,066株、所有割合：1.36％)について、本公開買付けに応募する旨の合意をしております。なお、本応募契約(昭和日タン)において、昭和日タンの本公開買付けへの応募義務を免除する旨の条項は存在せず、また、本応募契約(昭和日タン)を除いて、公開買付者と昭和日タンとの間で本取引に関する合意は締結されておらず、本公開買付価格の支払を除き、昭和日タンに対して本公開買付けの成立に際して付与される利益はありません。

ａ）昭和日タンの所有する対象者株式の本公開買付けへの応募は、本公開買付けが開始されたことを前提条件としています。

ｂ）昭和日タンは、本応募契約(昭和日タン)の締結日から、本決済開始日までの間、公開買付者の事前の書面による承諾なく、対象者の株主総会の招集請求権、株主提案権その他の株主権を行使してはならないとされています。

ｃ）昭和日タンは、本応募契約(昭和日タン)の締結日から本決済開始日までの間に開催される対象者の株主総会において議決権を行使できる場合、(ⅰ)剰余金の配当その他の処分に関する議案、(ⅱ)株主提案に係る議案、及び(ⅲ)可決されれば対象者の財政状態、経営成績、キャッシュ・フロー、事業、資産、負債若しくは将来の収益計画又はその見通しに重大な影響を及ぼす又は及ぼすことが合理的に予想される議案が上程されるときは、対象者株式に係る当該株主総会における議決権について、当該議案に反対の議決権を行使するものとされています。

ｄ）本公開買付けが成立した場合において、本決済開始日より前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が、本決済開始日以降に開催される場合、昭和日タンは、自らが保有する対象者株式の全てに係る当該株主総会における議決権その他の一切の権利行使について、公開買付者の指示に従って権利を行使するものとし、公開買付者の意思が適切に反映されるために必要な措置を執るものとされています。

その他、本応募契約(昭和日タン)においては、(ⅰ)相手方当事者(昭和日タンにとっては公開買付者を、公開買付者にとっては昭和日タンを指します。以下、本⑤の「相手方当事者」の記載において同じです。)につき、本応募契約(昭和日タン)に基づく義務の重大な違反があった場合、(ⅱ)相手方当事者につき、本応募契約(昭和日タン)に定める表明及び保証(注１)の重大な違反があった場合、(ⅲ)公開買付者が法令等に従い本公開買付けを撤回した場合、(ⅳ)本公開買付けに係る応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たなかった場合が解除事由として規定されております。

(注１)　本応募契約(昭和日タン)においては、昭和日タンは、公開買付者に対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力等との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨株式の所有等について表明及び保証を行っております。また、公開買付者は、昭和日タンに対して、①権利能力等、②契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との取引の不存在、⑧反収賄等、⑨資金調達等について表明及び保証を行っております。

⑥　本株主間契約

BCPE MoveOnは、本応募合意株主(再出資予定)との間で、2025年５月12日付で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する以下の内容を含む本株主間契約を締結しております。

ａ） 本応募合意株主(再出資予定)は、筒井家資産管理会社をして本株主間契約の当事者として加わらせるものとされ、筒井家資産管理会社が保有する公開買付者親会社株式に係る株主権の行使及び本株主間契約上の権利行使については、雅洋氏に委任し、当該行使の内容については原則として雅洋氏に一任するものとされています。

ｂ） BCPE MoveOn及び筒井家資産管理会社は、筒井家資産管理会社が本再出資を行うために必要な措置を講じるものとされています。

ｃ） 対象者の取締役の員数は５名以上とし、本応募合意株主(再出資予定)及び筒井家資産管理会社が１名、BCPE MoveOnがその余の指名権を有するものとされています。

ｄ） 筒井家資産管理会社は、その保有する公開買付者親会社株式を第三者に対して譲渡してはならず、担保提供その他の方法により処分(合併、会社分割、事業譲渡その他の方法による処分を含みます。)してはならないものとされています。

ｅ） BCPE MoveOnが公開買付者親会社株式の全部又は一部を第三者に譲渡する場合、BCPE MoveOnは、筒井家資産管理会社に対し、その所有割合に応じて、同一の条件で、当該第三者又はBCPE MoveOnが別途指定する者に譲渡することを請求することができるとされています。

⑦　本公開買付覚書

公開買付者は、対象者との間で、2025年５月12日付で本取引の実行に関する以下の内容を含む覚書(以下「本公開買付覚書」といいます。)を締結しております。

ａ）　対象者は、本特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明(以下「賛同意見表明」といいます。)を行うことについて肯定的な内容の答申(以下「本答申」といいます。)が行われており、かつ、本答申が撤回又は変更されていないことを条件として、本公開買付覚書締結日において賛同意見表明を行い、公開買付期間中、対象者が合理的に必要と判断する範囲で、本公開買付けにできる限り多くの株主の応募が得られるよう必要な協力を誠実に行うものとされています。なお、対象者は、本公開買付覚書締結日から公開買付期間の末日までの間、本公開買付覚書に別途規定される場合を除き、賛同意見表明を維持し、これを撤回又は変更する取締役会決議を行わないものとされています。但し、公開買付者以外の者により、公開買付期間の末日の７営業日前までに、(ⅰ)(x)対象者株式を対象とする公開買付け(但し、対象者の非公開化を目的とし、買付予定数の上限を定めず、かつ、成立した場合に対象者の非公開化を確実に実現できるような買付予定数の下限を定めたものであることを要します。)であって、(y)実現可能性に疑義のない真摯な内容及び条件(少なくとも、当該公開買付け及びその後の非公開化手続の実施のための資金調達が確実であると客観的かつ合理的に見込まれ、かつ各国競争法上のクリアランスその他の許認可等の取得が客観的かつ合理的に見込まれることを要します。)の公開買付け(上記(x)及び(y)記載の条件を満たす公開買付けを以下「適格対抗公開買付け」といいます。)が開始され、又は、(ⅱ)競合取引(下記ｃ)に定義します。)に係る実現可能性に疑義がない法的拘束力のある真摯な提案(少なくとも、当該競合取引実施のための資金調達及び各国競争法上のクリアランスその他の許認可等の取得が客観的かつ合理的に見込まれ、かつ、当該競合取引の対価その他の条件が実質的に本公開買付けに係る条件を下回らないことを要し、以下「適格対抗提案」といいます。)が対象者に対してなされた場合であって、適格対抗公開買付けが開始され又は適格対抗提案が対象者に対してなされても、なお賛同意見表明を維持することが、対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性が高いと対象者が合理的に判断した場合、対象者は、本公開買付覚書に定める自らの義務の重大な違反(但し、下記ｃ)及びｄ)に定める自らの義務の違反については重大であることを要しないこととされています。)がない場合に限り、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることができるものとし、対象者が公開買付者に対して当該申入れを行った場合、対象者は、公開買付者が本公開買付価格に関する再提案を行う機会を確保できるよう、速やかに公開買付者との間で誠実に協議を行うものとされています。公開買付者に対して当該申入れが行われた日から６営業日を経過する日までに、公開買付者が本公開買付価格を適格対抗公開買付け若しくは適格対抗提案に係る買付価格以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合、又は公開買付者がかかる再提案を行った場合であっても、賛同意見表明を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性が高いと対象者が合理的に判断した場合、対象者は、賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができるものとされています。

ｂ）　対象者及び公開買付者は、本公開買付けが成立したことを条件として、本スクイーズアウト手続及び本自己株式取得を実施するものとされています。

c） 対象者は、本公開買付覚書締結日から本スクイーズアウト手続の効力発生時までの間、直接又は間接に、（ⅰ）公開買付者以外の者との間で本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、又はその具体的なおそれのある一切の取引（公開買付け、組織再編その他方法を問わず、対象者の株式を取得する取引、対象者グループの株式又は事業の全部又は重要な一部を処分する取引を含み、以下「競合取引」といいます。）に関連する合意（当該競合取引に対する賛同又は応募推奨の意見表明を含みます。）を行ってはならず、かつ、（ⅱ）かかる競合取引について自ら積極的に提案、勧誘、申込若しくは協議申入れを行ってはならないとされています。但し、対象者が上記ａ）に従って賛同意見表明を撤回若しくは変更することができる場合又は公開買付者以外の者から対象者に対して適格対抗提案がなされた場合における当該適格対抗公開買付けを開始した第三者又は当該適格対抗提案を行った第三者との間では、この限りでないとされています。また、対象者は、本公開買付覚書締結日から本スクイーズアウト手続の効力発生時までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者に対し、競合取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、公開買付者以外の者との間で、かかる競合取引に関するいかなる協議又は交渉も行ってはならないとされています。但し、(a)対象者が上記ａ）に従って賛同意見表明を撤回若しくは変更することができる場合又は公開買付者以外の者から対象者に対して適格対抗提案がなされた場合における当該適格対抗公開買付けを開始した第三者若しくは当該適格対抗提案を行った第三者、又は(b)公開買付期間の末日の７営業日前までに適格対抗公開買付けを開始する若しくは適格対抗提案を行う蓋然性が高いと対象者が合理的に判断した第三者であって、かつ、当該第三者に対して当該情報の提供、若しくは当該第三者との間で協議若しくは交渉を行わないことが対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性があると対象者が合理的に判断した場合における当該第三者との間では、この限りでないとされています。

d） 対象者は、本公開買付覚書締結日から本スクイーズアウト手続の効力発生時までの間、公開買付者以外の者から競合取引の提案、勧誘、情報提供又は申込を受けた場合、直ちに、公開買付者に対し、その旨及び当該提案等の内容を通知するものとし、その対応について公開買付者との間で誠実に協議するものとされています。

４ 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年５月13日（火曜日）から2025年７月８日（火曜日）まで（41営業日）
公告日	2025年５月13日（火曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス　http://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）

② 【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

③ 【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式１株につき、金8,100円
新株予約権付社債券	―
株券等信託受益証券 （　　）	―
株券等預託証券 （　　）	―
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者が開示している有価証券報告書、決算短信等の財務情報等の資料、対象者に対してベインキャピタルが2025年２月下旬から４月下旬にかけて実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づき、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、公開買付者が本公開買付けの公表日の前営業日である2025年５月９日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値(5,350円)並びに同日までの過去１ヶ月間、同過去３ヶ月間、及び同過去６ヶ月間の終値の単純平均値(4,693円、4,573円及び4,493円)を参考にいたしました。 なお、公開買付者は、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。さらに、対象者と事業内容、事業規模、収益の状況等において比較的類似する上場会社の市場株価と収益性を示す財務指標等との比較を通じて対象者の株式価値を分析いたしました。 本公開買付価格8,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年５月９日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値5,350円に対して51.40％、同日までの過去１ヶ月間の終値の単純平均値4,693円に対して72.60％、同過去３ヶ月間の終値の単純平均値4,573円に対して77.13％、同過去６ヶ月間の終値の単純平均値4,493円に対して80.28％のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格8,100円は、本書提出日の前営業日である2025年５月12日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値である6,350円に対して27.56％のプレミアムを加えた価格となります。
算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「３　買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「①　本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。 (本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置) 公開買付者及び対象者は、本公開買付けがいわゆるマネジメント・バイアウト(ＭＢＯ)に該当する本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。 ①　対象者における独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者らから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、対象者及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として、野村證券に対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年５月12日付で本株式価値算定書(野村證券)を取得したとのことです。野村證券は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているとのことです。対象者は、同種の取引における一般的な実務慣行及び本取引が不成立となった場合に対象者に相応の金銭的負担が生じる報酬体系の是非等も勘案すれば、本公開買付けの完了を条件に支払われる成功報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により野村證券を対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本特別委員会において、野村證券の独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、対象者の第三者算定機関とすることについて承認しているとのことです。

	野村證券は、本公開買付けにおいて、複数の算定手法の中から対象者の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価平均法を、対象者と類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにＤＣＦ法を算定手法として用いて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。 本株式価値算定書(野村證券)において、上記各算定方法に基づいて算定された対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。 市場株価平均法　：　4,493円～5,350円 類似会社比較法　：　3,484円～6,617円 ＤＣＦ法　　：　4,742円～11,828円 市場株価平均法では、2025年５月９日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の算定基準日終値5,350円、直近５営業日の終値単純平均値4,902円、直近１ヶ月間の終値単純平均値4,693円、直近３ヶ月間の終値単純平均値4,573円、直近６ヶ月間の終値単純平均値4,493円を基に、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を4,493円～5,350円と算定しているとのことです。 類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社として、Sinotrans Limited.、KLN Logistics Group Limited.、株式会社エーアイテイー及びFM Global Logistics Holdings Berhad. を類似会社として選定した上で、企業価値に対する営業利益の倍率、償却前営業利益(以下「ＥＢＩＴＤＡ」といいます。)の倍率(以下「ＥＢＩＴＤＡマルチプル」といいます。)、時価総額に対する純利益倍率、及び時価総額に対する株主資本倍率を用いて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を3,484円～6,617円と算定しているとのことです。 ＤＣＦ法では、対象者が作成した事業計画を基に、2025年３月期から2030年３月期までの６期分の事業計画における収支予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年３月期第４四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を4,742円～11,828円と算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC：Weighted Average Cost of Capital)とし、5.75％～6.25％を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率は1.00％～1.50％を採用しており、ＥＢＩＴＤＡマルチプルは4.0倍～6.0倍として、対象者株式の１株当たり株式価値を算定しているとのことです。 野村證券が、ＤＣＦ法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、当該財務予測における2025年３月から2027年３月期については、第７次中期経営計画において掲げている財務目標を一部上回る内容となっているものの、2025年３月期第３四半期までの実績値や神奈川倉庫や北関東ロジスティクスセンター等、過去実施した投資からの獲得収益の状況等、第７次中期経営計画の現時点までの進捗を踏まえ調整を行っているものであり、対象者として合理的なものであると判断しているとのことです。当該財務予測については、その内容及び重要な前提条件並びに策定経緯等について対象者から本特別委員会及び野村證券に対して詳細な説明を行い、質疑応答を行った上で、これらの合理性について本特別委員会の確認及び承認を受けているとのことです。また、当該財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、対象者は競争力強化のために、IT及びデジタル化推進投資や倉庫等の物流施設への投資を継続して実施しているとのことですが、2026年３月期には、投資額が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。また、2027年３月期には、倉庫への投資額が増加することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいるとのことです。なお、2028年３月期、2029年３月期及び2030年３月期においては、引き続き競争力強化のために倉庫等の物流施設への投資を進めていくものの、投資額としては減少することにより、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、対象者の事業計画には加味されていないとのことです。

（単位：百万円）

	2025年 ３月期 （３ヶ月）	2026年 ３月期	2027年 ３月期	2028年 ３月期	2029年 ３月期	2030年 ３月期
売上高	47,063	200,000	220,000	226,000	243,000	253,000
営業利益	1,862	10,100	12,000	13,300	14,600	16,000
EBITDA	3,779	18,974	20,791	22,661	24,418	26,071
フリー・ キャッシュ・ フロー	3,474	6,800	▲10,720	▲17	4,101	6,650

（注）　野村證券は、対象者株式の株式価値の算定に際して、公開情報及び対象者から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。対象者及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。対象者の事業計画については、対象者の雅洋氏及び昌隆氏を除く経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。野村證券の算定は2025年５月９日までに野村證券が入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、野村證券の算定は、対象者取締役会が対象者の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

②　対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者取締役会の意思決定の過程における公正性及び適正性を確保するために、対象者及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法律事務所を選任し、同事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的見地からの助言を受けているとのことです。アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、本特別委員会において、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとすることについて承認しているとのことです。また、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の報酬は、本取引の成否にかかわらず、稼働時間に時間単価を乗じて算出するものとされており、本取引の成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

	③　対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得 （ｉ）特別委員会の設置等の経緯 　対象者は、本取引が、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）のための本取引の一環として行われるものであり、ベインキャピタルから本意向表明書を受領した2025年２月６日時点で、本取引については、本応募合意株主（再出資予定）が本公開買付けにおいて公開買付者との間でそれらの所有する対象者株式について本応募契約を締結すること、並びに、公開買付者らが対象者の少数株主のスクイーズアウト手続を行った後、本応募合意株主（再出資予定）が直接又は間接に公開買付者親会社に再出資することで、公開買付者と利益を共通にする可能性がそれぞれ想定されたことから、本応募合意株主（再出資予定）と、対象者の少数株主との間に構造的な利益相反が生じる可能性を踏まえ、これらの問題に対応し、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保し、対象者の企業価値の向上及び一般株主の利益を図るため、2025年２月７日開催の対象者取締役会において、対象者及び公開買付者ら並びに本取引の成否のいずれからも独立し、高度な識見を有すると考えられる委員によって構成される本特別委員会（本特別委員会の委員としては、藤本進氏（対象者独立社外取締役）、山田真矢氏（対象者独立社外取締役、監査等委員）及び社外有識者の仁科秀隆氏（弁護士、中村・角田・松本法律事務所）の３名が選定されており、設置当初から変更していないとのことです。）を設置することを決議したとのことです。なお、本特別委員会の委員のうち、仁科秀隆氏は対象者の役員ではありませんが、対象者は、仁科秀隆氏が本取引と同種の案件の特別委員会の委員としての豊富な経験を有することに加え、長年にわたり企業法務をはじめとした法律に関する職務に携わり、その経歴を通じて培った専門家としての豊富な経験及び知見を有する社外有識者として、本特別委員会の委員に相応しい人物であると考えているとのことです。 　その上で、対象者は、取締役会決議に基づき、本特別委員会に対して、①本取引の目的は合理的と認められるか（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）、②本取引に係る取引条件（本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。）の公正性・妥当性が確保されているか、③本取引に係る手続の公正性が確保されているか、④上記①乃至③を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか、並びに、⑤本取引に対してどのような意見を述べるべきか（対象者取締役会が本取引に賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非）（①乃至⑤の事項を総称して、以下「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての本答申書を対象者に提出することを委嘱したとのことです。 　また、対象者取締役会は、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は、本取引を行う旨の意思決定を行わないものとすることを決議しているとのことです。さらに、対象者取締役会は、本特別委員会に対しては、①対象者のファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等の専門家（以下総称して「アドバイザー等」といいます。）を指名又は承認（事後承認を含む。）した上で、本諮問事項の検討にあたって、本特別委員会が必要と認める場合には、自らのアドバイザー等を選任する権限（本特別委員会のアドバイザー等の専門的助言に係る合理的な費用は対象者の負担とすること、並びに、本特別委員会は、対象者のアドバイザー等が高い専門性を有しており、独立性にも問題がない等、本特別委員会として対象者のアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、対象者のアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができるものとすることを含む。）、②対象者の役職員、公開買付者らその他特別委員会が必要と認める者から本取引の検討及び判断に必要な情報を受領する権限、並びに、③本取引の取引条件に関する交渉について事前に方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本取引の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与する権限等を付与することを決議しているとのことです。 　なお、本特別委員会の各委員に対しては、その職務の対価として、答申内容にかかわらず、固定報酬を支払うものとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

	(ⅱ)特別委員会における検討の経緯 本特別委員会は、2025年２月25日から2025年５月12日までの間に計11回(合計12時間30分)開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者がファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任した野村證券並びに法務アドバイザーとして選任したアンダーソン・毛利・友常法律事務所について、それぞれ高い専門性を有しており、また、対象者及び公開買付者らのいずれに対しても独立性を有していること等を踏まえ、野村證券及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所の選任を承認しているとのことです。また、本特別委員会は、その独立性及び専門性・実績等を検討の上、プルータス・コンサルティングを独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。なお、本特別委員会は、本特別委員会として独自の法務アドバイザーは選任せず、本特別委員会としても、必要に応じて、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から専門的助言を受けることを確認したとのことです。さらに、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引の検討体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に、独立性及び公正性の観点から問題がないことを確認したとのことです。 また、本特別委員会は、対象者の法務アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所から、本取引の手続面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。 その上で、本特別委員会は、対象者に対して、対象者がベインキャピタルから本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的、事業環境、事業計画、経営課題等に関して質問し、対象者より書面による回答を受領するとともに、対象者との間で面談を開催し、口頭での質疑応答を行い、また、ベインキャピタルに対して、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等に関して質問し、ベインキャピタルより書面による回答を受領するとともに、ベインキャピタルとの間で面談を開催し、口頭での質疑応答を行ったとのことです。さらに、本特別委員会は、雅洋氏及び俊輔氏に対して、本取引及び本取引後の経営方針等に関して質問し雅洋氏及び俊輔氏との間で面談を開催し、口頭での質疑応答を行ったとのことです。 また、本特別委員会は、ベインキャピタルに対して提示し、また、野村證券及びプルータス・コンサルティングが対象者株式の株式価値の算定において基礎とする2025年３月期から2030年３月期までの事業計画に関しては、当該事業計画が、公開買付者らから独立した者により作成されていることを確認するとともに、その作成過程においても、作成中の事業計画案の内容、重要な前提条件等について説明を受け、最終的な事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認を行ったとのことです。 さらに、野村證券及びプルータス・コンサルティングから対象者株式の株式価値の算定方法及び結果に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行ったとのことです。 加えて、本特別委員会は、公開買付者らとの交渉過程への関与方針として、直接の交渉は対象者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券が対象者の窓口として行うこととしつつ、本特別委員会は、上記「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③ 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年４月16日に公開買付者らから対象者株式１株あたりの本公開買付価格を6,800円とする初回の提案を書面で受領して以降、公開買付者らから価格に関する提案又は連絡を受領する都度、野村證券から適時に状況の報告を受け、プルータス・コンサルティング及び野村證券による対象者株式の株式価値の算定結果や公開買付者らとの交渉方針等を含めた財務的な助言並びにアンダーソン・毛利・友常法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言等を踏まえてその内容を審議・検討し、重要な局面で本公開買付価格を含む取引条件に関する意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、取引条件に関する交渉過程に実質的に関与しているとのことです。

(ⅲ)特別委員会における判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的見地からの助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、2025年５月12日付で提出を受けた本株式価値算定書(野村證券)、プルータス・コンサルティングから受けた財務的見地からの助言及び2025年５月９日付で提出を受けた本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2025年５月12日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

１　答申内容

(ア)本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的である。

(イ)本取引に係る取引条件(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)の公正性・妥当性は確保されている。

(ウ)本取引に係る手続の公正性は確保されている。

(エ)上記(ア)から(ウ)までを踏まえ、本取引を行うことの決定は、対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられる。

(オ)対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、対象者の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨することは、合理的であると考えられる。

２　答申の理由

(ア)本取引の目的の合理性

A)　対象者における現状認識

対象者グループを取り巻く事業環境について、対象者としては以下のように認識している。

・　長期化するロシア・ウクライナ問題に加え、中東情勢が緊迫化する等、不安定な状況が続く中、急激な為替変動や資源価格の高騰に伴う物価上昇も続いており、依然として先行き不透明な状況にある。

・　物価上昇に伴い経費は上昇し、人材確保、育成に伴う人件費の上昇も続き、コスト上昇の継続が見込まれる。

・　物流事業においては、コロナ禍の物流混乱による海上・航空運賃が上昇した、いわゆるコロナ特需後は運賃市況が正常化し、物流業界内における競争が激化しており、付加価値のあるサービスの提供等、他社との差別化が必要な状況になっている。

・　フォワーディング事業は、規模の経済が働きやすく取扱い物量の大小が価格競争力に直結する。そのため、海上、航空貨物事業におけるスペース調達(プロキュアメント)力を背景に、大手フォワーダーの更なる寡占進行が懸念される。

・　国内の現業部門においては、ドライバー不足や作業員不足が慢性化しているため、人員確保のための更なる待遇改善や、デジタル技術を活用した省力化、効率化推進が必要である。

・　米国の関税政策が与える世界経済、物流事業への影響等への注視も必要である。

以上のような対象者の認識は、少子高齢化の進行、為替変動、資源価格の上昇及びコロナ特需の沈静化といった客観的な事実に基づく合理的なものであり、本特別委員会からみても不合理な点は認められない。

その上で、上記のような事業環境において、対象者としては、競合企業との競争に打ち勝ち、更なる事業拡大を通じて持続的な成長を図るためには、①同業他社との差別化、②海上・航空事業におけるスペース調達力の強化、③海外事業の拡大、④デジタルフォワーディングサービスの高度化及び⑤人材の確保という点が大きな経営課題であると認識している。

そして、対象者として、これまでも第７次中期経営計画及びそれ以後の更なる成長のため、(a)事業ポートフォリオ戦略の推進(成長分野への投資等)、(b)ＤＸの推進(ビジネスモデルや業務オペレーションの変革)、(c)新領域事業の創出(顧客ニーズにあった新しい物流関連事業の創出等)、及び、(d)ＥＳＧ経営の推進(温室効果ガス排出量の削減等)という重点施策を検討・実施してきたが、こうした経営課題を解決するために、より一層の抜本的な施策の検討及び実施が必要であると考えている。

このような対象者の課題認識についても、上記で述べた事業環境の認識を反映した合理的なものと考えられ、本特別委員会のうち特に対象者の社外取締役を務めている者からみて、従前の対象者の取締役会における議論とも矛盾することはなく、的を射たものであると考えられる。

したがって、上記のような諸課題に寄与する施策を講じることは、個別に当該施策に係るリスクや当該方策に伴うデメリットを勘案する必要はあるも

	ので、総じて対象者の企業価値の向上に資するものであると考えることができる。 B) 本取引の企業価値向上効果 (a) 公開買付者が本取引の実施後に企図する企業価値向上策 公開買付者からは、対象者の第７次中期経営計画の方向性について理解と賛同が示されるとともに、本取引が、第７次中期経営計画とは異なる方向性を目指すものではなく、第７次中期経営計画で掲げた重点領域への取組みをさらに加速することを目的とするものである旨が説明された。 その上で、公開買付者からは、本取引の実施後の企業価値向上策として、下記のような説明がされた。 ① ハンズオンでの事業支援 ② Ｍ＆Ａにおける非連続な成長の実現 ③ グローバル・ネットワークを活用した海外展開の加速 ④ 上記戦略を達成するための組織強化・人員拡充 (b) 公開買付者の提案する企業価値向上策に対する対象者の認識 本特別委員会が対象者に、公開買付者の提案する企業価値向上策に対する所見をヒアリングしたところ、下記のような返答を得た。 ① 対象者の今後の成長戦略は、フォワーディング規模の拡大、Ｍ＆Ａや物流ＤＸ化等の成長分野への投資であり、公開買付者の企業価値向上策は対象者の成長戦略に合致していると考えている。ベインキャピタルの世界中のネットワークを活用した規模拡大や、専門分野に特化した人材(リソース)を活用することで自力では成しえない企業価値向上が図れるものと期待する。 ② 具体的には、ベインキャピタルのノウハウや実績を活用した国内外におけるＭ＆Ａの実行等による既存コア事業の強化、コア領域の拡大及び海外事業の強化、社外リソースを活用した人的資本の拡充による収益力の拡大及び海外展開の加速といった施策の実施が可能となる。 以上からすれば、上記で公開買付者が本取引の実施後に企図している対象者の企業価値向上策は、対象者の今後の企業価値の向上に資するものであると認められる。 (c) 本取引によるデメリットの有無 一方、本特別委員会が対象者及びベインキャピタルに対して本取引に伴うデメリットについてヒアリングしたところ、以下のような説明がされ、大きなデメリットが存在しないことが確認できた。 ① 主要取引先の離脱は特段想定されないこと ② ブランド力・与信の低下については、対象者グループの知名度や社会的な信用は事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きいことから、対象者株式の非公開化によるデメリットは限定的であること ③ 公募増資等の資金調達手段の限定については、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが十分可能であること ④ 役職員の離脱や、新規採用力・中途採用力の低下については、本取引の実施後の企業価値拡大や評価制度の見直しを通じて社員のモチベーション向上が期待でき、採用活動やリテンションへの好影響も期待できること C) 上場廃止がやむを得ないといえるか 本特別委員会が対象者及び公開買付者に、上場廃止を伴わずに本取引と同様の効果を実現することの可否についてヒアリングしたところ、下記のような回答を得た。 ① 対象者として、フォワーディングの規模拡大、Ｍ＆Ａの実行、ＤＸ推進に取り組むといった方針を実行・推進できる人材(スペシャリスト)が乏しい状況であり、オーガニックな成長で本取引と同様の効果を実現することはそもそも難しい。 ② 物流事業においては、中長期的な企業価値の向上に必要となる事業規模・取扱物量の拡大のためには、倉庫建設等多額の初期設備投資等を要し、短期的には対象者グループの収益及びキャッシュ・フローに対するマイナスの影響や資本効率性の悪化等が懸念され、また、期待する収益を十分生み出すまでに時間を要することも見込まれる。 ③ 上場企業である以上、中長期的な企業価値の向上に加えて、投資家や株主から対象者グループに対して短期的な業績に対するコミットメントも求められるところ、各施策を実行する過程で中長期的な成長を優先した結果、資本市場から十分な評価が得られず、対象者株価が下落し、株主に対して不利益を与える可能性がある。

④　他方で、上場を維持しながら上記のような成長戦略を実現しようとすると、株価を意識しながら成長戦略を実行することになるが、対象者のＰＢＲは現在１倍を下回る水準で推移していることもあり、中長期の成長戦略の実行よりも足元の資本効率の改善や株主還元を優先せざる得ない可能性が高く、本取引と同様の効果を実現することは難しい。

したがって、本取引が上場廃止を伴うものであることにも、合理性が認められるものと考えられる。

D)　小括

上記A)乃至C)からすれば、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は合理的であると認められる。

（イ）　条件の妥当性

A)　本取引における交渉状況

ベインキャピタルとの交渉過程における本特別委員会の意見は、単に望ましい本公開買付価格についての所見を述べるに留まらず、交渉方針や公開買付者に対する返答のあり方等の具体的な点についても具体的な意見及び要望を述べ、それをもとに対象者としての交渉のスタンスを固めていくという形で実施された。

このようなプロセスを経て、本特別委員会が複数回に亘ってベインキャピタルからの本公開買付価格の提案を拒絶し、５回に上る上積みがされた結果として、最終的に本特別委員会が本公開買付価格を8,100円とすることについて了承したことによって、本公開買付価格が確定した。なお、本公開買付価格は、交渉の結果として、当初のベインキャピタルの提案よりも1,300円(約19.1%)の上積みがされる価格となった。

以上からすれば、本件の公開買付者との取引条件に関する協議・交渉過程において、企業価値を高めつつ少数株主にとってできる限り有利な取引条件でＭ＆Ａが行われることを目指して合理的な努力が行われる状況が確保されていたと評価することができる。

B)　株式価値算定と本公開買付価格の関係

本取引は合併のように当事者双方が相手方のデューディリジェンスを行うタイプの取引ではなく、対象者は公開買付者側のデューディリジェンスを行ったわけではない。そのため、本取引による企業価値向上効果について、現時点において対象者が定量的に数値を見込むことは難しいという事情がある。

したがって、野村證券及びプルータス・コンサルティングが対象者株式の株式価値の算定において基礎とするための2025年３月期から2030年３月期までの事業計画(以下「本事業計画」という。)がスタンドアローン・ベースのものとなっていることは不合理なものではない。

次に、本特別委員会は事業計画の策定経緯についてもヒアリング等において対象者に確認したが、策定に関して恣意的な点は見当たらなかった。

さらに、本特別委員会は、本特別委員会独自のアドバイザーであるプルータス・コンサルティングにも、本事業計画の検証を依頼した。これに対して、プルータス・コンサルティングからは、検討を行った観点に基づくと保守的に本事業計画が作成されたとは言い難い旨の所見が述べられた。

以上からすれば、本事業計画については、その策定手続及び内容のいずれについても合理性が認められる。

本取引に関してはプルータス・コンサルティング及び野村證券が対象者株式の株式価値算定を行っているが、両社が採用した評価手法は、継続企業を前提とした企業価値評価手法(市場株価を基準とする算定手法、類似会社比較法及びＤＣＦ法)であり、企業評価の標準的なアプローチに沿ったもので妥当であると評価できる。

そして、本公開買付価格は、(ⅰ)市場株価を基準とする算定手法による算定結果の上限を超えており、(ⅱ)類似会社比較法の算定結果の上限を超えている上に、(ⅲ)対象者の株式の本源的価値を表すＤＣＦ法の算定結果からみても、プルータス・コンサルティングによるＤＣＦ法の算定結果の上限値を超える水準にあり、かつ、野村證券によるＤＣＦ法の算定結果の範囲内にある。

以上から、本特別委員会としても、本公開買付価格は、プルータス・コンサルティング及び野村證券により算定された対象者株式価値評価との比較の観点からしても、少数株主にとって不利益ではない水準に達していると考える。

本公開買付価格のプレミアムについて、他の類似案件と、本公開買付価格のプレミアム水準の比較の観点からみると、他の類似案件における平均値及び中央値を大幅に上回るプレミアム水準にあるものと認められる。

また、本公開買付価格は対象者の上場来高値である5,350円を50%以上も上回っており、上場来高値を大幅に超える水準にある。このことは、市場で対象者の株式を取得した株主の全てが本公開買付価格を下回る金額で対象者株式を取得したことを意味するから、本公開買付価格は全ての対象者の少数株主に対して利益をもたらす水準であるものといえる。

さらに、本公開買付価格は対象者の１株当たり純資産の価額を上回る水準であることから、本公開買付価格について１株当たり純資産との関係でも特段の懸念はない。

以上のような要素を総合的に勘案すれば、本特別委員会としては、本取引において、本公開買付価格は、対象者株式価値が十分に反映されたものであり、少数株主の利益に十分な配慮がされた水準にあるものと考える。

C) スキーム等の妥当性

本取引では、一段階目として金銭を対価とする本公開買付けを行い、本公開買付けの成立後、二段階目として本株式併合によるスクイーズアウトを行うことが予定されている。このスキームは金銭を対価とする点を含め、投資ファンドをスポンサーとするＭＢＯにおいて一般的なものであり、対象者の少数株主に対して不利益を及ぼすものではない。

また、本公開買付覚書(上記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」の「⑧ 本公開買付覚書」において定義します。以下同じです。)のうち主要な事項について、アンダーソン・毛利・友常法律事務所の助言を踏まえて検討した結果、少数株主の利益を害するような合意はなされておらず、本公開買付覚書に基づき本取引を実行することにつき、不合理な点は認められない。

このほか、本取引の一環としていったん対象者の株主を公開買付者と日新商事のみとし、本スクイーズアウト手続の完了後に対象者が本自己株式取得を行う手法についても、本自己株式取得価格が、仮に日新商事が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が同額以下となる金額として設定されていることからすれば、対象者の少数株主にとって不利益な点は見当たらない。

さらに本取引においては、筒井家資産管理会社による本再出資が行われることが予定されているが、本再出資における公開買付者親会社株式１株当たりの対価を決定する前提となる対象者株式の評価は、公開買付価格の均一性規制の趣旨に抵触しないよう、本公開買付価格と同一の価格とされる予定とのことである。本取引がＭＢＯであることに鑑みると、筒井家資産管理会社が本取引後に本再出資を行うことには合理性が認められ、かつ、少数株主の利益を確保する観点からも、本再出資によって本応募合意株主(再出資予定)及び筒井家資産管理会社に対する不公正な価値の移転が生じることは予定されていないから、本再出資の条件に不合理な点は認められない。

このような検討からすると、本取引のスキームは、妥当なものといえる。

D) 小括

結論として、対象者の少数株主からみて、本取引に係る取引条件(本取引の実施方法や対価の妥当性を含む。)の公正性・妥当性は確保されていると認められる。

(ウ)公正な手続を通じた少数株主利益の確保

A) 特別委員会の設置

本特別委員会は、対象者の独立社外取締役２名、外部有識者１名により構成される委員会である。本特別委員会は、本特別委員会の委員の全員が、ベインキャピタル及び対象者から独立していること、並びにその報酬に成功報酬が含まれないことを相互に確認している。

また、本特別委員会については、下記のような配慮がされている。

① 本特別委員会は、本取引に係る取引条件が公開買付者と対象者との間で決定される前の段階で設置されていること

② 本特別委員会においては、委員長の選定等の決定権限が本特別委員会に付与され、その結果として、Ｍ＆Ａ指針で最も特別委員会の委員としての適格性があるとされる社外取締役を委員長として構成されていること

③ 本特別委員会においては、直接公開買付者と協議・交渉する権限も付与され、上記(イ)(Ａ)で述べたとおり、本特別委員会が、取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与え得る状況を確保してきたこと

④ 本特別委員会においては、独自のアドバイザーを選任する権限が付与され、その結果として、ベインキャピタル及び対象者から独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータ

ス・コンサルティングを選任し、企業価値評価に関する専門的知見に基づき検討・判断をしてきたこと

⑤ 本特別委員会が、一般株主に代わり、本公開買付覚書の文案も含めて重要な情報を入手し、これを踏まえて検討・判断を行ったこと

⑥ 対象者取締役会は、本特別委員会に対する諮問事項について決議するに際し、本取引に関する対象者取締役会の意思決定は、本特別委員会の判断内容を最大限尊重して行われるものとし、特に本特別委員会が本取引に関する取引条件を妥当でないと判断したときには、対象者取締役会は本取引を行う旨の意思決定を行わない旨を決議していること

以上のような本特別委員会の設置及び運用の状況からすれば、本特別委員会はM＆A指針において特別委員会が備えるべきとされている機能を充足しているから、本特別委員会は公正性担保措置として有効に機能していると認められる。

B) 対象者における意思決定プロセス

対象者の取締役のうち、雅洋氏及び昌隆氏は、公開買付者との間で応募契約を締結したり、雅洋氏については本応募合意株主(再出資予定)として直接又は間接に本再出資に関与する予定であることから、利益相反の疑いを回避する観点より、本取引に関連した対象者取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していない。

その上で、対象者からの説明によれば、対象者取締役会においては、上記のような利害関係のある取締役を審議から外した上で、最終的に審議に参加した取締役(監査等委員を含む。)全員の一致により決議がされる予定である。

以上からすれば、対象者における意思決定プロセスに、公正性に疑義のある点は見当たらない。

C) 外部専門家の専門的助言等の取得

(a) 法務アドバイザーからの助言の取得

対象者取締役会は、意思決定につき、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所の弁護士から助言を受けている。

同法律事務所の独立性については、本特別委員会がヒアリングにより直接同法律事務所所属の弁護士から、疑義がないことを確認済みである。

(b) 第三者評価機関からの株式価値算定書の取得

対象者取締役会は、本公開買付価格の公正性を担保するために、独立した第三者算定機関である野村證券から、対象者株式の株式価値に関する資料として、本株式価値算定書(野村證券)を取得している。

同社の独立性については、本特別委員会がヒアリングにより直接同社から、疑義がないことを確認済みである。また、本取引に係る野村證券に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬が含まれているが、同種の取引における一般的な実務慣行の範囲内の報酬体系であることから、本特別委員会として、かかる報酬体系であっても野村證券の独立性には問題がないものと判断した。

加えて、本特別委員会は、本取引に関する検討に際し、独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてプルータス・コンサルティングを選任しており、同社からも対象者株式の株式価値に関する資料として本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)を取得している。

同社の独立性についても、本特別委員会がヒアリングにより直接同社から、疑義がないことを確認済みである。

D) マーケット・チェック

(a) 公開買付期間

本公開買付けの買付期間は、法令において定められた最短期間が20営業日であるところ、41営業日に設定されている。これは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対象者株式の買付け等を行う機会を確保するものと認められる。

このように、本件では、公表後に他の潜在的な買収者が対抗提案を行うことが可能な環境を構築した上でM＆Aを実施することによる、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されている。

(b) 取引保護条項

本公開買付覚書において、対象者は、公開買付者との間で、一定の取引保護条項につき合意している。

もっとも、当該取引保護条項においては、一定の条件を満たす対抗的な

公開買付けや対抗提案がされた場合についてのFiduciary Out条項が設けられており、(ⅰ)本公開買付けへの賛同及び応募を推奨する意見表明を維持することが対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性が高いと対象者が合理的に判断した場合には、対象者は賛同及び応募を推奨する意見の表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができるものとされているほか、(ⅱ)対象者が賛同及び応募を推奨する意見の表明を撤回又は変更することができる場合や一定の条件を満たす対抗的な公開買付けや対抗提案を行われる蓋然性が高いと認められる場合には、対象者が公開買付者以外の者との間で本取引と実質的に競合、矛盾若しくは抵触し、又はその具体的なおそれのある取引に関連する合意を行うこと、そのような取引に関する情報提供及び協議交渉を行うことも認められている。

以上からすれば、本公開買付けにおける取引保護条項は、対抗的な公開買付けの開始や対抗提案がされた場合の対抗提案者との協議、情報提供又は合意が一切妨げられるわけではなく、かつ、対抗的な公開買付けや対抗提案がなされた場合に、一定の条件の下で、対象者が本公開買付けに対する意見を撤回又は変更することを可能とするものであることから、その内容はＭ＆Ａ指針に照らしても不合理なものではなく、間接的なマーケット・チェックの実施を過度に制限するものとは認められない。

E) マジョリティ・オブ・マイノリティ

本公開買付けにおける買付予定数の下限は8,896,100株と設定されているところ、かかる買付予定数の下限は、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数を上回るものとなる。

F) 少数株主への情報提供の充実とプロセスの透明性の向上

本取引では、公開買付届出書及び対象者プレスリリースにおいて、本特別委員会の委員の独立性や専門性等の適格性、本特別委員会に付与された権限の内容、本特別委員会における検討経緯や交渉過程への関与状況、本特別委員会の判断の根拠・理由、本答申書の内容、本株式価値算定書の概要、本取引の実施に至るプロセスや交渉経緯等について充実した情報開示が予定されている。

したがって、本公開買付けにおいては、少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であると認められる。

G) 強圧性が生じないための配慮

本取引のうち本スクイーズアウト手続は、株式併合方式を用いるスキームにより実行するとされている。当該スキームの実施の過程で、株主には、会社法第182条の４及び第182条の５の規定により価格決定の申立てを行う権利が認められ、しかも、対象者プレスリリースにおいてその旨が明示的に開示されている。

さらに、対象者プレスリリースでは、本スクイーズアウト手続のための本臨時株主総会は本公開買付け終了後速やかに行われること、本スクイーズアウト手続の際に少数株主に対して交付される金銭について、本公開買付価格に当該各株主(対象者及び日新商事を除く。)の所有する対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定される予定である旨が開示されている。

H) 小括

本取引では、Ｍ＆Ａ指針の趣旨に則って手続が進められており、(ⅰ)取引条件の形成過程における独立当事者間取引と同視し得る状況の確保及び(ⅱ)少数株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要十分な内容での公正性担保措置が採用されている。

したがって、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められる。

(エ)上記(ア)乃至(ウ)を踏まえ、本取引は対象者の少数株主にとって不利益でないと考えられるか

本特別委員会は、上記(ア)のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められること、上記(イ)のとおり、本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されていると認められること、上記(ウ)のとおり、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められることから、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同するとともに、対象者の株主に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を決定することは、対象者の少数株主にとって不利益ではないと考える。

また、同じ理由から、本公開買付けが成立した後、対象者の株主を公開買付者及び日新商事のみとするために、対象者取締役会が本スクイーズアウト手続を実施することを決定することは、対象者の少数株主にとって不利益なもので

はないと考える。

(オ)対象者取締役会が本取引に賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することの是非

上記(ア)のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、その目的は合理的であると認められること、上記(イ)のとおり、本取引に係る取引条件の公正性・妥当性は確保されていると認められること、上記(ウ)のとおり、本取引に係る手続の公正性は確保されていると認められることに基づき、本特別委員会は、対象者取締役会が、本公開買付けに対して賛同意見を表明するとともに、対象者の株主に対して本公開買付けに応募することを推奨することは、合理的であると考えられる旨の意見を答申する。

④　特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

本特別委員会は、本諮問事項について検討するにあたり、本公開買付価格を含む取引条件の妥当性を確保するために、対象者及び公開買付者らから独立した独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるプルータス・コンサルティングに対し、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年５月９日付で、本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)を取得したとのことです。

なお、対象者取締役会は、2025年５月12日、本特別委員会から本答申書の提出を受けた際、併せて本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の提出を受けており、本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の内容も踏まえて、下記「⑤対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」に記載の決議を実施したとのことです。

プルータス・コンサルティングは、対象者及び公開買付者らの関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。上記「③　対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、その独立性及び専門性・実績等を検討の上、プルータス・コンサルティングを独自のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しているとのことです。また、本取引に関するプルータス・コンサルティングの報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

本株式価値算定書(プルータス・コンサルティング)の概要は、以下のとおりとのことです。

算定の概要

プルータス・コンサルティングは、複数の株式価値算定手法の中から対象者の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討した結果、対象者が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、対象者と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また将来の事業活動の状況を算定に反映するためにＤＣＦ法を用いて対象者株式の株式価値を算定しているとのことです。

プルータス・コンサルティングが上記の手法に基づき算定した対象者株式の１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	:	4,493円から5,350円
類似会社比較法	:	3,203円から5,395円
ＤＣＦ法	:	5,646円から8,096円

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年５月９日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における対象者株式の基準日終値5,350円、同日までの直近１ヶ月間の終値単純平均値4,693円、同直近３ヶ月間の終値単純平均値4,573円及び同直近６ヶ月間の終値単純平均値4,493円を基に、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を4,493円から5,350円と算定しているとのことです。類似会社比較法では、対象者と類似する事業を営む上場会社として、鴻池運輸株式会社、株式会社上組、三菱倉庫株式会社、株式会社エーアイテイー及びケイヒン株式会社を類似会社として選定した上で、ＥＢＩＴＤＡマルチプルを用いて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の１株当たりの株式価値の範囲を3,203円から5,395円と算定しているとのことです。

ＤＣＦ法では、不動産事業については、対象者から提供を受けた時価情報を積算することにより評価し、物流事業及び旅行事業については、対象者が作成した2025年３月期から2030年３月期までの財務予測及び直近までの業績の動向に基づき、対象者が創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を計算し、対象者株式１株当たりの株式価値の範囲を5,646円から8,096円と算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト(WACC：Weighted Average Cost of Capital)とし、7.6％から9.1％を採用しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては永久成長率法と倍率法を採用しており、永久成長率は０％とし、倍率は5.0倍から7.4倍のＥＢＩＴＤＡマルチプルとして対象者株式の価値を算定しているとのことです。

プルータス・コンサルティングが、ＤＣＦ法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、当該財務予測における2025年３月から2027年３月期については、第７次中期経営計画において掲げている財務目標を一部上回る内容となっているものの、2025年３月期第３四半期までの実績値や神奈川倉庫や北関東ロジスティクスセンター等、過去実施した投資からの獲得収益の状況等、第７次中期経営計画の現時点までの進捗を踏まえ調整を行っているものであり、対象者として合理的なものであると判断しているとのことです。当該財務予測については、その内容及び重要な前提条件並びに策定経緯等について対象者から本特別委員会及びプルータス・コンサルティングに対して詳細な説明を行い、質疑応答を行った上で、これらの合理性について本特別委員会の確認及び承認を受けているとのことです。また、当該財務予測においては、大幅な増減益を見込んでいる事業年度は含まれていないものの、フリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2026年３月期から2030年３月期においてIT及びデジタル化を推進するための投資、ロジスティクスセンター及び倉庫建設のための設備投資計画によるフリー・キャッシュ・フローの増減が見込まれているとのことです。2026年３月期、2028年３月期、2029年３月期及び2030年３月期においては各期の対前年比でフリー・キャッシュ・フローの大幅な増加を見込んでおり、2027年３月期においては対前年比で、フリー・キャッシュ・フローの大幅な減少を見込んでいるとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、対象者の事業計画には加味されていないとのことです。

（単位：百万円）

	2025年３月期（３ヶ月）	2026年３月期	2027年３月期	2028年３月期	2029年３月期	2030年３月期
売上高	46,568	197,950	218,000	224,000	241,000	251,000
営業利益	1,577	8,800	10,701	12,000	13,300	14,700
EBITDA	2,635	12,995	15,335	16,789	18,089	19,239
フリー・キャッシュ・フロー	873	6,747	▲11,928	▲594	3,020	5,714

プルータス・コンサルティングは、対象者株式の株式価値の算定に際し、対象者から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、対象者の資産及び負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。加えて対象者の財務予測に関する情報については、対象者の雅洋氏及び昌隆氏を除く経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。但し、プルータス・コンサルティングは、算定の基礎とした対象者の事業計画について、対象者との間で質疑応答を行いその内容を分析及び検討しているとのことです。また、上記「③　対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会が対象者の事業計画の内容、重要な前提条件及び作成経緯等の合理性を確認しているとのことです。

⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認

対象者は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的見地からの助言、野村證券から受けた財務的見地からの助言、本株式価値算定書(野村證券)の内容及び本特別委員会がプルータス・コンサルティングから取得した本株式価値算定書(プルー

	タス・コンサルティングの内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引を通じて対象者の企業価値を向上させることができるか、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものとなっているか等の観点から慎重に協議を行ったとのことです。 　その結果、対象者は、上記「(2)　本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③　対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであると判断し、2025年５月12日開催の対象者取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役全員(取締役合計10名のうち、雅洋氏及び昌隆氏を除く８名。なお、監査等委員である者を含みます。)の全員一致で、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

	なお、雅洋氏及び昌隆氏は、ベインキャピタルから本意向表明書を受領した2025年２月６日時点で、本取引については、本応募合意株主(再出資予定)が本公開買付けにおいて公開買付者との間でそれらの所有する対象者株式について公開買付応募契約を締結すること、及び、公開買付者らが対象者の少数株主のスクイーズアウト手続を行った後、本応募合意株主(再出資予定)が直接又は間接に公開買付者親会社に再出資することで、公開買付者と利益を共通にする可能性が想定されたことから、本取引に関して対象者との間で構造的な利益相反関係が生じる可能性があるため、上記対象者取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場においてベインキャピタルとの協議及び交渉には一切参加していないとのことです。 ⑥　対象者における独立した検討体制の構築 上記「(2)　本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」の「③　対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、公開買付者らから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、2025年２月６日に、ベインキャピタルから、本意向表明書を受領した後、本取引に関する検討(対象者株式の価値算定の基礎となる事業計画の作成を含みます。)並びに公開買付者らとの協議及び交渉を行うプロジェクトチームを設置し、そのメンバーは、公開買付者らからの独立性の認められる対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。なお、雅洋氏及び昌隆氏は、対象者の立場においてベインキャピタルとの協議及び交渉には一切参加していないとのことです。 かかる取扱いを含めて、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の確認を得ているとのことです。 ⑦　他の買付者からの買付機会を確保するための措置 公開買付者は、法令において定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間が20営業日であるところ、公開買付期間を41営業日に設定しております。公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者は、対象者との間で、本公開買付覚書において、対象者が、本公開買付覚書締結日から本スクイーズアウト手続の効力発生時までの間、直接又は間接に、(ⅰ)(x)公開買付者以外の者との間で競合取引に関連する合意(当該競合取引に対する賛同又は応募推奨の意見表明を含みます。)を行ってはならず、かつ、(y)かかる競合取引について自ら積極的に提案、勧誘、申込若しくは協議申入れを行ってはならないことを合意しているものの、対象者が本公開買付覚書の規定に従って賛同意見表明を撤回又は変更することができる場合又は公開買付者以外の者から対象者に対して適格対抗提案がなされた場合における当該適格対抗公開買付けを開始した第三者又は当該適格対抗提案を行った第三者との間では、この限りではなく、また、(ⅱ)(x)公開買付者以外の者に対し、競合取引に関連して対象者グループに関する情報その他の情報を提供してはならず、かつ、(y)公開買付者以外の者との間で、かかる競合取引に関するいかなる協議又は交渉も行ってはならないことを合意しているものの、対象者が本公開買付覚書の規定に従って賛同意見表明を撤回又は変更することができる場合若しくは公開買付者以外の者から対象者に対して適格対抗提案がなされた場合における当該適格対抗公開買付けを開始した第三者若しくは当該適格対抗提案を行った第三者、又は公開買付期間の末日の７営業日前までに適格対抗公開買付けを開始する若しくは適格対抗提案を行う蓋然性が高いと対象者が合理的に判断した第三者であって、かつ、当該第三者に対して当該情報の提供、若しくは当該第三者との間で協議若しくは交渉を行わないことが対象者の取締役としての善管注意義務違反を構成する可能性があると対象者が合理的に判断した場合における当該第三者との間では、この限りではないこととされており、公開買付者以外の者による公開買付け等の機会が不当に制限されることがないよう、対象者が公開買付者以外の対抗的買収提案者と接触することを過度に制限するような合意は行っておらず、対抗的な買付け等の機会を妨げないよう配慮しております。

	⑧　マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)を上回る買付予定数の下限の設定 公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を8,896,100株(所有割合：60.35%)と設定しており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行わないこととしております。なお、買付予定数の下限である8,896,100株(所有割合：60.35%)は、本決算短信に記載された2025年３月31日現在の対象者の発行済株式総数(15,512,769株)から、2025年３月31現在の対象者が所有する自己株式数(771,656株)、本応募株式(848,306株)及び本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(13,002,607株)を２で除した株式数(6,501,304株(小数点以下切上げ)、所有割合：44.10%。これは、公開買付者と重要な利害関係者を有しない対象者の株主の皆様が所有する対象者株式の数の過半数、すなわち、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」に相当する数です。)を上回るものとなります。 これにより、対象者の少数株主の皆様の意思を重視して、公開買付者の利害関係者以外の株主の皆様の過半数の賛同が得られない場合には、本公開買付けを含む本取引を行わないこととしております。

(3)　【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	13,850,913(株)	8,896,100(株)	―(株)
合計	13,850,913(株)	8,896,100(株)	―(株)

(注１)　応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注２)　本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者株式の最大数(13,850,913株)を記載しております。これは、本基準株式数(14,741,113株)から、本不応募株式(890,200株)を控除した株式数(13,850,913株)です。

(注３)　単元未満株式及び相互保有株式(原田港湾株式会社、松菱運輸株式会社、旧.新栄運輸株式会社、丸新港運株式会社及び日栄運輸株式会社が所有する対象者株式を指します。以下同じです。)についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注４)　本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

５　【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	138,509
ａのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	―
ｂのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	―
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年５月12日現在)(個)(d)	―
ｄのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	―
ｅのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	―
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年５月12日現在)(個)(g)	9,577
ｇのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	―
ｈのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	―
対象者の総株主等の議決権の数(2024年９月30日現在)(個)(j)	146,077
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	93.96
買付け等を行った後における株券等所有割合((a＋d＋g)/(j＋(b－c)+(e－f)+(h－i))×100)(%)	100.00

（注１）　「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(13,850,913株)に係る議決権の数を記載しております。

（注２）　「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年５月12日現在)(個)(ｇ)」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第27条の２第１項各号における株券等所有割合の計算において府令第３条第２項第１号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、特別関係者が所有する株券等のうち不応募株式及び対象者が所有する自己株式以外の対象者株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年５月12現在)(個)(ｇ)」のうち不応募株式に係る議決権数(8,902個)のみを分子に加算しております。

（注３）　「対象者の総株主等の議決権の数(2025年３月31日現在)(個)(j)」は、対象者が2024年11月14日に提出した第116期半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式(但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)及び相互保有株式についても買付け等の対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(14,741,113株)に係る議決権の数である147,411個を分母として計算しております。

（注４）　「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

① 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第２項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画を予め届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第８項により事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。

また、独占禁止法第10条第１項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができます(同法第17条の２第１項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならず(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければなりませんが(同法第50条第１項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第９項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第９条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第１号。その後の改正を含みます。)第９条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月１日に公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2025年５月31日の経過をもって、満了する予定です。公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに措置期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び、独占禁止法第10条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会からの排除措置命令の事前通知並びに独占禁止法第10条第９項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の８第２項に基づき、直ちに、本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

② ベトナム競争法

公開買付者は、ベトナムの競争法に基づき、ベトナム国家競争委員会に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。ベトナム国家競争委員会によって当該届出が受理された日から一定の審査期間(初期的審査は30日ですが、正式審査に入った場合180日まで延長される可能性があります。)が定められており、ベトナム国家競争委員会が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。また、ベトナム国家競争委員会が初期的審査の期間内に、届出に対する応答をしない場合には、その初期的審査の期間経過の後に本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得についての事前届出を2025年４月17日(現地時間)付でベトナム国家競争委員会に提出し、遅くとも2025年５月25日(現地時間)頃までにベトナム国家競争委員会によって受理される見込みです。そのため、ベトナム国家競争委員会によって行われる初期的審査に必要となる30日が経過し本株式取得に関する承認を取得できるのは、遅くとも2025年６月24日(現地時間)頃となる見込みです。公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までにベトナム国家競争委員会からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2)　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

③ オーストリアカルテル法

公開買付者は、オーストリア共和国のカルテル法に基づき、連邦競争庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。連邦競争庁によって当該届出が受理された日から一定の待機期間(原則４週間ですが、届出者の申出により２週間延長される場合があります。)内に、本株式取得を承認するか、より詳細な審査を行うかの決定を行います。連邦競争庁が本株式取得を承認したときは、公開買付者は、本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月12日(現地時間)付で連邦競争庁に事前届出を行い、同日(現地時間)付で受理されております。公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに連邦競争庁からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2)　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

④ ドイツ競争制限禁止法

公開買付者は、ドイツ連邦共和国の競争制限禁止法に基づき、連邦カルテル庁に対し、本株式取得の前に、本株式取得に関する事前届出を行う必要があります。当該届出より原則として１ヶ月間の待機期間中は本株式取得が禁止されますが、その待機期間内に連邦カルテル庁から本株式取得がドイツ競争制限禁止法に定める禁止事由に該当せず実行可能である旨の通知を受領すれば、ドイツ競争制限禁止法との関係では、公開買付者は同待機期間の経過を待たずに本株式取得を実行することができます。

公開買付者は、本株式取得に関して、2025年５月12日(現地時間)付で連邦カルテル庁に事前届出を行い、同日(現地時間)付で受理されております。公開買付者は、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに連邦カルテル庁からの承認を取得できないことが判明した場合、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(2)　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令14条第１項第４号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

⑤　カナダ投資法

なお、公開買付者は、本公開買付けが成立した場合は、カナダ投資法(Investment Canada Act)第３部に基づき、本公開買付けの決済後30日以内に革新・科学・産業大臣(Minister of Innovation, Science and Industry)に対し本株式取得に関する届出を行う予定です。

(3)　【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

① 公開買付代理人

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、以下の(1)又は(2)の手続に従って、応募してください。

(1) オンライントレード(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)にて公開買付期間末日の16時までに手続を行ってください。なお、オンライントレードによる応募(https://www.daiwa.jp/onlinetrade/)には、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンライントレードのご利用申込(注)が必要です。
なお、オンライントレードによる応募は個人の場合に限り、法人の場合はご利用いただけません。また、オンライントレードでは単元株のみ申込可能です。単元未満株を含めてお申込みの場合は、公開買付代理人の本店又は全国各支店(以下、公開買付代理人にて既に口座をお持ちの場合には、お取引支店といたします。)での受付になります。

(注) オンライントレードのご利用には、お申込みが必要です。
・ダイワ・カードをお持ちの場合：オンライントレードのログイン画面より新規申込を受付しております。お申込日の翌営業日からご利用いただけます。
・ダイワ・カードをお持ちでない場合：お取引支店又は大和証券コンタクトセンターまでご連絡ください。

(2) 郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店での応募受付をご希望される場合(オンライントレードによる応募をご利用できない場合を含みます。)においては、所定の公開買付応募申込書に所要事項を記載し、公開買付代理人の本店又は全国各支店に公開買付応募申込書を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに応募してください。但し、郵送の場合は、公開買付応募申込書が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、応募してください。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(https://www.daiwa.jp/doc/230313.html)をご確認ください。

③ 本公開買付けに係る株券等の応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記載又は記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記載又は記録されている場合(対象者の株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。なお、本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。

④　応募の際に個人番号(法人の場合は法人番号)及び本人確認書類が必要となる場合があります。
(注１)(注２)

⑤　外国の居住者である株主等(法人の株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募して下さい(常任代理人より、外国人株主等の委任状又は契約書の原本証明付きの「写し」をいただきます。)。

⑥　個人の株主等の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費との差額は、株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注３)

⑦　対象者の株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記載又は記録されている株券等を応募する場合の具体的な振替手続(応募株主口座への振替手続)については、公開買付代理人にご相談いただくか、又は口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお問い合わせ下さい。(注４)

(注１)　本人確認書類について
公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、次の個人番号及び本人確認書類が必要になります(法人の場合は、法人番号及び法人本人の本人確認書類に加え、「現に取引に当たる担当者(取引担当者)」についての本人確認書類及び取引担当者が当該法人のために取引の任にあたっていることの確認が必要になります。)。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ね下さい。

・個人の場合
下記、Ａ～Ｃいずれかの書類をご提出ください。(店頭での口座開設の場合は、本人確認書類の原本のご提示が必要になります。郵送での口座開設の場合は、本人確認書類のコピー(但し、「住民票の写し」は原本)をご提出ください。)。

	個人番号確認書類	本人確認書類
Ａ	個人番号カード(裏)	個人番号カード(表) ※郵送及びオンライン経由での口座開設の場合はａ又はｂのうち追加で１種類
Ｂ	通知カード	ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類 (但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。) ※郵送又はオンライン経由での口座開設の場合は、ａ又はｂのうち、いずれか２種類(但し、「住民票の写し」と「住民票の記載事項証明書」で２種類とすることはできません。)
Ｃ	個人番号記載のある住民票の写し又は住民票の記載事項証明書	ａ又はｂのうち、「住民票の写し」「住民票の記載事項証明書」以外の１種類

ａ　顔写真付の本人確認書類
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート(住所記載欄のない新型パスポート(2020年２月４日以降に発給申請し交付されたパスポート)は、本人確認書類としてご利用いただけません。別途本人確認書類のご用意をお願いいたします。)、運転免許証、運転経歴証明書、各種福祉手帳、在留カード、特別永住者証明書

ｂ　顔写真のない本人確認書類
・発行から６ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要
住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑証明書
・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、各種福祉手帳等

・法人の場合
下記Ａ～Ｃの確認書類をご提出ください。

A	法人番号確認書類	・法人番号指定通知書又は ・法人番号印刷書類
B	法人のお客さまの本人確認書類	・登記事項証明書又は ・官公庁から発行された書類等 （名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容を確認できるもの）
C	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード(表)又は ・上記個人の場合の本人確認書類（ａのいずれか１種類、又はｂのうち２種類）

・外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等(自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるものに、法人の場合は、名称、本店又は主たる事務所の所在地及び事業の内容の記載のあるものに限ります。)

（注２）　取引関係書類の郵送について
本人確認を行ったことをお知らせするために、当該本人確認書類に記載された住所地に取引関係書類を郵送させていただきます。

（注３）　株式等の譲渡所得等に対する申告分離課税について(個人の株主等の場合)
個人の株主等の方につきましては、株式等の譲渡には、申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

（注４）　特別口座からの振替手続
上記③に記載のとおり、応募に際しては、特別口座で記載又は記録されている株券等は、公開買付代理人に開設した応募株主口座への振替手続をお取りいただく必要があります。

⑵　【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の16時までに、下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(4)　応募株主等の契約の解除権についての事項」に従って、以下の①又は②の手続により、契約の解除を行ってください。

①　オンライントレード上の操作により契約を解除する場合は、当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の16時までに解除手続を行ってください。
なお、オンライントレード取扱銘柄については、お取引支店で応募された契約の解除も、オンライントレード上の操作による解除手続を行うことが可能です。但し、単元未満株を含めて契約の解除をお申込みの場合は、お取引支店での受付になります。

②　郵送若しくは公開買付代理人の本店又は全国各支店で契約を解除する場合は、所定の解除書面に所要事項を記載し、応募受付をした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面を郵送又は来店の上、公開買付期間末日の16時までに契約を解除してください。但し、郵送の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時までに到達することを条件とします。また、本店又は全国各支店によって営業時間が異なりますので、予めご確認の上、解除してください。
なお、オンライントレードで応募された契約の解除も、解除書面の郵送又は来店による解除手続を行うことが可能です。

※公開買付代理人では、サービス品質向上のため、ご来店の際は事前のご予約をお願いしております。詳しくは、公開買付代理人のホームページ(https://www.daiwa.jp/doc/230313.html)をご確認ください。

解除書面を受領する権限を有する者：
大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号
(その他の大和証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により、応募株主等が公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

８ 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	112,192,395,300
金銭以外の対価の種類	―
金銭以外の対価の総額	―
買付手数料(円)(b)	190,000,000
その他(円)(c)	13,908,400
合計(円)(a)＋(b)＋(c)	112,396,303,700

(注１) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(13,850,913株)に、本公開買付価格(8,100円)を乗じた金額です。

(注２) 「買付手数料(円)(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注３) 「その他(円)(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注４) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注５) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
―	―
計(a)	―

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	―	―	―	―
2	―	―	―	―
計				―

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
―	―	―	―
―	―	―	―
計			―

③ 【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	―	―	―	―
2	銀行	株式会社三菱UFJ銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目４番５号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注１) (1) タームローンＡ 借入期間：７年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンＢ 借入期間：７年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間：６ヶ月から２年 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンＡ 3,237,000 (2) タームローンＢ 12,948,000 (3) ブリッジローン 57,700,000
2	銀行	株式会社横浜銀行 (神奈川県横浜市西区みなとみらい３丁目１番１号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注２) (1) タームローンＡ 借入期間：７年(分割返済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンＢ 借入期間：７年(期限一括返済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3) ブリッジローン 借入期間：６ヶ月から２年 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンＡ 1,743,000 (2) タームローンＢ 6,972,000 (3) ブリッジローン 11,700,000
計(b)				94,300,000

（注１） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社三菱UFJ銀行から、73,885,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年５月12日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

（注２） 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社横浜銀行から、20,415,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年５月12日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
―	―	―	―
―	―	―	―
計(c)			―

④ 【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
公開買付者親会社による公開買付者が処分する 自己株式の引受けによる出資	18,700,000
計(d)	18,700,000

(注１) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、2025年５月９日付で、公開買付者親会社より、公開買付者に対して18,700,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。公開買付者親会社は、2025年５月９日付で、BCPE MoveOnより、公開買付者親会社に対して18,700,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。BCPE MoveOnは、2025年５月９日付で、BCPE MoveOn Holdings Cayman, L.P.より、BCPE MoveOnに対して18,700,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。BCPE MoveOn Holdings Cayman, L.P.は、2025年５月９日付で、Bain Capital Japan Middle Market Fund, L.P.(以下「BC JMMファンド」といいます。)より、BCPE MoveOn Holdings Cayman, L.P.に対して18,700,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を取得しております。

(注２) 公開買付者は、公開買付者親会社から以下の説明を受けることにより、公開買付者親会社の出資の確実性を確認しております。
BC JMMファンドは、ケイマン諸島法に基づき設立されたエグゼンプテッド・リミテッド・パートナーシップです。BC JMMファンドに対する出資コミットメントは、主として政府系投資機関、財団、ファンド・オブ・ファンズ、公的年金基金及び国際的な金融機関の機関投資家であるBC JMMファンドのリミテッド・パートナー(以下「BC JMMファンドLP」といいます。)によって行われております。BC JMMファンドLPは、それぞれBC JMMファンドに対し一定額(以下「コミットメント金額」といいます。)の金銭出資を行うことを約束しております。BC JMMファンドの投資期間内に、BC JMMファンドのジェネラル・パートナーであるBain Capital JMM General Partner, LLC(以下「BC JMMファンドGP」といいます。)が金銭出資の履行を求める通知を出した場合には、各BC JMMファンドLPは、出資を行うことが適用法令又は投資方針に違反する場合等の限定された場合を除き、それぞれのコミットメント金額の割合に応じて、自らの未使用のコミットメント金額の範囲内で、BC JMMファンドに対し金銭出資を行うことが義務付けられております。また、一部のBC JMMファンドLPが出資義務を履行しない場合であっても、他のBC JMMファンドLPはその出資義務を免れるものではなく、BC JMMファンドGPは、BC JMMファンドが上記Bain Capital Japan Middle Market Fund, L.P.への出資の金額に相当する資金を拠出することができるよう、一定の範囲において、他のBC JMMファンドLPがそれぞれのコミットメント金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

⑤ 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】
113,000,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

９ 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

⑴ 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

大和証券株式会社　　東京都千代田区丸の内一丁目９番１号

⑵ 【決済の開始日】

2025年７月15日(火曜日)

⑶ 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地(外国人株主等の場合はその常任代理人の住所)宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか(送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

⑷ 【株券等の返還方法】

下記「11　その他買付け等の条件及び方法」の「(1)　法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)　公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第４項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(8,896,100株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第１項第１号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第３号イ乃至チ及びヌ、第４号並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第１項第１号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本決済開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合(具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本決済開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。)又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合、及び対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(9,163百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。また、令第14条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が、当該虚偽記載等があることを知らなかった場合、又は②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トに掲げる事実が発生した場合をいいます。

なお、上記「６　株券等の取得に関する許可等」の「(2)　根拠法令」に記載のとおり、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに独占禁止法第10条第２項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第10条第１項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合又は本株式取得に係るベトナム国家競争委員会、オーストリア連邦競争庁若しくはドイツ連邦カルテル庁からの承認が取得できていない場合には、令第14条第１項第４号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(注)　ご参考：株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表に記載された純資産の帳簿価額の10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が本書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、１株当たりの配当額は622円に相当します(具体的には、本決算短信に記載された2025年３月31日現在における対象者の純資産額91,633百万円の10%に相当する額である9,163百万円(百万円未満を切り捨てて計算しています。)を、本基準株式数(14,741,113株)で除し、１円未満の端数を切り上げて計算しています。)。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の６第１項第１号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第１項に定める行為を行った場合には、府令第19条第１項に定める基準により、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「７　応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10　決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の６第１項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(但し、法第27条の８第11項但書きに規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第30条の２に規定する方法により公表します。

第２ 【公開買付者の状況】

１ 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

① 【会社の沿革】

年月	概要
2025年４月	商号を株式会社BCJ-98とし、本店所在地を東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 パレスビル５階、資本金を5,000円とする株式会社として設立。

② 【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

次の事業を営むことを目的としております。

(1) 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務

(2) 前各号に附帯関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを事業の内容としております。

③ 【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年５月12日現在

資本金の額	発行済株式の総数
5,000円	10,000株

(注) 公開買付者は、上記「第１公開買付要項」の「８ 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「④ その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までに、公開買付者親会社から187億円を上限とした出資を受ける予定です。

④ 【大株主】

2025年５月12日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社BCJ-97	東京都千代田区丸の内一丁目１番１号 パレスビル５階	1	100.00
計	―	1	100.00

⑤ 【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年５月12日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数(株)
代表取締役	—	杉本　勇次	1969年７月11日	1992年４月	三菱商事株式会社入社	—
				2000年12月	リップルウッド・ホールディングス入社	
				2006年６月	ベインキャピタル・プライベート・エクイティ・ジャパン・ＬＬＣ　パートナー(現任)	
				2012年６月	株式会社すかいらーく　取締役	
				2012年７月	ジュピターショップチャンネル株式会社　取締役	
				2014年３月	株式会社ベルシステム24ホールディングス　取締役、指名委員、監査委員、報酬委員	
				2014年７月	株式会社マクロミル　取締役、監査委員	
				2015年５月	株式会社雪国まいたけ　取締役	
				2015年６月	株式会社ニチイ学館　社外取締役	
				2015年７月	日本風力開発株式会社　取締役	
				2016年２月	大江戸温泉物語株式会社　取締役	
				2018年３月	株式会社アサツーディ・ケイ　取締役・監査等委員	
				2018年８月	東芝メモリ株式会社　取締役	
				2018年９月	大江戸温泉物語ホテルズ＆リゾーツ株式会社　取締役	
				2019年１月	株式会社ＡＤＫホールディングス取締役・監査等委員(現任)	
				2019年３月	東芝メモリホールディングス株式会社(現キオクシアホールディングス株式会社　取締役(現任))	
				2019年８月	株式会社 Works Human Intelligence　取締役(現任)	
				2019年９月	チーターデジタル株式会社(現エンバーポイント株式会社)　取締役	
				2020年４月	昭和飛行機工業株式会社　取締役	
				2020年８月	株式会社ニチイ学館　取締役	
				2020年10月	昭和飛行機都市開発株式会社　取締役	
				2021年３月	株式会社WHI Holdings　取締役(現任)・監査等委員	
				2021年４月	株式会社ニチイホールディングス取締役	
				2022年11月	株式会社マッシュホールディングス 取締役(現任)	
				2023年１月	株式会社プロテリアル　取締役(現任)	
				2023年３月	株式会社ストリートホールディングス　代表取締役	
				2023年４月	株式会社エビデント　取締役(現任)	
				2023年７月	株式会社WHI Holdings　監査等委員(現任)	
				2024年６月	株式会社アウトソーシング　取締役(現任)	
				2024年７月	株式会社スノーピーク　取締役(現任)	
				2025年５月	公開買付者　代表取締役(現任)	
計						—

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2025年４月１日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

２ 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

３ 【個人の場合】

該当事項はありません。

第３　【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

１　【株券等の所有状況】

(1)　【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

2025年５月12日現在

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	9,577(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券　(　)	―	―	―
株券等預託証券　(　)	―	―	―
合計	9,577	―	―
所有株券等の合計数	9,577	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(　－　)	―	―

(2)　【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)　【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

2025年５月12日現在

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	9,577(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券　(　)	―	―	―
株券等預託証券　(　)	―	―	―
合計	9,577	―	―
所有株券等の合計数	9,577	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(　－　)	―	―

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

① 【特別関係者】

(2025年５月12日現在)

氏名又は名称	筒井雅洋
住所又は所在地	東京都千代田区麹町一丁目６番４号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者取締役
連絡先	連絡者　株式会社日新 代表取締役　筒井　雅洋 連絡場所　東京都千代田区麹町一丁目６番４号(対象者所在地) 電話番号　03-3238-6555
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 雅洋氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、筒井家資産管理会社を通じて公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年５月12日現在)

氏名又は名称	筒井俊輔
住所又は所在地	東京都千代田区麹町一丁目６番４号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者執行役員
連絡先	連絡者　株式会社日新 代表取締役　筒井　雅洋 連絡場所　東京都千代田区麹町一丁目６番４号(対象者所在地) 電話番号　03-3238-6555
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

(注) 俊輔氏は、対象者の株券等を直接取得することは予定しておりませんが、本公開買付けが成立した場合、本取引後、筒井家資産管理会社を通じて公開買付者親会社に対して本再出資を行うことを予定していることから、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

(2025年５月12日現在)

氏名又は名称	日新商事株式会社
住所又は所在地	東京都港区芝浦一丁目12番３号
職業又は事業の内容	再生可能エネルギー、産業用エネルギー、サービスステーション、機能化学品、農業資材、LPガス、不動産
連絡先	連絡者　日新商事株式会社 代表取締役　筒井　博昭 連絡場所　東京都港区芝浦一丁目12番３号 電話番号　03-3457-6251
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することを合意している者

(注) 公開買付者及び日新商事は、本不応募契約において、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権の行使について合意しているため、日新商事は、公開買付者との間で共同して対象者の株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

（2025年５月12日現在）

氏名又は名称	株式会社日新
住所又は所在地	東京都千代田区麹町一丁目６番４号（対象者所在地）
職業又は事業の内容	物流・輸送サービス、倉庫・保管、引越、不動産、旅行事業
連絡先	連絡者　株式会社日新 代表取締役　筒井　雅洋 連絡場所　東京都千代田区麹町一丁目６番４号（対象者所在地） 電話番号　03-3238-6555
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使すること及び共同して対象者の株券等を取得することを合意している者

（注）　対象者は、本取引の一環として、本公開買付けの成立及びその後の本株式併合の効力発生を条件に、本自己株式取得を行うことについての公開買付者からの提案を踏まえて、本自己株式取得を行うことを予定しているとのことですので、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することを合意している者に該当する可能性があると判断し、特別関係者として記載しております。

②　【所有株券等の数】

筒井雅洋

2025年５月12日現在

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	627（個）	―（個）	―（個）
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券（　）	―	―	―
株券等預託証券（　）	―	―	―
合計	627	―	―
所有株券等の合計数	627	―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（―）	―	―

筒井俊輔

2025年５月12日現在

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	48（個）	―（個）	―（個）
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券（　）	―	―	―
株券等預託証券（　）	―	―	―
合計	48	―	―
所有株券等の合計数	48	―	―
（所有潜在株券等の合計数）	（―）	―	―

株式会社日新商事

2025年５月12日現在

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	8,902(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券 ( )	―	―	―
株券等預託証券 ( )	―	―	―
合計	8,902	―	―
所有株券等の合計数	8,902	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(―)	―	―

株式会社日新

2025年５月12日現在

	所有する株券等の数	令第７条第１項第２号に該当する株券等の数	令第７条第１項第３号に該当する株券等の数
株券	０(個)	―(個)	―(個)
新株予約権証券	―	―	―
新株予約権付社債券	―	―	―
株券等信託受益証券 ( )	―	―	―
株券等預託証券 ( )	―	―	―
合計	0	―	―
所有株券等の合計数	0	―	―
(所有潜在株券等の合計数)	(―)	―	―

(注) 特別関係者である対象者は、2025年５月12日現在、対象者株式771,656株を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

２ 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

３　【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2025年５月12日付で、日新商事との間で、本不応募契約を締結し、不応募株式の全てについて本公開買付けに応募しない旨、本臨時株主総会において、その所有する全ての対象者株式に関して、本株式併合に関する議案に賛成する旨、また、本株式併合の効力発生後に対象者が実施する予定の本自己株式取得に応じて不応募株式の全てを売却する旨を合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、本応募合意株主(関係者株主)との間で、本応募契約(関係者株主)をそれぞれ締結し、本応募合意株主(関係者株主)が所有する対象者株式の全てについて、本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。

また、公開買付者は、2025年５月12日付で、昭和日タンとの間で、本応募契約(昭和日タン)を締結し、昭和日タンが所有する対象者株式の全てを本公開買付けに応募することを合意しております。加えて、BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。

なお、各契約の詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

４　【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第４　【公開買付者と対象者との取引等】

１　【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

２　【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者の間の合意の有無及び内容

①　本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年５月12日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第１　公開買付要項」の「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2)　買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「⑤　対象者における利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認」をご参照ください。

②　本自己株式取得

対象者は、本取引が対象者の企業価値向上に資するものであると判断し、本取引の一環として、本公開買付けの成立後に実施される本スクイーズアウト手続の効力発生後に、日新商事との間で、本株式併合の効力発生直前時における本不応募株式の数を本自己株式取得価格である6,636円で乗じた金額から、本株式併合により１株未満の端数となった部分に相当する株式の対価としてそれぞれが受領する金額を控除して得られる金額を対価の総額とする本自己株式取得を実施する予定とのことです。

なお、本自己株式取得は対象者の分配可能額の範囲で行われる予定とのことです。詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(2)　本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「②　対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」をご参照ください。

③　対象者との本公開買付覚書

公開買付者は、2025年５月12日付で、対象者との間で、本公開買付覚書を締結しております。本公開買付覚書の詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(6)　本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(2) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

①　本応募契約(雅洋氏)との応募契約

公開買付者は、2025年５月12日付で、雅洋氏との間で、本応募契約(雅洋氏)を締結し、雅洋氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

② 本応募契約(昌隆氏)との応募契約

公開買付者は、2025年５月12日付で、昌隆氏との間で、本応募契約(昌隆氏)を締結し、昌隆氏が所有する対象者株式の全て(但し、公開買付期間の最終日までに譲渡制限が解除されない譲渡制限付株式を除く。)を本公開買付けに応募することを合意しております。詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

③ 本株主間契約

BCPE MoveOnは、2025年５月12日付で、本応募合意株主(再出資予定)との間で、本再出資の条件、本取引後の対象者の運営及び本再出資後の公開買付者親会社の株式の取扱いに関する内容を含む本株主間契約を締結しております。本株主間契約の詳細については、上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに関する重要な合意」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第１　公開買付要項」の「３　買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施に至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第１　公開買付要項」の「４　買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第５ 【対象者の状況】

１ 【最近３年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	―	―	―
売上高	―	―	―
売上原価	―	―	―
販売費及び一般管理費	―	―	―
営業外収益	―	―	―
営業外費用	―	―	―
当期純利益(当期純損失)	―	―	―

(2) 【１株当たりの状況】

決算年月	―	―	―
１株当たり当期純損益	―	―	―
１株当たり配当額	―	―	―
１株当たり純資産額	―	―	―

２ 【株価の状況】

金融商品取引所名又は認可金融商品取引業協会名	東京証券取引所プライム市場(注１)						
月別	2024年11月	2024年12月	2025年１月	2025年２月	2025年３月	2025年４月	2025年５月
最高株価(円)	4,425	4,635	4,600	4,440	4,830	4,810	6,350
最低株価(円)	4,130	4,290	4,350	4,260	4,405	4,005	4,745

(注１) 2025年５月については、５月12日までの株価です。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年　月　日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数（単位）	―	―	―	―	―	―	―	―	―
所有株式数の割合（％）	―	―	―	―	―	―	―	―	―

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年　月　日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
―	―	―	―
計	―	―	―

② 【役員】

年　月　日現在

氏名	役名	職名	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
―	―	―	―	―
計	―	―	―	―

４　【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)　【対象者が提出した書類】

①　【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第114期（自2022年４月１日至2023年３月31日）
2023年６月26日　関東財務局長に提出

事業年度第115期（自2023年４月１日至2024年３月31日）
2024年６月27日　関東財務局長に提出

②　【半期報告書】

事業年度第116期中（自2024年４月１日至2024年９月30日）
2024年11月14日　関東財務局長に提出

③　【臨時報告書】

法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号（代表取締役の異動）の規定に基づき、臨時報告書を2025年２月28日関東財務局長に提出

④　【訂正報告書】

訂正報告書（上記①に記載の事業年度第115期有価証券報告書に係る訂正報告書）を2024年12月16日関東財務局長に提出

(2)　【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社日新
（神奈川県横浜市中区尾上町六丁目81番地）
株式会社日新大阪事務所
（大阪市中央区瓦町一丁目７番７号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

５　【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年３月期　決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2025年５月12日付で「2025年３月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」を公表しております。当該公表に基づく本決算短信の概要は以下のとおりです。なお、本決算短信の内容につきましては、法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

① 損益の状況(連結)

（単位：百万円）

会計期間	2025年３月期 （自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
売上高	190,806
営業利益	9,638
経常利益	10,446
親会社株主に帰属する当期純利益	10,854

② １株当たりの状況(連結)

（単位：円）

会計期間	2025年３月期 （自　2024年４月１日　至　2025年３月31日）
１株当たり当期純利益	726.34
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	―
１株当たり配当金	200

【対象者に係る主要な経営指標等の推移】

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月		2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月
売上高	(百万円)	197,387	155,915	192,699	194,165	169,934
経常利益	(百万円)	4,114	4,287	9,859	13,634	9,463
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,705	2,007	6,365	10,528	8,649
包括利益	(百万円)	△163	6,987	9,619	12,166	18,487
純資産額	(百万円)	60,437	65,848	74,406	85,263	102,220
総資産額	(百万円)	118,678	132,973	144,898	153,263	174,346
１株当たり純資産額	(円)	2,968.03	3,296.04	3,693.10	4,201.29	5,111.10
１株当たり当期純利益	(円)	137.13	103.55	329.61	540.47	450.87
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	48.9	47.6	49.4	53.6	55.4
自己資本利益率	(%)	4.6	3.3	9.4	13.7	9.7
株価収益率	(倍)	11.7	14.0	5.0	3.9	6.4
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	10,801	4,955	9,540	17,922	13,593
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△6,117	△8,938	△3,586	△5,557	△1,922
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△4,711	1,973	△5,438	△8,615	△9,600
現金及び現金同等物の期末残高	(百万円)	18,474	16,949	18,168	22,466	26,359
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	6,088 (840)	5,868 (790)	5,920 (787)	5,729 (821)	5,868 (867)

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．第113期においては国内子会社２社、国外子会社１社、第115期においては国外子会社１社を新たに連結の範囲に含めております。また、第112期においては国外子会社１社、第114期においては国内子会社１社、第115期においては国内子会社２社を連結の範囲から除外しております。

３．第112期以降の１株当たり純資産額の算定において、従業員持株会信託が保有する対象者株式を自己株式として処理していることから、期末の普通株式の数から当該株式数を控除しております。また、１株当たり当期純利益の算定においても、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。

４．「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第113期の期首から適用しており、第113期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 対象者の経営指標等

回次		第111期	第112期	第113期	第114期	第115期
決算年月		2020年３月	2021年３月	2022年３月	2023年３月	2024年３月
売上高	(百万円)	95,865	98,062	112,350	113,186	92,526
経常利益	(百万円)	3,238	2,895	5,146	7,377	6,787
当期純利益	(百万円)	2,545	2,333	2,670	6,123	5,702
資本金	(百万円)	6,097	6,097	6,097	6,097	6,097
発行済株式総数	(株)	20,272,769	20,272,769	20,272,769	20,272,769	20,272,769
純資産額	(百万円)	37,927	41,121	43,368	48,155	53,455
総資産額	(百万円)	83,745	94,991	98,807	98,172	105,034
１株当たり純資産額	(円)	1,936.13	2,135.82	2,233.57	2,459.39	2,823.65
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	(円)	56.00 (28.00)	56.00 (28.00)	60.00 (28.00)	90.00 (40.00)	110.00 (50.00)
１株当たり当期純利益	(円)	128.78	120.13	138.04	313.86	296.81
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	45.3	43.3	43.9	49.1	50.9
自己資本利益率	(%)	6.7	5.9	6.3	13.4	11.2
株価収益率	(倍)	12.4	12.1	11.8	6.7	9.8
配当性向	(%)	43.5	46.6	43.5	28.7	37.1
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数)	(名)	1,520 (160)	1,636 (131)	1,685 (104)	1,601 (142)	1,583 (167)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX)	(%) (%)	89.3 (90.5)	84.5 (128.6)	97.5 (131.2)	128.3 (138.8)	176.4 (196.2)
最高株価	(円)	2,015	1,825	1,957	2,249	2,942
最低株価	(円)	1,163	1,187	1,319	1,486	2,011

(注) １．潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
２．従業員数は、就業人員数を記載しております。
３．最高株価及び最低株価は、2022年４月３日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年４月４日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
４．第112期以降の１株当たり純資産額の算定において、従業員持株会信託が保有する対象者株式を自己株式として処理していることから、期末の普通株式の数から当該株式数を控除しております。また、１株当たり当期純利益の算定においても、期中平均株式数から当該株式数を控除しております。
５．「収益認識に関する会計基準（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第113期の期首から適用しており、第113期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。